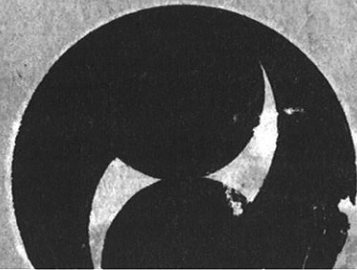
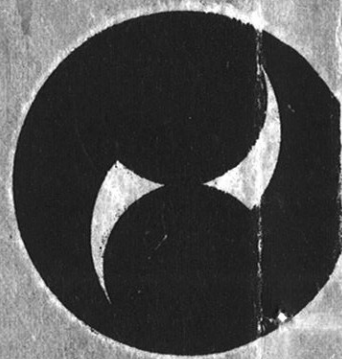
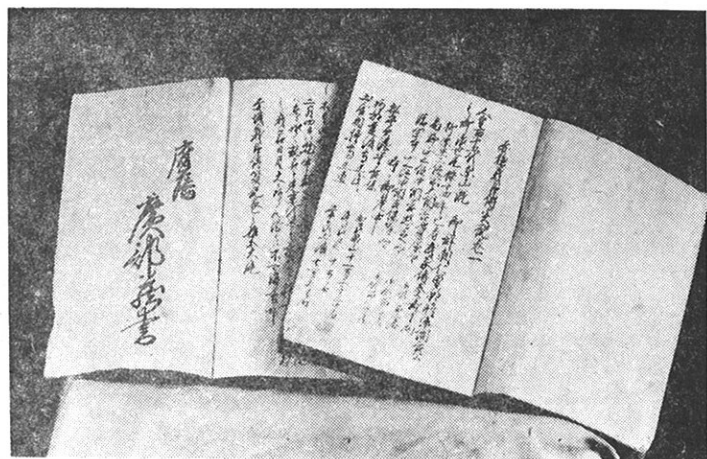


赤城義臣傳實記





舊府中藩主本多侯藏庫の赤城義臣傳
實記拾五卷を祖父傳右衛門事廣部晋
三の謄寫せる藏書なり



謹啓平素は取紛れ御無沙汰にのみ打過ぎ居り
候段御宥恕被下度候
陳者豫而企圖仕居候『赤城義人傳』印刷成就仕
候に付き御一覽に供し候
本書は本多侯の藏書寫本を祖父傳右衛門晋三
役儀奉職の餘暇謄寫珍藏せるものに有之現時
國家非常の時期一億一心翼賛の大義を唱導實
踐を鼓舞する好範とも被存御座右に奉呈仕候
次第微意御賢察被成下度候 敬具

廣 部 正

正 誤 表

壹の卷	四頁	十二行目	此上野こそ心能く得たれ	(誤)	此上野介こそ心得たれ	(正)
同	同	十五行目	大洲		大淵	
同	同	裏三行目	職預		職頭	
貳の卷	九頁	裏七行目	鱈		鱈	
同	十一頁	裏四行目	干		て	
參の卷	十七頁	五行目	勵み		勵し	
同	同	十行目	大變には		大變には	
四の卷	廿四頁	裏六行目	大學欸		大學殿	
五の卷	卅五頁	裏四行目	輩		奴原	
六の卷	四十頁	十一行目	左様		さう	
同	同	十二行目	輩		奴原	
八の卷	辛七頁	七行目	不任		不任	
拾參の卷	辛五頁	裏一行目	石川彌一右衛門、門		石川彌一右衛門、	

今回赤城義臣傳ヲ剗削ニ付シ知己親友ニ頒タ
ントスル所以ハ紀元二千六百年慶祝ノ微衷ヲ
表セントスルヲ第一トシ廣部家祖先ノ靈位ヲ
追想シ特ニ祖父天徳院雪岳鐵心居士本名晋三
通稱傳右衛門ノ五十周忌記念ヲ第二トシ並ニ
長男巖ガ今次ノ事變ニ應召出征奉公ノ責務ヲ
終ヘ無事歸還シタルヲ記念センガ爲ナリ
抑モ廣部家ノ遠祖ハ大阪ノ役ニ從軍役後府中
ニ流寓シ本多家ニ奉仕セリ寶曆七年故アリ姓
ヲ改メテ達川藤太夫ト稱シ本多家御勝手役ヲ
勤メ累代其業ヲ繼承セリ天保四年再ビ復姓シ

テ廣部藤太夫ト稱シ御勝手役奉仕故ノ如シ
祖父晋三八其父藤太夫ノ後ヲ承ケ安政二年其
幼名次郎八ヲ傳右衛門ト改メ從前ノ御勝手役
ヲ勤仕セリ壯年丹生郡上氏家村(今、豊村)渡邊
新兵衛(現今眞平)ノ女ヲ娶リ三女ヲ舉グ文久三
年御徒目附勘定吟味役兼帶慶應三年搗屋表納
戸勘定吟味役引續キ御札改所札掛擔當被_レ仰付
タリ慶應四年徳川將軍大政奉還王政維新ノ時
ニ當リ本多副元君公ヲ始メ藩士等福井移轉ノ
命アリ仍テ君公ニ從ヒ福井西山町ニ居住ス明
治四年國家趨勢ノ推移ヲ洞察シ福井士族吉田

利平次次男官次郎ニ我が士族株ヲ讓渡シ府中
上馬場（今武生町旭區）ノ元屋敷ヘ歸還居住セ
リ同六年官廳ヘ出願シ其許可ヲ得テ第十二區
南條郡高瀬村（今神山村）ヘ轉居シ傳右衛門ヲ晋
三ト專稱シ農業ニ從事シ將來ノ活計ヲ定メタ
リ曩キニ明治四年士籍轉換ニ當リ嗣子無キヲ
以テ高瀬移住ノ後丹生郡上四目村（今大虫村）伊
藤久兵衛四男金次郎ヲ迎ヘテ長女ニ配シ稼穡
ノ業ヲ繼カシム二男アリ長ヲ藤太次ヲ正ト稱
ス而シテ正ハ一旦分家セルモ實兄ノ歿後再ビ
廣部ノ家系ヲ相續セリ

祖父傳右衛門嘗テ勘定吟味役勤仕ノ際本多侯
書庫ノ藏書赤穂義臣傳實記ヲ愛讀シ餘暇ニ膳
寫珍藏セルモノ即チ此書ナリ蓋シ本多侯ノ江
戶邸宅ハ本所相生町ニ在リテ吉良宅ニ隣接シ
義士討入ノ際ニハ間接ニ之ヲ援助シタリトノ
美談アルヲ傳聞ス因緣奇ナリト云フ可シ此書
ヲ頒布セントスルニ方リ其由來ヲ記スルコト
是ノ如シ

昭和十五年二月

廣 部

正 識

◎赤穗義臣傳實記◎〔卷の壹〕

人皇百十五代東山院 御諱朝仁聖朝將軍綱吉公之御治世元祿十四年己春武家傳奏御下向

柳原正二位前大納言資廉卿 御領二百二十石
高野正三位中納言照定卿 御領百八十石
清閑寺正三位中納言保春卿 御領百八十石

時の御老中

松平美濃守 吉保 和州郡山 十一萬二千三十石
阿部豊後守 正武 武州忍 十萬石
土屋相模守 正直 常州土浦 七萬五千石
小笠原佐渡守 長重 武州岩附 五萬五千石
秋本但馬守 高朝 甲州谷村 四萬石
稻葉丹後守 正通 下総佐倉 十萬三千石

松平右京太夫輝貞 上州高崎 六萬二千石

時の若年寄

加藤越中守 明英 勢州水口 二萬五千石
本多伯耆守 正永 下総舟戸 二萬石
稻垣對馬守 忠昌 三州荏屋 二萬二千石
井上大和守 正峰 丹波龜山 五萬三千石

時の寺社奉行

松平日向守 重頼 豊後木付 三萬三千石
阿部飛彈守 正高 父豊後守 部屋住
青山播磨守 幸督 接州尼ヶ崎 四萬八千石
永井伊賀守 尙富 下野鳥山 三萬三千石

三卿東武御下向に付饗應有司、被_レ仰付事。並に高家衆御用掛り淺野伊達の兩家御役替の事。

毎歲京都よりの御吉例として、東武へ武家傳奏衆下向有り、是年始の使節を例しめた

まふ恒例なり。元祿十四巳年春正月二十八日播州赤穂城主淺野内匠頭長矩五萬三千石豫州吉田城主伊達左京亮宗春三萬石、月並爲御禮登城す。帝鑑問において秋本但馬守台命を奉て右兩家へ勅使院使饗應の役義を申渡す。内匠頭御請には公家堂上の義は不案内に候へば迷惑仕候段被_レ 申上_二 土屋相模守の曰く、吉良上野には高家の職頭にして毎年此義に預る間令_二 示談_一 相勤候様被_レ 付仰_一 に依て奉畏候趣御請被_レ 申上_一 ケル。高家衆には

吉良上野介義英 從四位少將 四千二百石

品川豊前守尹氏 從四位侍從 千石

大友近江守高豊 從四位侍從 千石

右三家今年の傳奏御用掛り被_レ 仰付_一 播州龍野城主^{五萬三} 脇坂淡路守、備前岡山の内二萬五千石池田内匠頭召に依て登城す。淺野内匠頭。外櫻田御門火消役相勤罷在候處、右御用に付御役御免、跡役脇坂淡路守へ被_レ 仰付_一。伊達左京亮は幸橋御門火消役相勤罷在候處、是又右御用に付御役御免、跡役池田内匠頭へ被_レ 仰付_一 ける。

淺野内匠頭歸館、兩家老へ被_レ 談事。伊達左京亮家老
智惠の事。内匠頭吉良の宅へ始て被_レ 入事。加藤近江
守内匠へ意見の事。

淺野内匠頭は傳奏御用被_レ 仰付_一 鐵砲洲屋敷へ歸り、江戸家老藤井又左衛門、安井彦右衛門へ被_レ 申談_一 は先年父にも此御用御勤被_レ 成候格に准じ可_二 取計_一 如何様の品にやと被_レ 尋けるに兩家老申は吉良へ始て被_レ 爲_一 入候節は金子拾兩斗御出前方に指遣し其後御前に被_レ 爲_一 入候て被_レ 遊_一 御示談_一 事に候へども前廣に此沙汰仕候義、不_レ 宜奉_一 存候。此度は御用向相濟候て爲_一 御挨拶_一 御目祿被_レ 遣候方可_二 然哉と申ける。内匠頭清廉成人にて、へつらひ成義は意に不_レ 叶家老共の申に任せ聊其沙汰なかりける。相役左京亮は南八丁堀屋敷へ不_レ 歸直に吉良の宅へ行、傳奏御用に付ては相頼度段被_レ 申述_一 に吉良申は御心得に可_レ 成事は無_二 隔意_一 可_二 申談_一 どの返答なり。左京亮其日に吉良へ被_レ 罷越_一 趣は左京亮存付に、あらず去冬より來春の傳奏御用は左京亮へ可_レ 被_レ 仰付_一 と及_二 沙汰_一 ける。然るに正月二十八日の御禮後に内匠頭、左京亮居殘候様に被_レ 仰出_一 と左京亮は兼て存罷在候へば家來を呼で此段我屋敷へ申遣す。案の如く内匠頭、左京亮傳奏御用被_レ 仰付_一 ける。左京亮又家來を呼、彌、傳奏御用被_レ 仰付_一 候間是より御老中其外御役向並に高家衆へも相廻り歸宅可_レ 致此段屋敷へ爲_レ 知候様に被_レ 申付_一。夫より諸役向、廻勤被_レ 致ける。かくの如く御城より申來る左京匠家老萩原彌惣左衛門取計にて、金子貳拾兩留守居に爲_レ 持吉良宅へ遣し追付左京亮可_二 罷越_一 候萬事宜敷頼入候段申入にける。是又彌惣左衛門存付にもあらず。先年牧野駿河守^{日向延岡城} 主八万石 傳奏御用被_レ 勤候節吉良不禮多く駿河守は短慮の人

ゆへ、すでに及傷に可^レ及事度度有^レ之候へども勅使御退去の後可^ニ打果^ニと覺悟被^レ極て家老稻垣平左衛門へ此趣被^レ申けるに平左衛門少も止る色なく思召次第御討果し可^レ被^レ成と申す。夫より平左衛門存附白銀五拾枚相認め留守居に爲^レ持遣し駿河守無^レ滞相勤候様に頼存する段被^ニ申入^一ける。吉良快く取納め翌日駿河守は吉良を可^ニ討果^ニと覺悟の處、其後は吉良少も無禮無^レ之故駿河守存念相違して無難に屋敷へぞ被^ニ引取^一ける是全く稻垣が取計なり此稻垣と左京亮家老彌惣左衛門と兼て心易く致せし故、去冬より傳奏御用は左京亮へ可^レ被^ニ仰付^一と沙汰有^レ之ゆる彌惣左衛門稻垣へ申は先年駿河様御勤の節は如何に候哉心得に相成候義、承り度と申す。稻垣申は御用被^ニ仰付^一候はば不^ニ取敢^一吉良へ金銀を以、前廣に取入置、夫より御前被^レ爲^レ入候義油斷有間敷と先年白銀五拾枚手入致せし事迄委細に及^ニ物語^一にける。此義彌惣左衛門心底に納め置、左京亮傳奏御用被^ニ仰付^一候て吉良へ御出前に私へ御知らせ被^レ遊と兼て申置候故家來を屋鋪へ爲^レ知彌惣左衛門取計宜き故左京亮方には無^レ滞被^ニ相勤^一ける。白銀五拾枚にて八萬石の家を無難に取治めける。實に智惠深き家老と可^レ謂歟。藤井安井は淺野家五萬三千石を斷絶させける。黑白の相違なり。また或書に曰江州膳所城主本多下總守康樹江戸に、おいてはつと云妾を甚愛し、或年膳所へ歸城の節彼、はつを同道せんと有家老某諫申けるは御勝手向甚だ指支の處へ女を被^ニ召連^一ては家中未末迄の思わく不^ニ宜候間難^ニ相成^一事に候と申す。下總守の曰、

はつを在所へ遣す事難^ニ成^一は我も歸城致間敷と有^レ。家老の曰御歸城無^レ之時は公邊の御首尾不^ニ宜候^一。是非御歸城と理を盡し申けれども兎角はつと一所ならでは歸城致間敷と被^レ申、家老あぐみ果、然らばはつも被^ニ召連^一急に御歸城可^レ被^レ成と申す。下總守の曰。在所は不^ニ面白^一はつと一所に江戸表に可^ニ罷在^一と歸城の沙汰は相止め晝夜奥に入り後には家老共へ對談も、うとうと敷相成けり。家老大きに歎き如何に愚將なれば迎、無^ニ是非^一次第歸城無^レ之時は公邊の首尾に拘はり家の大事に可^レ及と心痛大方ならず。下總守は國太夫節の淨瑠璃を、このみて鶴澤養仙と云盲人の三味線にて彼、はつに身振を、させて晝夜酒宴に遊ばれけり。家老、はつへ申は其方取計にて御歸城有^レ之様に頼むと申ければ、はつ承り工夫可^レ仕と申。其後彼鶴澤が一曲にて例の國太夫節始り下總守機嫌よく遊ばるる時鶴澤唐崎心中と、いふ淨瑠璃を語る其章歌に、三井の古寺あれかとよ今死る身の今までも唯歌方に、はりつよき矢橋の、わしが歸帆ぞ也と感聲を顯して語りける。時に、はつは下總守の膝にもたれて殿様御歸城被^レ遊候へば私しも三井寺矢橋も一覽仕へしと、たのしみに存候處御歸城無^レ之故、得^レ見不^レ申候。御意地あしき殿様と、うらみを、ふくみて申ければ下總守の曰く、近江八景を、さほど見度思はば歸城可^レ致とて俄に出府有て公邊いささか無^レ滞事本多の家繁昌せり。下總守の愚昧は論に不^ニ及^一笑ひを末代に残しける。はつに取入歸城させしは天晴智惠深き家老なり。藤井安井も此思慮あらば淺野家永く斷絶には及

間敷事なり。翌日内匠頭吉良の宅へ入昨日傳奏御用被_ニ仰付_一候間萬事相頼候段被_ニ申述けるに吉良の曰く。御饗應の事に付ては別の仔細も無_レ之候、覺候程は可_ニ申談_一由にて内匠頭は歸館せらる。此日始ての出會に候へば少少音物の沙汰可_レ有處一向其義無_レ之依_レ之吉良立腹し内匠頭に不調法の義を致させんと大きに邪欲の心底發しける。其後五六日過て内匠頭、又吉良に入り御馳走の義被_レ尋候處、吉良申は、三卿御逗留の間は毎日進物被_レ献御機嫌伺ひ可_レ然と申す。内匠頭には土屋相模守と別懇成故、ある日、土屋の屋鋪え被_レ入。土屋の曰く、吉良へ御馳走の義御尋候哉と被_レ申。内匠頭の曰く、三卿御逗留の間毎日進物可_ニ指上_一様に吉良申候と有ければ相模守の曰く。毎日と申は餘りの事に候、兩三度にて可_レ然候。是迄も毎日の進物は無_レ之候と被_レ申故。内匠頭も吉良申事を不_レ被_レ用萬事相模守の申に被_レ任ける。其後吉良は内匠頭、土屋へ被_レ任ける事を聞き、内匠頭は御馳走の義を我に相尋、又土屋殿に被_レ尋は如何の了簡ぞや、公家御饗應の義は此上野介こそ心能_レ得たれ、相模守何ぞ高家の役義を可_レ被_レ存哉と怒り伺_レりて甚だ立腹せり。是淺野吉良の兩家斷絶に可_レ及の發端なり。吉良勅使へ毎日進物と申は惣じて三卿へ指上る時は御残りと號し先一番に吉良を始め高家へ送る事故欲心より、かく申趣とぞ聞へし。其頃豫州大瀨の城主加藤遠江守泰實_{五萬石}内匠頭と無二の中にて無_ニ隔意_一出會しける。或日遠江守、内匠頭

屋敷へ入來りて被_レ申けるは貴公此度勅使御用被_ニ仰付_一候山右に付吉良上野介と毎度御參會有_レ之事に候。拙者義去年日光御用に付毎度上野介に御用談有_レ之に其身高家の職頭たる事を鼻にかけ甚だ不禮の働き、第一欲心深き人にて候。然に貴殿には生得短慮に候へば中中小人の不禮をも見逃し候事難_レ成見受候。御大切の御用蒙りたまふ事なれば何様の不禮有_レ之共堪忍被_レ致御勤被_レ成候様、大丈夫たる武士、なんぞ彼士如きの小人に心を動すべきや。兼て御心易に、まかせ斯は申すなり深く御愼み玉へと被_レ申ければ内匠頭の曰。御實意を以御意見忝く御禮に言なし。併し武士たる身は理を以て非に用る事不_レ可_レ有や、事にのぞんで屈せざらんも武の一道に候と被_レ申ける。遠江守又曰堪忍と申は外の事にては無_レ之堪忍難_レ成義を堪忍するを以て堪忍とは申なり。吉良如何様の不禮有_レ之とても五六日か七八日の間に候。勅使御用相濟家候へば高家に參會は稀にて候。必必御愼候へと言葉盡して被_レ申けるが終には加藤が一言符合せしこそ本意なけれ。士官たる人によらず末末迄可愼は忍の一字なり。

赤穂義臣傳實記卷の壹(終)

● 赤穂義臣傳實記 ● 「卷の貳」

内匠頭吉良の宅へ被入吉良不禮の事

其後内匠頭吉良の宅へ入り。役筋の儀、尋度被_レ存けるに吉良會て對面せず又三度に一度面會の節は御饗應の義に付ては相定りたる事無_レ之と斗申て五月下旬より二月末迄しみみ示談なかりける。兎角する内、三月にも相成勅使御下向近寄ける故、内匠頭吉良の宅へ行向ひ委細相尋申度趣被_レ申入_レ候處今日は御用取込罷在り。明日御出候様申に付其後又被_レ罷越_レ候處取次の者申は上野介義、御用有_レ之御老中方へ罷越候間、明朝御出有_レ之様に申置候て罷出候と申。内匠頭難_レ心得_レ被_レ存候へ共、翌日早朝に被_レ罷越_レ候處、二時斗爲_レ待漸く及_レ面會。内匠頭段段被_レ尋候處吉良申は饗應の義は甚だ重き事にて前廣に申談じ萬一失念有_レ之時は大切の義に候間其前日御相談可_レ申候と申ける。内匠頭吉良の不禮を怒り其場も難_レ去被_レ存けれ共重き御用被_レ仰付_レ故、むねを、さすりて吉良の宅を退出せられける、無_レ程勅使御着府に付、内匠頭また吉良へ被_レ罷越_レ十一日には三卿御着、十二日御登城の式は、いか相心得可_レ申哉と被_レ尋候處、吉良申は御登城の日は別の仔細も無_レ之候。勅使

相濟候後御城より直に上野並に増上寺へ御參詣毎年の格に候。此時宿坊にて御馳走の御膳指上候義、專一の義に候。御料理は申に不_レ及諸事念を入。金銀の、いとひなく御馳走致さるる事に候と被_レ申。内匠頭、是迄毎度及_レ相談_レに實意を以、返答致事無_レ之。是は先年木下肥後守土屋相模守宅にての遺恨可_レ成と心被_レ付候へ共此度の御用に付金銀を不_レ送故と不_レ心付_レこそ、家亡の基ひなり。或時内匠頭近臣大高源吾に被_レ申は此度の御用に付吉良我へ不禮法外の義及_レ四度_レに、依_レ之近日殿中において可_レ討果_レ其節は汝必油斷致問敷と被_レ申ければ源吾申けるは吉良は四千二百石、君には五萬三千石彼等如きの小身もの御相手には不足なり。何事も御堪忍被_レ遊御勤專一に奉_レ存と言葉を盡し諫ければ内匠頭少は心解て源吾申旨を被_レ聞入_レける。源吾は武邊斗に心を用ひ金銀を以、吉良を取入る心の附ざるは是非もなき次第なり

三卿東武着御持參の品之事。吉良淺野不快の事。

三月上旬京都御立有て同十一日東武に御着十二日御登城將軍家御對顔、柳原大納言勅命を被_レ傳將軍家謹て拜聞有、御持參の品禁裏より御太刀柳原高野の兩卿御持參有_レ之。仙洞より御太刀清閑寺御持參有。女院よりの御太刀柳原高野兩卿御持參准后より黄金、右兩卿御持參有_レ之。將軍家謹て頂戴有_レ之。公家衆下檀の左の方に御着座御規式相濟、三卿御下城有_レ之直に増上寺へ御出なり。左京亮は吉良の指圖に、まかせ

宿坊の掃除無_レ殘處_二被_レ致ける。内匠頭の宿坊普光院の手當、豫て吉良へ被_二相尋_一候處、指て仔細も無_レ之候間御料理念に入候様被_レ申に付就中御膳部に心を盡し被_レ申けり。其日内匠頭家來増上寺より立歸り申けるは左京亮殿には宿坊の疊不_レ殘表替、壁の上ぬり障子の、はりかへ無_二殘處_一念を被_レ入事なり。此方の宿坊は似寄不_レ申見苦敷段如何可_レ仕哉と伺ひける。内匠頭大きに驚き左京亮には院使の御馳走役、我は勅使の饗應なり。早く伊達家へ承り合可_レ來と被_レ申。早速聞合す處。吉良氏の指圖にまかせ如_レ斯手當申付る由なり。内匠頭吉良の不直を、いかり其日申の刻より大勢の入夫を入、夜中に疊表二百四十餘疊仕替、壁障子は火を以て、かわかし夜明け迄に出來せり併。俄の事故伊達家には、およばず不都合の事共多かりき。

上野増上寺御固めの事。吉良淺野爭論の事。

上野御手當二王門黒門下野宇都宮城主十萬石阿部對馬守惣門文珠樓車坂出羽山形城主十萬石堀田伊豆守中堂越後高田城主六萬石戸田能登守、二天門屏風坂阿州の内五萬石蜂須賀飛驒守新二天門常州下館三萬石増山兵部少輔

寺社御奉行

青山播磨守

高家衆

吉良上野介

同

大友近江守

同

京極對馬守

増上寺御手當山門石橋表門備後福山城主十萬石松平下總守裏門厨口三州岡崎六萬石水野監物

寺社御奉行

永井伊賀守

高家衆

畠山民部少輔

同

品川豊前守

三卿は上野へ御參詣吉良は直に増上寺へ來り左京亮の宿坊を見分し無_二殘處_一手當なりと申。夫より淺野の宿坊へ罷越獻立一覽有て大きに驚き内匠頭には如何被_二心得_一哉當所は靈場に候へば御中飯は精進に候處如_レ斯魚肉調進にては不_レ被_二召上_一候早く仕替可_レ申趣を申し斯様の義は拙者へ御尋も可_レ有_二之に無_一其義。三卿追付御入有_レ之候御間に合候やう可_レ被_二申付_一候。其上掃除も甚だ龜末に候、傳奏御用には金銀を不_レ厭御勤の事に候、公用に對し不調法有_レ之候ては第一上野介難_二相濟_一候此度の御用に金子多分入用にて難義に候はば御請被_レ申間敷候、外の御大名え可_レ被_二仰付_一候。萬事不都合の事に候と色を變て申ける内匠頭被_レ申は當院掃除御料理の事迄委く貴殿へ相尋候處通例に相變義、無_レ之趣に付其旨相心得罷在候處伊達氏は貴殿の指圖の由にて模様致相違て有_レ之故拙者方は此夜中より今朝迄に大勢の人数にて申付候金銀を不_レ厭相勤候様被_レ申候、金銀を厭は貴卿の如く小身の人なり拙者_ナは是式の

御用に金銀は、いとひ不^レ申貴殿の心底難^レ斗候と申ければ吉良の曰く先達て勅使へ進物の義申談候處土屋殿へ被^レ伺候て土屋殿の申に被^レ任候趣不^レ得^二其意^一候此度の御用は土屋殿の指圖にて御勤と存候故委細は拙者より不^二申談^一候と申ける内匠頭堪忍難^レ成。すでに可^レ及^二刃傷^一体なり次の間に内匠頭家來速水藤左衛門控能在けるが其席へ出て吉良へ向い兎角内匠頭行届不^レ申段は御免被^レ下候様にと取締ひ申述る。吉良は藤左衛門斯く申す上は彼れが内内金銀の沙汰可^レ有と、はや欲心先立て言葉と和らげて無^レ滞御勤候様致度と申ける内匠頭心底には甚だ不屈の事に被^レ存けれ共其日は無^レ滞事濟ぬ。然るに藤左衛門早速金銀の沙汰に及びなば大變には相成間敷に唯一通りの挨拶斗にて手入致ざりけり。大高源吾へ内匠頭吉良を可^二討果^一と申されける時と此度、藤左衛門及^二挨拶^一ける時と兩度迄其圖を取放しけるこそ殘念の事共なり。三卿被^レ爲^レ入御馳走相濟ける故左京亮内匠頭も無^レ滞引取られけり

三卿御饗應御能の事内匠頭吉良の宅に入

御規式を被^レ尋事。

十三日御饗應の御能有^レ之甲府中納言綱豊卿紀州中納言綱教卿へは酒井壹岐守を以て被^二仰遣^一水戸宰相綱條卿へは秋田淡路守を以被^二仰遣^一御譜代の大名衆へは土屋相模守より被^二相觸^一四座の猿樂致登城勤ける

御能番組

高砂 觀世 東北 寶生

田村 喜多 春日龍神 金春

狂言は コンブ賣 福の神

御能相濟、三卿下城有。内匠頭は吉良今日不禮あらば可^二討果^一と覺悟の處昨日藤左衛門吉良へ直に申趣有^レ之故吉良内心に大方金銀を以、挨拶に可^レ參と存取候故、今日は内匠頭へ美敷會釋有^レ之故、内匠頭存入も相違いたしける、扱、御能拜見迄は無^レ滞相濟十五日は將軍家より勅答の御義有^レ之三卿御登城に付其次第を可^レ尋と御能の席より内匠頭吉良の宅え被^二罷越^一吉良早速に出會す是は昨日速水藤左衛門挨拶に付一廉の手入可^レ有^レ之と内心悦び出會せし處内匠頭聊其義無^レ之唯一通りの体故心底大に相違いたし又例の不禮言葉にて其時に臨で相談に可^レ及との返答なり。内匠頭押返し被^レ尋けれ共吉良申は其節御城に、おいて委細可^二申談^一と斗にて早く被^レ歸よと言はぬ斗の會釋なり。内匠頭無念の胸を押へて被^レ歸ける

勅答御規式の事。吉良淺野へ放言の事。

内匠頭上野介へ及^二刃傷^一三卿御登城の事。

十五日勅答の式可^レ被^レ行とて御白書院に御座を、まふけて御老中若年寄其外御用掛

りの諸大名登城す。中にも淺野伊達品川大友吉良は衣冠を改めて出仕す内匠頭は早朝より登城有て心配り被_レ相詰_二前日、日暮に、および内匠頭より使者を以て明日の装束は如何可_レ致哉と被_レ尋_一。吉良の返答には熨斗目に上下にて宜候と申來る。内匠頭難_二心得_一被_レ存て装束品致_二用意_一熨斗目上下にて登城有て白晝院に入、營中を被_二見廻_一に何れも大紋なり。其中に内匠頭獨り熨斗目に上下異形に相見へける。速水藤左衛門茅野三平を呼出し裝束被_レ改席に着、今日の様子吉良へ可_レ尋と被_レ存處吉良は奥深く入て表へ不_レ出。内匠頭は諸大名の見る處無_二面目_一体なり、かかる處へ吉良奥より出るに付、指掛りたる義を被_レ尋に吉良申は唯今御前に御用有_レ之とて又奥に入る。内匠頭面色替り早事に可_レ及体なり。左京亮は營中爰彼被_二相勤_一第一重役の内匠頭不都合の事多く面目を失ひ被_レ申ける。暫して吉良奥より出る内匠頭側へ寄、是是の義は如何可_レ致と被_レ尋に吉良申は貴殿今日早朝より登城被_レ致候へばゆるゆる御對談可_二相成_一處拙者より後に登城被_レ致故御指圖も難_レ申候御用有_レ之拙者を引留め被_レ尋義は不届に候此上は貴殿了簡次第に御勤可_レ有と申す内匠頭有無の返答もなく外の間にぞ被_レ退ける吉良其座を立て奥に入れるが公家の式法は田舎士は難_レ勤ものなりと惡口して入る。是を聞く内匠頭は性急の人なり、かかる一言得こそ聞捨に被_レ致間敷とぞ申ける。爰に梶川與惣兵衛は將軍家御母公桂昌院殿御用有_レ之内匠頭の側に何心なく控罷在けるが吉良は松の廊下を通りて高家の間に到らんとて

通る處を内匠頭走り掛りて田舎士の振舞を覺よと言葉を懸て短刀にて被_二切付_一。吉良は詞なく逃去んと、しけるが指貫に足もつれて、うつ伏に倒れけるを又一太刀切るに鈍、烏帽子に當りて三四寸切込たり。梶川與惣兵衛立上りて内匠頭に組付て一向に働せず。然るに内匠頭怒りて爰放されよ梶川御邊の指がまふ事に非すと云て振放さんどすれ共梶川勇力を出して働かせず。大聲を上て誰か出會候へと云けるに折節御坊主關久和此邊を通りける故、内匠頭の拔身を奪取る。上野介は、からき命を助り逃込ける。大友近江守品川豊前守介抱して高家の間に入る。内匠頭は屏風を以て取巻蘇鐵の間に入置り御目附多門傳八郎側に付添相守る。營中以ての外、騒ぎ、問毎に詰居る諸大名我席を立て如何せんと騒ぐ。爰に志州鳥羽の城主松平和泉守乗村生年十五歳此時源次郎と申けるが少も席を動かす被_レ申けるは、かかる非常の備にこそ御譜代の面々には奥深く相詰る事なれ。吉良淺野及_二及傷_一ばとて其御用に不_レ當もの我席を去て騒ぐ事不_レ可_レ有目附の指圖有_レ之時は兎も角各しづまりたまへと被_レ申ける。無_レ程吉良下城す。御目附中嶋彦右衛門見送り被_二仰付_一ける。今日、を晴と美を盡せし装束血に染りければ脇坂淡路守是を見て、むかしより、ひたたれの血に染たるを不_レ見事よとて大に笑ひけり。其時に内匠頭を奥州一の關の城主田村右京太夫へ御預けに相成に付右京太夫番頭里見源太夫信夫十之亟物頭分部孝右衛門吉村次郎左衛門牛田牛右衛門其外中小性徒士の者六十三人足輕百六十人行向ひけり。平川御門より入て内匠頭

を請取右京太夫屋敷へ引取る。内匠頭鐵砲洲屋敷へ天野傳四郎近藤平八郎戸田伊豆守三人を被_レ遣て家來共騷動仕間敷旨を被_レ仰付_一ける。内匠頭後役は越後高田城主戸田能登守へ被_レ仰付_一傳奏屋敷へ戸田家は入交んとす。淺野家は立去んとす。此騷動大方ならず、下馬に罷在處の諸大名の供廻り。其主君主君の安否如何と立さわぐ。御目附鈴木源右衛門御玄關に立出で被_レ申は淺野内匠頭吉良上野介え及_二又傷_一候處双方存命にて内匠頭は田村右京太夫へ御預け。上野介は大友近江守へ御預けに相成候間、下馬の面をしづまり候様にと被_レ申ける。諸家の供廻りは鎮るといへ共淺野吉良の臣等は途方に暮、屋敷屋敷よりは主人の安否を伺んが爲に何れも御城に來る。内匠頭の家來には片岡源五右衛門來るといへ共御門へ入事不_レ叶。内匠頭の供に有し速水藤左衛門大石瀨左衛門傳奏屋敷より直に赤穂へ早打に急ぎける。無_レ程、三卿御登城有_レ之將軍家より高家を以今日淺野内匠頭吉良上野介へ及_二又傷_一死亡は不_レ致候へ共殿中を穢し候間勅答の義延引可_レ仕哉と御尋有_レ之候處不_レ苦候間御席を被_レ變候て可_レ然由にて俄に黒書院に被_レ仰付_一將軍家には緋の御裝束を被_レ召て勅答の式相濟公家衆は歸路に趣き玉ひけり。任_二御吉例_一に御引出と被_レ進けり

御小袖 三十 御裝束 三通り
檀 紙 十束 白 銀 貳百枚
金屏風 三双 御太刀 壹腰

御箱肴
若君様より

御小袖 二十 白 銀 百枚
御夜着 三通 御フトン三通り

御臺様より

御小袖 二十 白 銀 百枚
御香 品品

御母公桂昌院様より

御小袖 十 金 子 百両

御樽肴

御老中より

卷 物 十 白 銀 五拾枚

若年寄より

卷 物 十 白 銀 參拾枚

寺社奉行より

卷 物 五 白 銀 貳拾枚

膳 膳

五個

左京亮内匠頭より

御小袖 十 御太刀 壹 腰

綿 五十把 白 銀 百 枚

猩々緋五間幅三尺 毛 氈 十 枚

奉 書 二十束 御櫛肴

左京亮内匠頭家老共より二人

羽二重縮緬五卷 白 銀 拾 枚

御扇子 五 箱

右の外、三卿御逗留の間傳奏屋敷に、おいて相用被_レ成候屏風御臥具其外諸道具迄不_レ殘被_レ進

三卿の雜掌六人え左京亮内匠頭より

白 銀 參拾枚 麻上下 十 具

羽 織 五 ツ

淺野吉良御吟味内匠頭切腹の事。内匠頭

家來片岡源五右衛門暇乞の事。

吉良淺野の變御目附を以雙方御吟味有_レ之内匠頭被_レ申は上野介へ兼て遺恨有_レ之今

十

日は見逃し、がたき義に付場所を不_レ辨及_二又傷_一候。上を不_レ恐、仕方、其上上野介を仕留不_レ申旁以恐入奉_レ存候何様の御仕置にも奉_レ願候と被_レ申ける。上野介曰く、内匠頭とは是迄心易く參會も不_レ仕此度の御用に付折折參會仕候迄の義に御座候。亂心と見受候故相手に相成不_レ申候と申上る。右兩人、口上の趣彼は御評定有_レ之處第一禁裏表への聞へ難_二相濟_一、勅使の不禮に相當り候に付三卿へ被_二仰入_一候は内匠頭不敬の仕方に付切腹可_二申付_一候京都の御沙汰穩便に御取斗被_レ下候様に致度と被_二申入_一ける。其意味は三卿深き思召も有_レ之内匠頭切腹には及申間敷候禁裏表に滯事も無_レ之候。下官存寄毛頭無_レ之と被_レ仰候はは夫を、しほにして淺野家永く斷絶にも相成間敷處に三卿被_レ仰候は公家と違ひ武家の御仕置は嚴重成物に候と斗被_レ仰故是非切腹に相極りけると也。淺野家運の盡と可_レ謂歟

東照神君の御嫡男岡崎三良信康卿は織田信長の御聲君にて御父子の間睦間鋪有_レ之處御母君築山殿の御心より御父子御隔意に被_レ爲_レ成三州二俣にて信康卿御生害御母公にも御落命に及ける。此時信康卿の御守酒井左衛門尉忠次の東照君被_レ仰は信康此度の一件汝如何相心得罷在哉日頃は何と見受候やと御尋し時忠次申上るは重き御義に候間退て相考可_二申上_一と御請申上る。東照君の思召は幼少の砌りより守りに附置く、左衛門なれば善惡共に能能存じ可_二罷在_一處退てと申上は少し存當ても有_レ之事と思召て御生害に被_二仰付_一ける。是酒井が一生の、あやまりなり其時左衛門尉實實大切

の事と奉^レ存らば信康卿に限り不義の御志は毛頭無^ニ御座^ニ候此左衛門奉^レ守上は御別心出来可^レ申様無^ニ之如^ニ此の惡評申す奴輩糺明し其分には指置申問敷と申上ば東照君の御うたがひも晴て御父子の間目出度徳川の天下は此信康卿御相續の事成を左衛門尉が、にぶき一言より御嫡家御斷絶に及びたり。其後福嶋佐衛門太夫、正則東照君へ御尋申上けるは酒井左衛門尉忠次は御當家に、おいては無二の忠臣武功、人に超たるに御加恩も尠^ク候ば如何の事に候哉と申上る。東照神君被^レ仰は貴賤共親の身とては子は不^レ便のもの也左衛門も今は子を持、おやの心を可^レ知と被^レ仰ける。正則此義、難^レ解外へ相尋けるに或人申は三郎信康君御生害の節、左衛門にぶき御請申上たる事今に東照君不届に思召て如^ニ此の御意なりと申ければ福嶋も不審を晴し候とや假初にも士官たる身は平日心得可^レ有事なり。又享保九辰年八月二十八日信州松本の城主七萬貳千石水野隼人正、毛利主水正へ於^ニ殿中^ニ被^ニ切付^ニ主水小さな刀を鞘ながら抜いて是を被^レ請誰か隼人を取すくめよと被^レ申に隼人疊かけて打太刀なれば主水三四個所疵を受ける御目附兩人立出、抱き留ける。扱双方御吟味の處隼人には亂心にて不都合の御受故秋本但馬守へ御預けにて切腹に可^レ被^ニ仰付^ニ御評定に決せり。主水方御吟味の處、隼人へ何の遺恨も無^ニ之候處不慮の仕合全く亂心と見受候故、抜合せ不^レ申候、且又私疵は薄手にて養生仕候はば三五日の内に快氣可^レ仕候間隼人御仕置の義は輕く被^ニ仰出^ニ候はば忝奉^ニ存候。此後毛頭遺恨に不^レ奉^ニ存候と被^ニ申上^ニ

ければ將軍家此一言甚だ感ぜさせられ隼人に切腹申付、其家を潰すは主水が志を無にするに似たり隼人は但馬守へ永く御預けに被^ニ仰出^ニ隼人舍弟を被^ニ召出^ニ御旗本に被^レ成て七千石被^レ下水野豊後守と申ける。隼人は其後秋本家にて病死せり全く是主水正の一言より被^ニ今七千石の家を残す。また三卿御一言不^レ宜故五萬三千石の家を一時に亡す。如^ニ斯の事跡を考見るに公家にも武家にも心得の可^レ有事なり。

土屋相模守を台前に被^ニ召出^ニ淺野内匠頭不敬の罪不^レ輕依^ニ之切腹可^ニ申付^ニ旨被^ニ仰付^ニける。相模守は同役の御老中へ其旨を及^ニ相談^ニ御書付を以内匠頭え可^ニ申渡^ニ案文如何可^レ致さあり。何も其事を相考勅使御馳走の御役を不敬の上は重き罪成とて御書付出来ず。

淺野内匠頭義勅使御馳走御役被^ニ仰付^ニ處致^ニ亂心^ニ
吉良上野介へ及^ニ刃傷^ニ候段不届に思召候急度可^ニ被^ニ

仰付^ニ候へ共御慈悲を以切腹被^ニ仰付^ニ者なり

右の通案文出来す相模守一覽有て被^レ申は内匠頭亂心は不^レ致、豫て上野介へ遺恨有^ニ之不^レ得^ニ止事仕合故及^ニ刃傷^ニたる由なり吉良は一向相手に不^レ成内匠頭亂心と見請たると申せ共亂心と見受たるを一言の取斗も不^レ致其身斗其場を逃たるは臆病至極に候。殊に薄手の事なれば致方も可^レ有^ニ之候。此御書付を讀渡申時内匠頭亂心は不^レ仕斯斯の意趣有^ニ之及^ニ刃傷^ニ候。亂心と被^ニ仰聞^ニ義は御請不^レ仕と申時は致方無^ニ

之候内匠頭申趣に任せ御書付相認め可。然とて相模守一存にて御書付認め被。申ける上使には庄田下總守檢使には多門傳八郎大久保權右衛門介錯に御徒目附磯田武太夫此外御小人目附六人田村右京太夫宅に行向ひ御書付を以内匠頭に申渡す則其書面

淺野内匠

其方義吉良上野介へ豫て意趣有之故今日於殿中

及刃傷候段時節不辨仕方依之切腹被仰付者なり

内匠頭謹て奉り上を不。恐仕方不屈に思召如何様の見苦敷御仕置にも可被。仰付。處如。士法。切腹被。仰付。難。有仕合に奉。存候。此上の御芳志には私指料の刀にて御介錯奉。願。上候。上野介を討損候故萬一鉄味惡敷故と批判有。之候へば死後迄の恨に候間私の首御討被。下、切れ味をも御覽可被。下とぞ被。申ける。下總守被。聞届。則、武太夫えも被。申談。ける。然るに内匠頭家來片岡源吾右衛門右京太夫屋敷へ來て内匠頭に死別の暇乞仕度と申入る。下總守曰く、甚重き事拙者一存にて指免し、がたく御老中へ相伺可。申義に候へば御聞届無。之事に候。君臣の間死別の暇乞仕度と申は最是候後日に不調法に相成候共不。苦候間拙者一存にて源吾右衛門の願可。聞届。と存候。各方如何と被。申に上使の下總守如。此被。申上。は、何も尤と被。申ける。則、源吾右衛門呼出し平庭側の此方にて大小懷中の物を取上、内庭に通しける。源吾右衛門禮儀正しく申述。主從暇乞に及ぶとき内匠頭被。申は家來多き其

中に其方獨り此所に來る事不。淺志なり切腹被。仰付。事元來の覺悟聊驚事は無。之其方赤穂へ罷越此越大石内藏介へ可。申開。と被。申。片岡返答も不。致能在る下總守被。申は最早暇乞終らば罷立と有。之故退きて鐵砲洲の屋敷へ歸りける。常内匠頭短慮の人にてはあれども切腹の時心しづかに役人中へ被。及。挨拶。禮儀正しく被。取行。ける。吉良を討事口外に不。出内藏介へ可。申開。との一言に萬事皆こもれり國家老江戸家老其外餘多家來も有中に内藏介へ名指せられしは日頃内匠頭は内藏介が胸中察し、られしと也。扱庭上に臺をすへ疊を敷其上に、毛せんを、しく。内匠頭白むくに無紋の麻上下にて座に直り檢使の方へ禮儀有供饗に扇子を、のせて出す。供饗は凶器なり、三方の形に似て足を、くくらす板の

合目も逆に、するなり角を不。取四角成物なり

内匠頭右の扇子を取て、いただき被。申内匠頭指料大原實盛の刀にて討。之則、たと。う紙に受、右の供饗に、のせて實檢に入る。死骸は白むくに包み大ひろふたに入、首と一所に右京太夫家來舟木長右衛門嶋田奎兵衛。百百造酒之亟大倉民之助に磯田武太夫付添玄關に持出る先達て内匠頭弟淺野大學方へ死骸受取に可。罷出。と下總守より被。申遣。に付、内匠頭家來粕谷勘右衛門建部喜六、片岡源吾右衛門、磯貝十郎左衛門、田中與四郎、中林清右衛門、罷越死骸受取乗物に入、鐵砲洲屋敷へ引取ける。片岡源吾右衛門暇乞の願、下總守の了簡を以被。聞届。候義公邊の首尾不。宜後に、下總守

御役御免被^ニ仰付^一候。扱又切腹には品品式法有^レ之事にて上中下三段に分て見る時は内匠頭の切腹は下段なり切腹小屋を立るもあり屋敷にて切腹もあり庭上の切腹は甚だ下品なりとかや右京太夫の本家松平陸奥守伊達綱宗此事を聞て目附の指圖にもせよ内匠頭は一城の主たり平士の如く庭上の切腹は右京太夫法に疎き取斗なり。たどへ檢使如何様に申共是非重く會譯可^レ致處武法を不^レ辨右京太夫成とて大きに機嫌悪しく暫く參會も、なかりしとや。内匠頭常武邊に心を止められければ共吉良を討損じたるは末代迄の汚名なり近頃は武邊と、いへば兵書を能よみ覺へ古戦を手に取やうに話し武藝を、鍛鍊すれば武士の道を得たりと思へり。大きに了簡違の事なり。武の本心と云は二六時中に心がけ不時に大變ある共少も不^レ退志を立るを武士の本意とするなり五萬三千石を捨る程の事なれば吉良を呼出し一刀指通さば心よく仕留べきなり。吉良も又拔合せ互に指貫きて死る共志は遂るものなり。小サ刀を抜て切真似をするやうなる及こし事にて人を仕留る事は不^レ可^レ成。士官たる者は殿中にても途中にても變出來せば如^レ此せんと心掛るを本意を得たる士といふべきなり。往昔源賴朝の時代一條次郎忠頼は天下無双の強勇軍術に達せし兵なるが野心を指はさむ趣風聞有^レ之賴朝是を忍びて聞せらるるに無^レ違、或時一條を鎌倉に召す。賴朝工藤左衛門祐經天野藤内遠景兩人へ今日は一條を我前へ呼出し可^レ及^ニ酒宴^一。折を見て祐經一條を刺殺すべし。後詰に遠景其心得可^レ致稻毛三郎榛四郎兩人は酌に可^レ立と被^ニ申付^一ける。一

條召に應じて無^ニ何心^一入來る、すでに酒宴に及び時移るといへ共工藤一條を刺事不能顔色替りて當惑の体なり。稻毛榛兄弟が父小山田判官有重七十に及ぶ老人成りしが別用有て次の間に來る。兄弟父に此事を語る。有重曰く斯様の酌には袴のたたりは緒の不^レ解様に、せよと云て兎角時移りければ有重席へ出て一條が右の方へ廻ると見へしが一刀に刺殺す。天野遠景止めを刺て有れば賴朝は奥の間に入たまふ、つらつら此事を考へ見るに工藤祐經武道に達し是迄合戦の場數を、ふみて臆したる事なき勇士なる故に賴朝今日一條を刺せと被^ニ申付^一に其場に臨で後れたる事は日頃心懸薄き故なり。戰場に向ひ働く事は大勢の人数に引立られ相應の働もなるものなり俄に人を害する事は覺悟なくて成がたし山田有重老年に及びても武道に心掛厚き故指懸り壹人前を勤めけり。今按ずるに内匠頭も平生主君の爲に命を捨ん事は被^ニ心懸^一公義を奉^レ重忠義に私は、なきといへ共殿中に、おいて吉良を討留る程の心術は無^レ之もの歟、近年は御治世にて士官たる者晝夜浮々暮して心術を、磨く者稀なり。唯娼酒に、ふけり山野に遊び戦場の心懸平生たしなみ疎く夢現に月日を送る故少の變にも、うるたへ廻る事有べし。武家は一瞬の間も物事に油斷せず治乱の道に達したるを稱美すべし。武藝さへ上達すれば武士の本意を得たると心得たる士多し。武藝と心術は別ものなり武藝は日本無双の達人にても大事の場に至り逃かくる時は武藝は用に不^レ立なり。たとへば武藝は人並にも、せずとも武士の本意を不^レ失赤穂の義士の如く忠を勵み敵の

首を得たらば義名乾坤に、つらぬき武士たるものの鑑とすべし。大野九郎兵衛武藝に達したると云へ共大義に、もれたるを以て義士とは言べからず。武藝と心術と二つ成事を平日可^レ辨なり

延寶の頃堀田筑前守正俊は父の遺領壹萬石を配分し家光公へ奉^レ仕御旨に叶。ひ御加恩拜領し綱吉公の御代に拾三萬石に成り古河の城を被^レ下其頃肩を、ならぶる人なく天下の大老職を司り萬の政事、心の儘に被^レ取行^一けるが權に、ほこりて逆政多く諸大名末末迄困窮して天下の乱にも可^レ相成^一やと諸人囁きけれ共御出頭第一の人なれば誰有て諫むる者もなし。爰に筑前守從弟に稻葉石見守正休壹萬二千石領し若年寄を相勤文武二道に達し忠義不双の勇士なるが筑前守權に、ほこる事を歎き折折諫れ共會て不^レ聞入^一却て石見守を惡みける。石見守つくづくと思慮するに筑前守我儘日日増長し是を拾置ば天下の御爲に不^レ相成^一。所詮我命を捨て筑前守を討て日頃の我が御厚恩を奉^レ報と覺悟して家老某へ何となく被^レ申は殿中にて變に臨で人を害する事有らば心得も有べし、鍛鍊したる事あらば我に、つたへよと被^レ申ける。家老申は殿中にては小サ刀又は脇指にて害する事なれば拔放して討ときわ討損じ申事有^レ之候。其害せんと思ふ人の側へ近く寄り腰の物を拔手早に刺通し候へば、いか成、強勇の者も一太刀に留るものにて候又討損しても相討には可^レ相成^一尤後ろに壁など有^レ之所へ押付るぐり仕損は無^レ之物に候と申ける。石見守尤に被^レ聞入^一重ね厚く柄長く、るぐ

るに便利能様に可^レ申付^一とて兼房の新身を三四腰被^レ申付^一に早速に出來す石見守居間に巻藁を、いくつも申付て彼新身を以て毎日毎日彼巻藁へ飛かかり、るぐり見るに始は茶碗の廻り程に、わらばらと切れ落けるが日を重ねて後には、すりばちの廻り程に丸くされ落けり。其後江戸屋敷に罷在、家來に家内多くある者は皆下屋敷へ被^レ移て又老人子供無^レ之若者斗を下屋敷より呼取て爲^レ勤られけるに人其、意味を知る事なし或夜下屋敷へ被^レ罷越^一御母義と、ゆるゆると被^レ及^一物語^一に夜ふけて上屋敷へぞ被^レ歸ける明れば貞享元年甲子八月二十八日月並爲御禮諸大名登城す。石見守も早朝より登城有て、彼兼房の大脇指をさして堀田筑前守の居所の口に立て筑前守殿に得^レ御意^一度と呼出し被^レ申に筑前守何心なく出る所を飛かかり右の脇下より左の、かた先迄突通し、るぐられけり。此体いを大久保加賀守忠朝見付て、ろうせき人よと言て、かけ來り石見守を被^レ抱留^一ける。是を見て戸田山城守忠昌阿部豊後守正武二三の太刀に石見守を被^レ仕留^一ける筑前守石見守兩人共於^レ其座^一落命なり。石見守懷中に書置有其文に曰

私親伊勢守義先年於^レ駿府^一不慮横死仕候處家督

無^レ相違^一被^レ仰付其上^一嚴有院様御側に被^レ召仕^一奉

蒙^レ御厚恩^一候且又御當代に罷成尙以御加恩拜領

仕生生世世此御厚恩共難^レ忘候故筑前守を討果申

候以上

と書置有^レ之故石見守忠臣たる事を人皆感ず然れ共筑前守名跡は御殘し被^レ遊石見守家は及^ニ斷絶^ニなり具に武家盛衰記に見ゆ石見守豫て筑前守を刺んと存立より家老に夫となく心得の事を尋ね覺の一腰を新に申付毎日毎日けいこ致さるるは武道に達したる人と、いふべし御母公へ暇乞し家來も、いたわり其上にて、主君へ忠義を立しは誠に士法を心得たる人と、いふべし内匠頭石見守心術十分一有^レ之は吉良を一太刀に可^ニ討取^ニ吉良と不快ゆへ怒斗に心取亂し討損したるは武門に跡なき處なり是又無^ニ是非^ニ次第なり

赤穂義臣傳實記卷の貳(終)

赤穂義臣傳實記 〔卷の參〕

吉良義英へ醫師被爲付事。吉良妻女意見の事。

三月十六日吉良上野介へ大目附仙石伯耆守久尙を以て手疵致し保養し本復の上公邊無滞可相勤旨被仰出吉田自庵、栗崎道有の兩醫を被付多分の人參を被下ける稻葉丹後守曰、此度吉良淺野の變御評議候處内匠頭越度に相決し切腹被仰付趣は内匠頭、上を不憚候仕方故なり。然るに吉良は存命にて有之内匠頭家亡に被仰付吉良十分の仕合なり。又本復の上無滞可相勤との上意は理に不當候快氣以後公邊勤可申共又不勤候共夫は上野介が了簡次第の事に候御上より餘り結構過たる御會釋に存候又兩醫を被爲付人參迄被下置に及び不申事に候と理非を糺し被申けれ共兎角に右の趣可被仰下旨に御評議相決せる故に伯耆守吉良の宅へ行向ひけり、吉良の妻、上野介に、むかひて曰く、此度於殿中内匠頭へ御手向い無之義は御尤に相聞へ候其上結構成上意にて候得其他の聞へは武家の本意とは申間敷候疵御平癒の後に人前へ面を被向候事は如何可有哉、内匠頭は場所を不辨と有て切腹被仰付家斷絶に相成り、殿の御身の上目出度事と不奉存候子孫

相續を思召は早早御生害被成候淺野家の浪人共、殿を主人の敵と、ねらい候はば不慮に人手に懸り、たまはんは末代迄御恥辱なり當年六十八歳に及玉へば御齡ひ、さのみ可惜に非ず自分御介錯仕御供仕候なりと申けれ共吉良は思ひ、よらぬ体にて打過ける其後四五日有て妻は上杉家へ罷越て翌年春病死せり。

内匠頭遺骸葬事。武林唯七由緒並に 同人母殉死の事。

内匠頭遺骸、鐵砲洲の屋敷へ引取ければ奥方始、何も愁傷不大方前後を失ふ斗なり。棺郭を營み菩提所芝高輪泉岳寺へ送り法號を
冷光院殿前少府朝散太夫吹毛玄利大居士と贈る死年四十五歳、奥方は同月二十日尼と成。遙泉院とぞ申しける、二十四歳なり。兄淺野式部少輔方へ被引取ける然るに江戸家老兩人は主君の凶變に前後を失ひ葬送の供をも、せざりけるこそ淺間敷けれ内匠頭近臣、武林唯七は先祖大明國の勇將、武林隆が末なりしが大閣秀吉公朝鮮征伐の時、淺野左京太夫幸長蔚山の城に籠るに大明國より朝鮮へ加勢として三十萬の軍兵を以押寄て及合戦日本勢打勝といへ共大軍故少も、ひるます武林隆、真先に進て戦ふ處を左京太夫、勇臣龜田大隅大明、勢、數千をつき崩す。奥野彌右衛門武林隆を生捕ける。朝鮮陣終りて何れも日本へ歸國す、幸長の手へ武林隆を召連歸る。人品骨柄

凡人に、あらず彌右衛門甚だ是を愛して御免を受けて彌右衛門方に指置ぬ其後、左京太夫弟、采女正分知五萬三千石を受けて常州笠間の城を被_レ下是今の内匠頭の家なり其時奥野彌右衛門は將監と、あらため采女正の附人に相成ける故、武林を武林唯右衛門と名のり相勤む、其子唯右衛門が代、女房内匠頭の乳母を勤ける故、唯七は内匠頭とは主従の上、乳兄弟なり内匠頭日頃不便を被_レ加唯七は近習役を勤め母は毎度城に参りて其厚恩を蒙る事双ぶ人なし母子共難_レ有存入無二の義心を勵_レけり。斯而、唯七、母は葬送の供して歸り唯七を呼で曰く、實に殿様の御残念たとへを取るに物なし吉良の首を取て御墓に供へ度は思へ共、女の身にて心に任せず汝、志を立て吉良を一太刀恨て早く亡君の御心を休めよ今更改て言に不_レ及其方は人に越て御厚恩を蒙り候へば此度の太變には忠義を、はげみ可_レ申候。弓矢の家に生れて忠の一字を、わすれては畜生に同じかるべし。戰場にて討死をするも吉良の宅にて身を捨るも忠義に二つはあるまじ、我先祖は大明國の人なれば不義の志あらば尙尙口惜か_レべし返す返す丈夫の心を、みがくべしと申ければ唯七申は仰迄も候はず亡君御生害と聞より我命は吉良の宅に捨て上野介の首は我手の内に入待ると申ければ母は無_レ限悦びて夜も更ければ寢所にぞ入にける暫有て守刀を胸元へ突立しに、今はの一聲、聞えける故、唯七駆け入りて見れば朱に成て、早事切れたり亡君の變に心を痛め今又母人かかる横死は何事ぞやと我を忘れて歎きける、歸らぬ事なれば葬式取行ひけり側に書置一通有。唯七泣々

是を見るに

一、なみだながら硯にむかひ参らせ候實に殿様御事の、いかなる御運の末に候や思ひ、わけ、かたく候我らは人に越し御恩を蒙り参らせ候ゆへ御あとしたひ参らせ候。そもじは、しばらく存命して、こころざしを起し殿様の御いきどふりをやすめ申されかし、われら存命では、そもじの心ひかされけんま先立参らせ候

一、高野山へ日牌の望候て、ため置候金子たんすの内に置候玉章院まで、のぼせ、たまはるべく候

一、淺草の金剛院へ、ことわり申され候て我等なきからを泉岳寺へ、おくりて殿様の御はか所の近所に、しるしを残したまはるべく候

一、紅葉の守りは、さむらいの運をひらく守に候そもじへ遣し候。此白むくは我等着なれし物ゆゑ、かたみに、しんじ候、おくら、しか、つた、三五郎、へ、それぞれ、かたみ送り参らせ候御とどけ候へかし、申度事候へ共心せかれ参らせ候

はるの夜の、あかつき、つぐる鳥の聲、諸行無常と、かきとめ参らせ候かしこ

三月十五日夜母より

武林唯七どのへ

返す返す忠義を守り候て必死にたすらに、くらし申さるまじく候。母が望に、まかせて死骸を泉岳寺へ送る内匠頭の墓の右の方に立、今に其志石を残せり正しく唯七母の墓なり此寺へ參詣の人は義士と共に拜禮を、とぐべし女に稀なる忠死をとげけり

内匠頭屋敷被召上に付本家安藝守より固めの事。

内匠頭切腹の前刻に内匠頭從弟戸田采女正淺野美濃守を、土屋相模守の役席へ被召呼。内匠頭の居宅、鐵砲洲の一構被召上。間。台命の趣家來共へ申聞せ、則、其兩人内匠頭屋敷受取候様被仰付ける采女正美濃守内匠頭の屋敷へ行向い淺野大學並に家老共を呼出し美濃守御書付を以申渡す

淺野大學

淺野内匠頭家老共へ

淺野内匠義、吉良上野介へ意趣有之由にて於殿中。理不盡の仕方殊に時節を不辨及。又傷一段不届に思召領地被召上。切腹被仰付候。家來共騒動が間敷義有之候ば内匠頭の親類共不調法に被仰付者也。と讀終て尙又、家來共穩便に可立去とぞ被申述。兩家老は腰をぬかし一向御受も得不致淺間敷事なり。又本家松平安藝守へ御老中より被仰遣は内匠頭家來

今日中に屋敷取拂可申少も騒動が間敷義不仕候様に可申付趣に付、安藝守より家來豊嶋安右衛門寺尾庄左衛門に騎馬五人、足輕百五拾人相添鐵砲洲へ指遣し、内匠頭家來共無滞引拂候様に被申付ける、内匠頭屋敷には不存寄變なれ共日頃武備に怠り無き家なれば舟を數十艘集め家財武具を積入相印を立て其夜五つ過に屋敷の掃除も濟ければ、家中不殘妻子老親を引連己が勝手に立去りける、内匠頭短慮より及難義もの數百人唯可慎は忍の一字なり

内匠頭頂戴の御朱印被召上御目祿の寫

三月十六日戸田采女正より以使者内匠頭頂戴する所の御朱印、土屋相模守へ返献す其紙面

播磨國赤穂郡百拾個村三萬五千貳百石賀西郡の内三拾壹個村八千九百九拾石八斗餘賀東郡の内二十四個村八千貳百壹石九斗餘佐用郡の内五個村貳百拾貳石二斗都合五萬三千二百石

在判如前に宛行之全可領知者なり

寛文四年四月五日 御朱印

淺野内匠頭どのへ

目 祿

播磨國赤穂郡一圓百拾個村高三萬五千貳百石外に三百六拾貳石六斗七升五合籠高賀西

郡の内上野村廣原村佐國村下芥田村上芥田村上万願寺村下万願寺村東山道村大内村下若井村上若井村河原村田井村山川村馬渡谷村谷村大工村鍛冶村湯谷村田谷村奥山寺村國正寺村新田村柳山寺村中原村上原村明閑寺村新田村夜尾村落方村下江波田村合山寺村、村數合三十二村此高八千九百貳拾石八斗五合賀東郡の内福積村曾我村貝原村垂水村久保田村鳥居村家原村中村北村梶原村甘梨村上田村仁我井村大井村澤邊村赤田村下三草村上三草村牧野村多井田村田中村北野村河高村野村、村數合二十四村此高八千二百壹石九斗七升四合佐用郡の内西本江村海田村藏塩村中山村山田村合五個村、此高千貳百拾貳石二斗都合五萬三千五百三十四石九斗七升九合右今般被_二指上_一郡村の帳面相改及_二上聞_一候處被_レ爲_レ下御判なり此義兩人奉行被_二仰付_一仍て執達如_レ件

寛文四年四月五日

永井伊賀守 尙廣

小笠原長門守長頼

淺野 内 匠 頭 殿

淺野大學閉門、其外遠慮大學家老存寄の事。

内匠頭變に付遠慮被_二仰付_一候面

戸田采女正

内匠頭從弟

同人 母

内匠頭伯母

戸田彈正

内匠頭再從弟

淺野美濃守

内匠頭伯父

淺野式部少輔

内匠頭小舅

淺野左兵衛

内匠頭小舅

内藤伊織

内匠頭伯父

松平主馬妻

内匠頭伯母

安部丹波守

内匠頭族弟

安部小十郎妻

内匠頭伯母

内匠頭、弟淺野大學長廣は三千石を分知にて木挽町に宅を構へ被_レ勤ける、兄内匠頭變に付大目附溝口攝津守を以て被_二仰付_一候は

兄内匠頭不調法に付切腹被_二仰付_一候依_レ之

其方閉門可_レ仕者也

大學謹て御請有、表門を閉て被_レ憤ける。大學家老に三木八郎右衛門と云者あり元來内匠頭の父に仕へ文武兼備の士成故大學へ附人に被_二申付_一家老を勤ける此度内匠頭變に付主人閉門被_二仰付_一趣始終相考て内心に思ふは内匠頭殿切腹にて御家斷絶は全く勅使御用を不_レ辨先手を被出たる故也、併吉良存命なれば内匠頭殿切腹にも及申間

敷か此處には六ヶ敷意味有べし。然る上は大學殿にも後後品よき趣は有之の間敷、目出度御勤は無覺束。遠嶋か又は切腹にても可被仰付哉、吉良と大學殿と一所に勤候義難相成然る時は大學殿御方、越度に可相成哉赤穂浪人五萬三千石の家中にて吉良へ恨みを含むもの數多可有之、然れば吉良は公義より御立置被成候ても浪人者の爲に身命を可失か赤穂の浪人、吉良を討たる時は大學殿の身の上、世間へ云譯難立者也、大學殿の仰を受けて我等無二無三に吉良を討取て大學殿に生害させば公邊の恐も有之、上を不憚事と人は申せ共兄弟の禮儀武士の道は可立哉大學殿永永閉門の内に赤穂浪人吉良を討取時は大學殿の思はくは捨る也、我もまた、かかる事に携る事は是、武士たる者の風俗なり吉良の宅に入て上野介が首を不得共武士の本意を、失ふたり、とは申間敷と、覺悟して此趣、大學へ委細申達しければ、大學被申ば、尤に聞えたれ共、公義より閉門被仰付は兎角慎より外に存寄無之、汝必短慮を不可出すとぞ被申ける、大學心底、八郎右衛門存寄深き意味可有之

淺野吉良遺恨根元の事。

吉良淺野遺恨を含むは傳奏饗應の事斗にあらず、年久敷事也抑、内匠頭家は太閤秀吉公の五奉行淺野彈正少弼長政より四代の孫、采女正長友の嫡子也父采女正病死の時内

匠頭五歳にて家督を繼、十五歳に及寛文十一年十月十五日將軍家齋公へ御目見有之淺野又市郎長矩、江戸家老安井彦右衛門付添登城し彦右衛門は虎の間の内縁側に控へて又市郎首尾能御目見有之從五位下、内匠頭に被任ける。夫より同席の御大名に面會せんと高家の間を被通ける。吉良、日野、品川、畠山、京極の高家の面面被並居けり、吉良申は内匠頭は不骨の人なり、諸大名初而登城の節は先一番に我我へ挨拶有之義なり、堂上方の禮格は高家ならでは知るものなし京都の御用傳奏等の御役の節は拙者共の外に誰か宜敷取斗んや依之拙者共へ格別に挨拶可有事なるに甚だ不禮の仕方なりと被申ける。内匠頭不届に被存けれ共、先、外の大名家へ挨拶に及び夫より高家の間に來り一禮を被述て、擬吉良へ向い先刻被仰聞一言難心得候御目見相濟候へば直に同席衆へ及面會事は慥成る格式に候各方へ一番に御挨拶申事は無之候へ共各御詰有之候座敷見て通る事故、無言にて罷通るも、いな物故、一通り挨拶仕候事に候を、いつとなく同席衆より先に各方へ御挨拶申様に相成各方にも大名衆より先に一禮申事の様に被存候拙者義は殿中の格に任せ夫夫に會釋仕候。此上にも思召有之拙者失禮にも有之哉承度候と、色を糺して被申ければ吉良大きに、こまり入、一言の返答不致けるを傍に罷在高家衆取持て相濟ける夫より又或時木下肥後守の宅にて茶湯有之牧野備後守、加藤遠江守、小笠原佐渡守、淺野内匠頭、吉良上野介、被招ける小笠原の茶道、山田宗變も一所に來入す。宗變

一軸を取出し是は一体の筆に候由に付、求め度候、各方御目利可被下と差出す、被き見れば照月と書たる二字なり。各是を見て眞偽如何と評議ある、吉良上野介人の言葉も不待一体の筆に紛れ無之候と云、其時内匠頭被申ば一体の筆は紫野大徳寺に所縁有之毎度見覺候、又拙者方にも致所持候、是は一体の筆とは難見定候と被申に、吉良曰く、一体の筆に無之と被申は如何様の見處在之哉、筆勢墨色無紛事に候と云、内匠頭曰く、一体は博學の僧にて、かかる文盲成事を書入に、あらず、夫、月は照を以て第一と仕れば月の字の上に照の字を可置様なし筆勢墨色斗を以、目利仕るは無覺束事に候と被申けるに吉良曰く、照月と書て、あやまりに候はば歌仙の内に源の順が歌に

水面に照、月なみを、かぞふれば今宵ぞ秋の最中成ける。

と讀たれば何が、あやまり可成と申ける、内匠頭曰く是又文盲の仰に候、水の面に照月なみと詠したるは、月の照と云にはあらず、正月より二三四五六七八月と、毎月の月並をかぞへたるの心にて。照は上につけて月は下につけてよむ心の月なり。然るを上の照の字に引れて照月とも覺たるは近頃文盲の至り。に候と被申ければ、吉良一言の返答なく大きに閉口す、其座しらけて見へける人人取持て相濟ける、是より淺野吉良心よからず成にける、後に聞人申は、内匠頭さして武道に不拘事を、おとなしからの人なりと申あへり、其後二三年過て土屋相模守宅へ久世大和守、井上河内守、

淺野内匠頭、毛利甲斐守、小笠原信濃守、被招事有、吉良上野介も來入す亭主相模守被申は御立弓献上仕る間、札を附る、故實我等が家法も有之候へ共一決難致候小笠原氏の家法に取斗可給と被申信濃守曰く、斯様の義は重き事に候へば拙者一存にも難決事に存候是に罷在。内匠頭は當時無双の達人に候へば御尋可然と被申しに内匠頭被申ば年若き某兎角申も憚あり一向存じ不申と申も弓矢の道に、うとくに似たり。愚意の趣を相認め可申とて被書ける

御弓一張

但し御張替有

御空穂一腰

御根矢二十筋御上揃雁俣

如此書認め是にて宜候はんと被申ける。信濃守大きに感心有、我家に秘する所も此通りなり。文武の道に、くらからぬ内匠頭成とて暫く詠入られける、其時吉良曰く、御弓貳張有之を一張と書、但御張替有之と被認事文盲に存候、御弓二張と可有事ならずやと申ける。時に内匠頭曰く、御弓二張と書、故實有之哉、我は故實を以て如斯相認め候と被申に吉良の曰く、故實體には存不申候へ共餘り文盲に相見へ申候故斯は申也と返答す。内匠頭曰く、故實御存なくば語て聞せ可申、武士たる者、主人二人取て奉公する事を忌嫌ひて、二人の主仕る者を貳張の弓を引と申也。是に因て御弓一張、但御張替有之と書事武家の故實にて候。高家の家にて弓箭の故實は中難辨事に候

慶安四年卯十二月十九日阿部豊後守忠秋、御弓献上の時御弓一張但御張替有と、付札被_レ認披露無_レ之前に御表座敷の床に立置、神尾備前守、石谷十藏、其側に在り、井伊掃部頭直孝、是を見て流石は阿部豊後守也と大きに稱美せらる神尾、石谷其趣を被_レ尋に直孝曰く、二張の弓と云事を武家にては嫌ふ事ゆへ如_レ此書者也と被_レ答右兩人弓箭の故實を相尋けるに言下に被_レ答ければ、直孝秀才弓馬の道に長せられし事を皆、以、感せしとなり井伊氏被_レ申は惣じて弓矢の事は廣大の事にて輕輕敷は不_レ被_レ申古歌に

矢を指て、左右は弓を、調度掛、奥の習は家によるべき

と申歌有_レ之其家の法式有_レ之者也と被_レ申由。前方より二張の弓と云事は不_レ宜候と被_レ申ければ吉良一言の返答なく及_二赤面_一けり。是迄言葉論及_二三度_一しが皆赤面被_レ致ける終には傳奏御用に付萬事不快にして互に家斷絶に及びける

梶川與惣兵衛關久和御恩賞の事。

三月十九日梶川與惣兵衛御用席へ被_二召出_一淺野内匠頭殿中闘争の節其方働振心得候仕方甚神妙に思召候依_レ之五百石御加増被_二下旨_一元知行千五百石都合貳千石領知致す御坊主關久和内匠頭の白刃を奪取候義是又御旨に相叶白銀三拾枚被_二下置_一兩人共其頃面目を、ほどこしけり此日、内匠頭の中屋敷下屋敷不_レ殘被_二召上_一ける上屋鋪

は當分水野監物に御預けに相成ける

赤穂義臣傳實記卷の參(終)

◎赤穂義臣傳實記◎〔卷の四〕

片岡、磯貝由緒並に兩人至而忠義に走る事

内匠頭の江戸士に片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門と云者有り。由緒格別の者なり。片岡は尾州の生れにて内匠頭の家來、片岡六右衛門の養子と成り。少年の頃は小姓役を勤め父六右衛門百石を領し、源五右衛門貳百石の加恩を受けて都合三百石にて側用人を勤む。磯貝は少年の頃愛宕山教學院にて始て内匠頭に謁し被_レ召招_二小姓役を勤む。百五十石を領す。片岡と同じく側用人を勤めけり。内匠頭の遺骸泉岳寺へ納め腹切て泉下の君に仕んと覺悟せし候共吉良を一太刀恨みて亡君の御怒りを奉_レ休らんと存ず。併し赤穂の士と申合せて、工夫も可_レ有と兩人心底には思ひ定むれ共、片岡は磯貝が心を、うたがひ磯貝は片岡が心を計り三四日の日數を過ぐす。片岡磯貝に向い申すは、淺野の家臣多き中に御邊と某は人に超て厚恩を蒙りし者也。吉良を一太刀恨て亡君の御心を休め奉らんと思ふなり。貴殿心底如何と申ければ磯貝の曰く。仰迄もなし我心底も貴殿と同意成りと申ける。此上は赤穂に行き忠義の程を可_レ固むと約束して一七日の喪を勤めて三月二十一日江戸を出立赤穂に趣きける。始終志を不_レ違四十六人の内にも無二の忠義をばげみ實を盡せしは此二人なり。

蜂圖示凶事大變赤穂へ告來る事。

三月中旬赤穂の城内に奇怪の事有り。城の東の門の庇の裏に其大きき三尺斗の蜂巢一兩日の内に出來たり諸人怪しみ見るに其大きき蟬の如くの蜂飛來り巢の上を廻る其時巢の内より數千の小蜂出て是を取巻き討たんとする、又四方より數千の山蜂飛來りて互に戦ひける。暫の内に外より飛來る蜂共巢を破り内に入るに、内より出て是を防ぐ様子、半時斗の内に巢は破れて小蜂不_レ殘死けり。如此くして山蜂四方へ飛散けり。是を見る者不思議の思ひをなしける三月十八日亥の刻過速水藤左衛門、大石瀨左衛門江戸より百七十里を四日半に赤穂に到着して申けるは、勅使去る十一日江戸御着、十二日御登城則勅命を被_レ傳、十三日御能有_レ之、十五日勅答の式有_レ之處、白書院の後、松の廊下において吉良上野介を君公被_レ及_二刃傷_一候處討損じ給ひて吉良は存命なり。君公は田村右京太夫殿へ御預けに被_レ爲_レ成直に君公の御代りとして戸田能登守殿へ後役被_二仰付_一候。我我兩人は傳奏御屋敷より直様早打に罷越候故其後の事は不_レ存とぞ申ける。國家老大石内藏介是を承り、是程の大變、達者成若士六七人も可_レ罷越一處二人斗罷越候は無念千萬と申ける。是は早打に來る者に大義坏と申せば心ゆるみて即死するものゆゑに斯は申ものなりとぞ。

大石内藏介忤主税が心底探り見る事。

内匠頭切腹赤穂へ告来る事。

其夜内藏介伴主税良金十四歳に成けるを一間に招き申けるは、今般於殿中君公吉良を被_レ及_二刃傷_一候上は御家の浮沈は再度の注進にて可_レ知事なり。傳奏饗應の御役儀にて高家の職頭、吉良上野介へ及_二刃傷_一たまふ上は、輕く相濟間敷き事なり。品により我等父子の命捨る場合にも可_二相成_一、汝十四歳に及ぶ事なれば如何存じ入り候や、性根を定めて返答せよ、と申ければ。主税申すは兎に角に士法に相叶候様御取斗被_レ成命を捨る儀は少も厭ひ不_レ申候、御心苦勞に思召被_レ下間敷と申ける。内藏介悦びて此後如何やうの事談する共志を立る風情を必、人に見せ申問敷、汝が母も他家より来る者なれば一言も洩すべからずと父子の間に一大事の極意は納めけり。同十九日卯刻_{五時六時}前過原惣右衛門、茅野三平走附けて申けるは、君公去る十五日田村右京太夫殿屋舖に、おいて御切腹ましましたける。御相手吉良は其儘被_二差置_一候。勅使御馳走の御役被_二仰蒙_一殿中を不_レ恐趣にて如_レ此の御仕置なりと申述る。京都の留守居、小野寺十内、大阪藏屋敷留守居、岡本次郎左衛門兩人共此大變を聞き赤穂に急ぎ来る。

赤穂諸士願の事。戸田采女正殿より赤穂御下知の事。

赤穂には不思議大變故諸士當惑して如何可_レ致哉了簡に不_レ能、然る處に磯貝片岡の

兩人着す。吉良には手疵養生いたし本復の上、公邊無_二遠慮_一相勤め候被_レ仰、亡君は、やみやみ御生害其外江戸表の趣、一一申述る。内藏介甚だ心を痛め我君御一人の不調法に相成り今更致すべき様會て無_二之と前後に迷ひける。江戸の兩家老より申し越す旨は近日赤穂の城御受取として御目附荒木十左衛門殿、榊原采女殿、發向有_二之趣に候、御城受取の大名衆は追付御進發可_レ被_レ成趣にて候間其表穩便に仕、城地無_二滯引渡候様に可_レ被_レ致候。若相滯候へば大學殿其外御一類中へ御掛り被_レ成候由本家安藝守殿へ公儀より被_二仰出_一候間各方にも無_二異議_一御取斗、城下御立退可_レ然と委細に申越す。内藏介は同役大野九郎兵衛_{千五百石}奥野將監_{千石}川林傳兵衛_{八百石}近藤源四郎_{八百石}小山源五左衛門_{五百石}伊藤五右衛門_{三百石}外林源左衛門_{二百石}近藤源八_{四百石}玉虫七郎右衛門_{五百石}岡林奎之助_{二百八十石}扶持_{十人}目立候者共を上座として江戸より来る士。京、大阪の留守居迄三百餘人城中に集め評議に及ける。其時内藏介諸士に向ひ申しけるは此度亡君御切腹吉良は存命にて公邊無_二滯相濟候趣。相考見るに亡君御一人の御誤りに相決す。然る上は臣たる者、生死の間にせまりて大切の場に至れり。亡君に若殿も無_二之上は淺野の御家斷絶の時節到來せり。近日御城受取の御大名發向有る事なれば、各各如何被_レ存や、亡君の御墨附不_レ被_レ下に、やみやみ此城を渡す時は武門の法に背く、又城に籠る時は公邊の恐れ少なからず。此處如何可_レ致や武士の法も不_レ失公邊を敬

ひ奉る事、各出言可^レ有と申ける。三百餘人の者共此兩段、何れが可^レ然と答る者無^レ之遙末席に只賀彌左衛門友信申けるは、内藏介殿御了簡御尤に相聞へ候得共、拙者存寄とは大に相違仕る。先づ愚意を可^レ申。元來亡君先手を被^レ出事は甚御不調法に候へ共、吉良は存命に候得ば淺野家如^レ此御斷絶に不^レ被仰付候共誰か、いなと可^レ申哉、是は片手打なる御下知と申すものなり、併今更我我共いか程、もがいても歸らぬ事に候。此上は亡君の御懸附無^レ之誰殿にもせよ城を渡す事不^レ罷成、日本國の諸大名寄手に向い候共少しも臆する事無^レ之候。殊に當城は采女正殿譯有て築き被^レ申城なれば並並の城とは違。要害堅固に候へば目覺敷き働きたし、及ばぬ時は城に火をかけ烟り申にて腹切りて相果なば寄手の軍兵を思ふまに討取。せめては亡君の御心をなぐさめ奉らん。人は兎も角も此彌左衛門は此城一寸も引退不^レ申各方も甲冑に身を固め討死の覺悟せられよと、眼を八方に配り面色赤らかし夜叉鬼神の如く成りて一人怒りける。速水藤左衛門其側に有けるが貝賀殿の仰御尤至極誰か一味せざるべきや、又拙者が了簡と申すは若士百二三十人は姿を變へて急急江戸へ罷越、無二無三に吉良の屋舗へ討入りて吉良親子を討取りて其首を獄門に晒し置き、味方は泉岳寺へ參りて亡君の御墓の前にて、いさぎよく腹切るべし。さすれば此城は、やみやみ不^レ相渡亡君の御敵たる吉良は思ひのまゝに討取れば未來に、おいて亡君へ可^レ申上詞有。此上は江戸へ罷越吉良を討ち取る士と城にて討死する士と左右に立別れ圖取可^レ

致、各々此儀如何思召。彌左衛門殿と拙者兩人の存寄不^レ宜と思召す人は逃支度の心なりと。齒をくいしばりてぞ申ける。各返答猶豫に及びければ兩入内藏介に向い是程の一大事我我共に口たたかせ御覽可^レ被^レ成所にては無^レ之内藏介九郎兵衛御心底承り度とぞ申けり。此時内藏介申すは御兩人の仰、尤に相聞へ候。日頃の志顯れ頼母敷く存するなり。我一心を痛め候は當時大學殿閉門の事なれば御免の日迄待合申度、萬一大學殿へ亡君の御跡目被^レ立る思召も有^レ之處へ當城にては立籠り吉良の宅へ大勢討入たりと申ては御家は是切にて、斷絶に及ぶと申すもの也。未だ頼みある大學殿を目の前に差置きながら荒き了簡は甚だ不^レ宜、兎角に、ゆるゆると工夫有るべしと申ける。彌左衛門の曰く。内藏介殿の御了簡愚に歸りたる仰なれ。大學殿へ御名跡御立被^レ下と云は誠に無^レ覺束一事にて候。所詮此論御聞入有^レ之間敷五萬三千石の家中にて是式の事一致せぬと申すは口惜き事なり。此上は我我が心一ぱいに可^レ働各々見物可^レ被^レ成と申ける。内藏介もてあぐみて然らば拙者了簡を申出すべし。大學殿に心をとどめ罷在る上は江戸表へ一通の願書差上大學殿御身の上の譯見ゆるまで當地離散の儀御見合被^レ下候様に何となく一通差上候とて公儀にも不届共思召間敷事なり各如何と申ける。何も内藏介殿仰の通り一旦は物とらかど成り取斗可^レ然とぞ申ける。近松勘六申けるは内藏介殿の思召に候へ共、能御者可^レ被^レ成亡君御切腹ましまし御朱印迄御取揚被^レ成此城受取の御大名近日御向いと有るに城主も主人も無^レ之我我

共が千通萬通の願書差上たればとて何の故を以て御取上可。有。之哉物笑と成て用に不。立事なり。内藏介殿平生の思召と違ひ大きに不了簡に存ると理を盡して申ければ了簡達にもせよ差上て損の、まいらぬ事、兎角に一通差出し度と申ける。奥野將監も此一通可。然と申に付差出すに決定しける其文面

此度内匠頭不慮の不調法の儀に付切腹被。仰付。因。之城地被。召上。候段家中の者共奉。畏候私共は相手上野介様にも御卒去の上にて内匠頭切腹被。仰付。候儀と奉。存候處に追追沙汰承り候へば上野介様には御存命の由承知仕候家中の者共無骨にて一筋に主人壹人と存御法式も不。存相手方御意段承。之城地離散仕候儀歎申候年寄共色色教訓仕候へ共兎角に安堵不。仕候此上は年寄共了簡を以難。申看。候間宜様御取斗被。爲。下納得仕候様奉。願上。候上野介様御仕置奉。願と申上る儀にては毛頭無。御座。候家中納得の筋御立被。下候はば難有奉。存候御着の上申上候はば御城御受取の差障りにも相成可。申哉と奉。存候故唯今申上候以上

三月二十九日

淺野内匠頭元家來

大石内藏之助

荒木十左衛門様
柳原 采女様

田川九左衛門月岡治右衛門を使として夜を日に繼ぎて江戸へぞ急がせける。又御老中、小笠原佐渡守より松平安藝守へ御内意在。之追付赤穂の城受取可。有。之間無滞相渡萬事穩便に仕候様に被。仰談。に付安藝守殿より小山孫六、古田七郎右衛門、太田權六を赤穂へ差遣して意見の狀を被。差越。又戸田采女正へは土屋相模守より内意有。之に付、家老戸田權右衛門使番里見孫太夫杉村十太夫三人赤穂へ差遣し城地無。滞相渡可。申趣被。申入。又三月二十四日に土屋相模守より戸田家へ切紙を以て被。申入。趣は

赤穂城地來月中旬過可。請取。由御目附衆可。被。參候彼地家來斗の儀に候間諸事作法能無。滞様に彌入。念被。申付。可。然候一類中へも御自分より相達可。被。申候本家の儀故松平安藝守殿へも小笠原佐渡守より申入候御自分より赤穂へ家來被。差越。篇と御申付尤に候以上

三月二十四日

土屋相模守

戸田 采女正殿

采女正是を被見有りて家來都筑與一右衛門を以て即刻赤穂へ可。遣趣被。及。返答。ける。則赤穂へ添狀

一筆申入候然此度の一件に付別紙の通り土屋相模守殿より被。仰越。候得と承知の上兎角に穩便に取斗御城無。滞差上異心無。之様に致候事肝要に候委細は都筑與

一右衛門可_ニ申入_一候間令略候以上

戸田采女正

大石内藏之助殿

大野九郎兵衛殿

小山源五左衛門殿

近藤源四郎殿

奥野將監殿

赤穂の城請取の衆進發の事。願書江戸に至る事。

三月二十八日荒木十左衛門榊原采女江戸表出立有_レ之。城請取の武將には播州龍野城主脇坂淡路守安照_{石五萬}、備中芦守城主木下肥後守_{三萬石}、御代官には石原新左衛門岡田庄太夫淡路守には直に在番可_レ致旨被_ニ仰渡_一官使と同日に江戸發足被_レ致。東海道西海道の驛路道橋を造り其饗應不_レ輕事共なり。田川月岡の兩人赤穂を立て百七十里を五日に走て四月四日亥の刻_{午後九時十時}江戸に着す。然るに御目附衆は先達て發足の跡へ到りければ兩使大きに相達し此儘にて歸國せん事本意にあらず。安井藤井に會談して荒木榊原の御目付衆發足の上は今更詮方なく外の御目付方へ此一通差出し度候と申す。藤井安井兩人の曰く此度の一件は萬事戸田采女正殿より御内意有_レ之儀故戸田殿へ相伺可_レ。

申とて四人同道にて罷越す。家老中川甚五兵衛へ及_ニ面談_一右の趣申述べければ早速采女正被_ニ出會_一則願書をも入御覽候處采女正殿被_ニ申は只今某申す處に理有_レ之ば其方共承り届けるか又理非を不_レ論此一通を外御目附衆へ差出すか其段承度と被_ニ申ける。田川月岡申すは一家中納得仕候筋御立被_ニ下候はば強て此願書差出に及不_レ申候。先思召通り承知仕度と申す。采女正被_ニ申は内匠頭は常公儀を重じ被_ニ相勸_一哉此儀は其方豫て見受候儀如何と被_ニ相尋_一兩人申すは内匠頭常公儀を奉_レ重候と申す。采女正被_ニ申は、さればこそ内匠頭在世に公儀を重じ被_ニ勤事なれば今また死後とても公儀へ對し穩便に仕候はば内匠頭日頃の存念に相叶可_レ申なり必家來共荒き了簡を存じ間敷候。其方共此儀尤に存じ候はば早速に歸國いたし采女正如_レ此申たりと申聞候はば、いかに無骨の若士成共理の當然には聞入可_レ申なり又此理を不_レ辨是非是非右の一通外御目附方へ差出すと其方共申候へば是非に不_レ及事なれ共、外御目附一己の了簡に難_レ及御老中へも申達し其上にて達_ニ上聞_一御評定に相成事に候へば第一大學殿又一類中の爲に不_ニ相成_一候。兎角に穩便に仕るにしくはなしと被_ニ申に付田川月岡申は被_ニ仰聞_一趣家中の者共聞届可_レ申哉、其段は難_レ斗奉_レ存候何卒御書に御認被_ニ下候様に奉_ニ願上_一候と申ければ采女正則其趣相認め兩人へ被_ニ相渡_一。兩人受取申て尙藤井安井に及_ニ對談_一添狀を取り赤穂指て歸りける。

赤穂城中評議願書の返翰赤穂へ至る事。

赤穂城中には田川月岡を江戸に指下し一通の願書差上るといへ共、甚だ無^ニ覺束^ニ忠義一途に心を止る輩は唯殉死して武士の節義を不^レ失と計らひ、内藏介は奥野將監と申し合せ諸士を城中に召集め及^ニ評議に^一けれ共、相家老大野九郎兵衛同伴郡右衛門日頃の口とは大きに違ひ、臆病の大將と成て五人の番頭も大野に興し義に走る者尠し其番頭は伊藤五右衛門外村源左衛門岡村奎之助玉虫七郎右衛門近藤源八の五人なり組下の諸士義を重んじ盟約に及ばんとすれ共番頭是を押へて内藏介へ不^レ達然れ共金石の志有輩には近藤源四郎^{内藏介}伯母婿小山源五左衛門^{内藏介}伯父に寄て一途忠志をあらはす。爰に先年浪人せし岡野治郎太夫井關徳兵衛大岡清九郎舊恩を不^レ忘して赤穂に來り此度の^{大變に付ては}何成共一命を捨て相勤度と申述べける。内藏介曰く、浪人他家の者は城中に不^レ入又何を申談べき用も無^レ之とて、すぐす歸しける。内匠頭の御家は斷絶する事内藏介大きに歎き、何卒大學殿へ少し斗りにても御立被^レ下候はば無^ニ此上^一仕合せ、我我志を可^レ申事曾て無^レ之、又大學殿へ何の御沙汰なく淺野家潰し果たるに決したらば吉良を討て泉下の君の御怒り休め奉らんと心の内には誓たれ共、みだりに諸士へ難^ニ申談^一心を苦めける。すでに四月十八日大寄合と號し諸士を城中に召集め内藏介廣間の眞中に座して申けるは、是迄兩三度の會議何に因て一決せざるや。押

返し了簡致し見るに武將に向ひ弓を引き、又籠城致さば野心者に相成り、又亡君の墨附無^レ之城を渡せば武士の面目を失ふ。依^レ之何れも此城に有て殉死して泉下の君に奉^レ仕より外は無^レ之か。武將御着の上、大きにあわて恥辱を取らば末代迄の穢なり。近日田川月岡の兩人江戸より歸り何も當城離散不^レ致亡君の御跡目も相立は無^ニ此上^一仕合なり。殉死は安く、大學殿の出世亡君遺跡を立る事は不^レ輕、内藏介においては殉死して名を後代に可^レ止我に興する人人は誓紙に血判可^レ致と盟書を出し内藏介一番に血判を捺しける。夫より段段姓名を記し血判致ける。大野父子伊藤外村近藤玉虫並び居けるが近藤源四郎血判を捺して大野が前に到て曰く。君在世の節は各、格限に應じて前後有り。我、大野殿には不^レ及今は一統浪人にて其順は無^レ之因^レ之我貴殿より先達て血判す。貴殿の職分にて決談せざるやと云ふ。大野曰く此論今日に不^レ可^レ限上嶋彌介が倅急病にて我に人參を乞ふ。先刻可^レ遣處登城致に付失念せり。今日は下城いたし明日の沙汰に可^レ及退出す。近藤諸士の前に至る。伊藤五右衛門申すは君の爲に殉死する事誰か否と可^レ申殉死する斗を忠義とも不^レ可^レ言と返答す。近藤が曰く。死するを忠義とせざる時は生て忠義可^レ有、其事を聞かんと眼に角立て申ける。近藤が顔色唯今事に可^レ及様子なれば番頭共は次の間へ退く。近藤伊藤に向ひて是非生きての忠義を承らんと問詰ければ伊藤が曰く。先づ此度の^{大變は}亡君御短慮故なり。吉良は場所を重じ御相手に不^ニ相成^一故に其の儘に被^ニ差置^一我君は先手を被^ニ出故

切腹しましたれば御不調法上を不_レ恐に無_レ違。さすれば此城を其儘に指上惣家中無_レ滞引拂たると誰か何と可_レ謂哉。亡君の御短慮より斯る事に及は無_レ曲仕合なり。日頃御短慮故終に五萬三千石を失ひたまひたり。大石氏の了簡不_レ宜と存る、と申ければ、近藤が曰く。己が臆病腰拔を隠さん爲に亡君の非を上る。夫程見限たる主君の祿を喰ふて是迄數年來妻子を撫育せしぞや、やみやみ御生害被_レ遊て御残念を奉_レ存は身の置處も無_レ之に口のあきたる儘に存外の事を申す者かな。其息の根、留んと詰寄るを小野寺十内中に入り、兎角此節異論は無用なりと申ければ五人の番頭共は是を、しほにして退出す。其外大野に興する者後崩れして下城しければ三百餘人と見へし諸士百人に不_レ過成にける。片岡磯貝内藏介へ向て申すは貴殿の御心術頼母敷奉_レ存候。併我我兩人は少少存入有_レ之候へば殉死の儀は御免被_レ下候へ。我我は江戸以來存立の儀有_レ之故、御下知に奉_レ背候と申ければ、内藏介小聲に成て各各方の存入深く察たり。互に心底打明さば同意たるべし。しかし殉死一統と群臣へ被_レ申合_レ可然とぞ申しける。兩人兎角貴殿の仰に可_レ任と申ける。然る處田川月岡江戸より立歸る。内藏介委細を尋るに戸田殿の墨附安井藤井の書狀を出す。其文に曰く。

田川九郎左衛門月岡次右衛門兩使を以書付被_レ指越_レ及_レ披見_レ候家中の面無_レ骨千萬に存候荒木十左衛門殿柳原采女殿先達て出府に候へば詮方無_レ之候外御目附中へ指出候ては御評議に相成此節一統引拂の爲に不_レ相成_レ候故我等了簡を以

相止め申候内匠頭日頃奉_レ重_レ公儀_レ勤仕の事に候へば今更死後とても穩便に取斗候儀内匠頭存念に相叶可_レ申間早速無_レ異議_レ離散の儀肝要に候此旨何も承知納得可_レ有者也

四月五日

戸田采女正

淺野内匠頭

家老中

用人中

番頭中

目附中

惣家中

安井藤井の兩家老より赤穂へ申越候趣是又戸田殿の御書の趣に少も無_レ違兎角無_レ滞引拂候方可_レ然由なり。内藏介采女正の墨附藤井安井が書狀具さに披見し兩使が口上を聞に江戸の士共大學殿所存を伺ひけるに、是又戸田殿の下知にしたがひ城を渡す事本意成べしとの趣なりと申ける。其時内藏介右の兩通讀上げて拙者が存る所に無_レ違彌々志の面義死に心を決したまへと申す。小野寺十内申けるは大石氏の御所存は一途に殉死と思ひ定め玉ふぞや此老人が存する所は大學殿戸田殿當地引拂候様にと被_レ仰も全く赤穂浪人不便と思召ての事と覺候。併此度の儀に付ては戸田殿大學殿の御取

斗を直に請申事も無^レ之候。今城中に殉死する事も理に當り武名を落す間敷き爲に候へ共、十内が了簡には少し存入候意味も有^レ之は先、殉死には相加り申間敷候。此所は智謀を可^レ用事こそ候と諸士に抽でて申ける。内藏介十内が耳に口を寄せあなかしこあなかしこ其事を口外有間敷先達て片岡磯貝の兩人も右の趣被^レ申聞。我深く心を用ひ置たり。貴殿の一言我心腑に落着す。諸士の甲乙見定たりとて誓紙を巻て箱に納め何も殉死の事能被^レ心得^レし上は命捨るに何の仔細も不^レ可^レ有。兎角忠義と武名を落す間敷所や明日は必死可^レ致間妻子老親に長別の暇を以て明け方より登城可^レ有と申渡す。何も内藏介の下知にもれ間敷と申し退出す。此とき内藏介と志を同して吉良を討たんと思ひ入者は片岡磯貝小野寺三人とぞ見へける。内藏介は諸士より後に下城せんと見合けるに貝賀彌左衛門速水藤左衛門近松勘六三人は後に残り内藏介が膝元に寄て申しけるは彌々、明日殉死の事決定致候哉。此間より我我三人は兎角當城に立籠りいさぎよく相働て討死し、また一手は吉良を無二無三に討取る事を存立候へ共、此談は御聞入無^レ之不^レ存寄^レ殉死杯と被^レ仰候へ共、私共一向に不^レ得^レ其意^レ候。依^レ之明日の殉死に此三人は加はり不^レ申候。何も殉死被^レ成し後にて面白き一分別可^レ仕候と面相を變へて申ける。内藏介返答によつて其場をさけずして刺殺可^レ申様子なり。内藏介早く其義をさととりて三人の仰御尤最初より理に當り候へ共大勢の人数其上他國より罷越相働居候者も有^レ之故、心底不^レ明さ^レ唯一通の事斗り談

置候。各三人片岡磯貝小野寺此三人も格別の志に候へば實儀を可^レ申談。弓、矢八幡、内藏介本心は日の始より動せず事に候、抑此度御家及^ニ斷絶に^一事亡君の御短慮とは申しながら吉良が邪欲より事發れり。生生世世恨みを含むは吉良上野介なり。因^レ之當城は事故なく指上候はば志しある輩三四十人も申合せ、江戸へ入り込み晴晴敷く日本は不^レ及^レ申唐天竺迄も響き渡る程の敵討を致し我我は公儀へ相達し切腹致さば亡君の御名も目出度く残り武士たる者の法に相叶ふ事にあらずや。各方當城に立籠ると有るは大に不了簡也。又無二無三に江戸へ乗りこみ吉良を討つ事も尤の事に候へ共、取急ぎ不^レ申事一つ有り。大學殿閉門に候へば一兩年の内には御下知可^レ有^レ之候。萬一亡君の御名跡御立被^ニ下置^一候へば難有事此上なし。其時は吉良を討にも不^レ及事、然る時は赤穂武士は腰ぬけと申す者有りても露斗もいとひ不^レ申亡君の御家の残るは天地あらん限りの事なり。實に武士の顔の捨たる場に相成候はば出家禪門になりても片蔭にて自殺致しても未來に、おいて亡君へ可^ニ申上^一言葉は有^レ之也。内藏介においては大學殿成行を見定めて吉良を討事肝要也。因^レ之明日殉死と申すも偽りに候此處を各各聞届られ大丈夫の志を立て水火の中に住居しても吉良の首は赤穂士の手の内には有りと被^レ存事こそ忠義とも節義とも可^レ申なり。其外の論議は言て見ぞく、用に立事は無^レ之候へ共諸士の心底難^ニ見定^一謀に申談る斗なり。内藏介が極意如^レ此なり。各各被^ニ聞入^一て暫く我が下知を守られ候はば日本無双の忠臣たるべしと泪

を流し申ければ三人ともに涙にくれ此上は仰を背間敷、五年八年延引せしとて苦しからず。斯心底打あかす上からは我我三人は貴殿の左右の御手と思召候へと申ければ内藏介大きに悦び本望達する瑞相なりとて何れも城を下りける。

赤穂義臣傳實記卷の四(終)

● 赤穂義臣傳實記 ●

〔卷の五〕

義士死を定む内藏介智慮の事。

明くれば四月十二日内藏介未明より登城して昨日約東通り殉死輩を相待處金石の志有者勇み進て登城す内藏介思ふは今日登城の面は無二の忠臣にて死を輕せし者なれば吉良を討事を申しあかさば同意すべし。併しむざと外へ洩る事有らば一大事也時節あらんと前後に心を配り大意を不_レ明_レさして諸士に申すは各々今日殉死と思ひ定め登城被_レ致神妙の至なり。扱て能相考へ申すに御一門方の御意見大學殿の御所存當地無_レ滞引拂可_レ然と申來候へば旁旁以無_レ滞城を差上何方へも引退き重ねて了簡可_レ然と申しける昨日は殉死と申談、今日如_レ此相違する事諸士あきれ入り一言を述る者なく城中の面面前後に迷ふ。奥野將監、川村傳兵衛、近藤源四郎、原惣右衛門、小山源五左衛門申すは、いかに御一類の御爲に不_レ成亡君日頃の御心に不_レ叶とて、やみやみ此城を引渡事は臣の道不_レ相立_二候併内藏介殿の御下知を背き我意を可_レ立様なし、此上は城中一統の殉死は相止め華岳寺_{淺野家ノ菩提寺ノ}の御位牌の前にて我我斗腹切て泉下の君に奉_レ仕内藏介殿は何方へ成共御引取可_レ被_レ成と我我は存命可_レ致覺悟無_レ之と早

城を出んとす内藏介引止め暫く待たれよ此所には一分別可_レ有とて諸士の不_レ思付_一様に座に着せ扱て諸士へ對し兎角此上は城内家中屋敷末末迄亡君御在世の通りに掃除申付御城受取の方へ無_レ滞相渡一旦御當地引拂我は京、大阪、伏見邊に暫く足を止むべし其上にて各方の存寄をも承り評定を可_レ決先今日は是切にて殉死の事は相止め候間城引渡の事心に被_レ懸候へと申ける何も内藏介殿の御下知奉_レ待と申し下城に及ぶ夫より奥野、川村、原、近藤、小山は内藏介宅に入て尙又實意を承んと説破に及ぶ内藏介の曰く、華岳寺にて各腹を被_レ切とて何の用に立事に非ず實に死を定られし上は我我存念可_レ申聞_一城引渡して後江戸に入込吉良を討て亡君の御怒りを休め奉るを以て忠臣とも義士とも可_レ申なり我此義を始より思定けれ共大勢の人数故難_二申談_一今日迄殉死と申すは諸士の心を引見たり殉死と相定候て登城する士今日は六拾人に不_レ過此人數を以て吉良の宅へ討入上野介の首を得ん事を極意に納めたり、各暫くしづまりたまへと申ける中にも原惣右衛門申けるは仰尤に相聞へ武士の面目を雪ぐ事に候へ共吉良を討事五年七年閑取事に候へば此惣右衛門は一味不_レ仕候當地引拂前後に討入事に候はば如何様共可_レ仕候永分別には謀もれ却て味方の難儀出來可_レ致とぞ申ける内藏介の曰く、大學殿の成行を見定め兎角に事を可_レ決と返答す惣右衛門の曰く夫は延延の論にて。どうも此惣右衛門御尤とは不_レ存候夫よりは手短に華岳寺にて腹切て仕廻事面白く存候と死を急ぐ近藤の曰く、原氏の志武士の骨目に候へ共一旦心を鎮め

て工夫あらば前後品能事可^レ有、只今しづまりたまへと申しければ左様ならば先各方の仰に可^レ任としぶし顔に聞入ける内藏介大きに悦び此上は諸士に申談じて城引拂の手當可^レ致と申し各別れる

戸田采女正より重ねて赤穂へ使者の事。

内藏介大學殿の心底伺ふ事。

戸田采女正は田川、月岡、兩人へ自筆の書を相渡し無^レ滞赤穂引拂候様に被^ニ申談^一其後都筑與一右衛門を遣し委細申談じけれ共大勢の家來にて存寄有^レ之滞事出来せば如何あらんと甚心遣被^レ致てかさねて高田利右衛門、村岡勘介、兩人を使者として赤穂へ被^レ遣尙又兩人へ口上被^ニ申含^一其狀に曰く

一筆申入候然は先達て段段申遣候其表引拂の儀兎角に無^レ滞様に相心得上使中任^ニ指圖^一穩便に被^レ致事肝要に候委細は田川九左衛門、月岡次右衛門へ申入候へ共尙又爲^ニ心得^一申入候此度の大變は不慮の儀、當惑たるべく候得共豫て内匠頭存念にも異心無^レ之事は各存の通りに候無^レ滞引拂の儀は後の爲にも可^ニ相成^一候兎角に穩便に沙汰專一に候不具

月 日

大石内藏介 戸田采女正
大野九郎兵衛殿

奥野將監殿

内藏介此書を披見し高田、村岡の兩使へ返書を渡して申は戸田殿餘り御取持過たる御書に候なり本家安藝守殿より被^ニ仰下^一候共我我不用時は被^レ成方は有^レ之間敷候淺野家斷絶の場に相成候て拙者一人の存寄にて取斗候に誰か何と可^レ申哉其爲の家老役にて候城は無^レ滞引渡し共は思ひ思ひに立退申候赤穂城下少しも騒動不^レ仕江戸表とても同前に候戸田殿へ御難の掛る事は不^レ仕候間必御案じ被^レ成問敷候五十日八十日手間取候ても此後御使者に不^レ及候此段宜御申達被^レ成と申ける兩使も赤面におよびけると也、内藏介大丈夫の一言なりと後後戸田家にて沙汰しける。扱て矢田五郎右衛門は萬事心得深き者なる故内藏介彼に申談じ江戸表へ遣しける其趣は大學殿の安否を伺ひ大學殿の極意を問ひ其外道中筋の沙汰しかしか承り可^レ參と申ける五郎右衛門大學殿の宅に入内藏介存入を申述る大學殿の極意一向取に不足事共也大學殿申は則閉門の上は致方無^レ之と斗の返答、五郎右衛門申述る儀有^レ之候へ共迎も武道らしき事無^レ之立別れ夫より海道筋宿宿の風聞、聞届るに赤穂城中一統に立籠り城受取の主に向ひ、弓を引との取沙汰なり。五郎右衛門罷歸候内藏介へ右の始末をかたる尙更目立不^レ申様に無^レ滞城引拂こそ後の爲なれとて一入穩便にぞ取斗ける

三村次郎左衛門由緒並に原惣右衛門、小野十内 不臣を怒る事。不臣名前の事。

爰に三村次郎左衛門兼常と云ふ者あり臺所料理人にて切米一俵ハ五斗五升入の祿を得て年久敷勤たる譜代の者にあらず然るに此度の大變より晝夜一途に忠死を思ひ定め厚恩を報せんとす或日内藏介宅に來て金鐵の志を顯して申けるは此度の大變に付ては一命を捨御用相勤申度と申す内藏介曰く、數度評議に及ぶといへども城を無^レ滞引渡に相決す我等も大阪へ引取可^レ申哉と存候此上は當地において何をどう共申事も無^レ之候と及返答^一ける治郎左衛門申けるは夫は一通りの仰と申物也此治郎左衛門は中承知不仕候輕き者に候へ共志は上に、おとらず御用は人並に可^レ相勤^一是非是非御實意承り度と申ける内藏介の曰く、無^レ滞此表引拂候て各身を隠し志も相立候覺悟に候必ず口外有間敷と申ければ顔色を直し難^レ有難^レ有數ならぬ某に一大事を被^レ仰聞^一趣面目無^レ此上^一と、はや内藏介の極意を、さとりける此次郎左衛門輕き者成るに人は超て忠義に進む事は由緒有事なり内匠頭平生茶の湯を好みて、なぐさまれける其節此次郎左衛門の料理を専ら用ひ居間の近所に招呼で其庖丁するを一覽有ける甚氣に入候て内金子など取らせける次郎左衛門心魂に徹し難^レ有存入ける或日料理に出けるに内匠頭近習の士と物語の聲、聞へければ次郎左衛門障子を、へだつといへども謹で下座致し通りける是を物蔭より被^レ見て次郎左衛門は表裏無^レ之者なりと深く感じて折もあらば取立可^レ遣と存被^レ居ける其後内匠頭平生の喰事の時品品盛たる器物の中に小さ

虫一つ有^レ之ければ元來短慮の人なれば今日の料理は誰ぞ被^レ尋に三村次郎左衛門と申上る次郎左衛門に限り如^レ斯成事は仕間敷全く實心に庵末に仕候にあらずと、則、此器を紙にて封じさせ何月何日當番三村次郎左衛門と書付させて居間の床にぞ被^レ置ける三四日過て例の茶の湯有^レ之料理の時次郎左衛門何心なく罷出るに近習の士先日斯樣斯様の事ありしと次郎左衛門へ、しらす大きに恐れ御手討にも可^ニ相成^一と覺悟して料理に掛る内匠頭其側に有て例の如く機嫌よく料理も仕廻て退んとするとき彼紙に包みたる器を次郎左衛門に被^ニ下置^一候ける内匠頭の曰く是を其方宿に歸り是を開き見て重寶に致せよ日頃無二の志見届在故遣すなりと、手づから渡す次郎左衛門忝さ身に餘り宿に歸り父に此事を申す父は惣太夫と申して七十近き老人なり父子打寄りて是を開き見れば品品盛たる中に小さき虫一つあり、手をうつて驚きぬ惣太夫泪の内^ニ申すは此事表に發しなば汝毒害の罪に落て從類迄の命を可^レ被^レ召處を御慈悲を以て如^レ斯の御事は死替り生替り御恩を報じ奉るべし我は最早餘命もなし汝は永く奉^ニ勤^一仕^ニ百年の後御卒去の時^ニは殉死可^レ致と申しける次郎左衛門も肝に銘じ難^ニ有^一御事なり。此君の御爲に命を捨ん事晝夜不^レ忘とぞ申しける如^レ斯由緒有^レ之故人に超て忠義をはげみける。

是に類せる物語あり三州岡崎城主水野監物の草履取に某と云ふ者江戸に、おいて。さる大名の家來と途中にて及ニ口論、相手を討て捨我屋舗へ歸り其事を申述て御家法通

御仕置可^レ被^ニ仰付^一と申しける役人共聞届先方より下死人を出せと可^ニ申付^一早く草履取を討て可^ニ相渡^一と評議して此事を主人監物に伺ふ所、監物の曰く此者途中より立退は何方へも可^レ參事なり然るに我屋敷へ立歸り身の罪を達しけるは其志誠に大丈夫なり先方より不^ニ申來^一内に首を討つは兇忽の至りなりとて其儘に被^ニ指置^一ける然れ共先方より何等の沙汰も無^レ之故程經て彼者を掃除坊主に被^ニ申付^一拾ヶ年餘も勤ける其後監物病死せられし時彼坊主菩提所へ參詣し辭世と覺へて一首をよみて殉死しける

死にともなふ死にともなふ死にともなふ

主のなさけ、ふかければこそ

聞人感吟し其頃世上もてはやしける輕き者といへど一言の情に命を捨る也三村次郎左衛門も是に同じ一旦の情に吉良の宅にて働きける家來數多仕ふものは心得可^レ有事なり又一言の下に主人に敵對せし者有相州小田原城主北條相模守氏直は百萬石を領し、關八州に威を振ふ然るに天正十八年庚寅七月十二日太閤秀吉公の爲に及^ニ落城^一氏政父子生害しける此時小田原の城へ太閤秀吉公東照大神君追手搦手より押向ひ玉ふ氏直の長臣杉田尾張守憲秀と云者七萬石を領し武勇に長じ北條家に無二の忠臣なりしが毎度出城して戰ふといへども東照君の御威勢に敵しがたく小田原の城に引取ける或時氏直の曰く汝毎度討まけて當城に籠る如何心得たるや七萬石の知行盜人とは汝が事なり

と色を變じて怒られける憲秀口惜く思ひ我心の及ぶだけは軍術を盡せども東照君の勇勢に攻めくだかれ如^レ斯落城に近付たり明日は、いさぎよく討死せんと胸を定め支度する處能能思慮するに、いかに主人なればとて七萬石を領する某を知行盜人といはるる事は餘りの事なり、かかる無道の主人を何とて可^レ敬や明日討死に不^レ及敵に心を通じ返り忠を致し此城を攻落させ主人にうき目を見せて盜人といはれし惡言を思ひ知らせんと立所に惡逆を企ける憲秀矢文を以て秀吉の陣中に申入る所早速に返簡有夫より寄手、便を得て思ふ儘に乘入小田原の城、忽に落にけり氏直此事を怒つて憲秀が首を切て捨らる北條父子高野山へ退きて百萬石は秀吉公の手に入れば即座に、おいて東照君へ與へらる氏直一言の下より如^レ斯北條家斷絶に及ぶ。將たる者は假初にも慚むべきは言語なり

原惣右衛門小野寺十内兩人内藏介宅に入て申けるは一旦當城を引拂後後志を立る事此間より段段御下知の通相考候處義に走る者四拾人斗不義の輩大野始め百三十人に及ぶ此者共御當地を立退き外の御家へ有付く節己が不義を隠さん爲に何をか可^ニ申出^一哉難斗其時は手飼の犬に足を喰はるる道理なり不臣の輩討て捨なば後日の難有間敷と申しければ内藏介申すは御心易かれ彼等が不義は諸人能知る所なり逃る者は逃したまへ無理に味方に進める事は、あらず我我が大望成就うたがひなし仕損る事不^レ可^レ有と申ける

内藏介極意を主税に申談る事。

萩原兵助、近藤源八臆心の事。

其後片岡磯貝小野寺を内藏介宅に招き申しけるは各三人は格別の志有、之御方方なり
當城近日引拂吉良を討得たる上は我等父子は自殺仕る覺悟なり各各方も其心得有、之
哉何事も一處に申合せ度故に如斯申すなりと云ふ。片岡磯貝申すは我我兩人は先達て。
於江戶、殉死可、仕覺悟の處吉良を恨み申度此表へ罷越候へば命は最早娑婆の者に
は不仕候と申す十内申すは各方には血氣盛んの年なれ共此十内は六十に餘り候得ば
此世に念は毛頭無、之行がけの駄賃に仕敵討なれば命は露ちり程も惜み不、申唯
一日も早く大望相達度存る斗なりと申しける内藏介大きに悦び無、此上も御覺悟頼
母敷存る大學殿成行見定、早速存立可、申すと云ふ磯貝の曰く大學殿の御事此方より
指て構ふ事不可、有大學殿は大學殿の思召次第に被、成て宜かるべし兎角此方共は
吉良を討事を專一に仕度と申しければ内藏介申すは大學殿閉門御免の日が淺野家五萬
三千石の黒白の知れ候時なり夫迄は御待候へかしと申しける各納得して内藏介宅を出
にける夫より内藏介は忤主税に申しけるは汝十四歳に及ぶ事なれば此度の大義には心
を止めて覺悟すべし何にもせよ成就の場合に到れば我と一處に命は無、之事ぞ覺悟極
め、しかと問ければ主税申すは仰迄も候はず義の爲に捨る命唯今より相待罷在候御心

易思召候へと丈夫に申しければ内藏介大きに悦び此表引拂なば親里但馬國豊岡へ母と
一處に暫く可罷在、時節至らば汝斗呼取べし此度我等取斗の趣母に少しも物語り致
すべからずと申付にける主税は妾腹にて母は播州小野と云ふ處の者なるが主税を生み
て後暇を遣し其後今の本妻は但馬の國豊岡の城主京極甲斐守家老石東源五兵衛娘を呼
取けり赤穂無、滯引拂に相決し諸士思ひ思ひに屋舗を取拂に付内藏介申すは土屋敷は
云ふに及ばず末末迄長屋竹木を猥に伐荒すべからず有來りの儘にて可立退、と申し
觸る因、之義士は一入念を入取拂けり然るに内藏介我屋敷殊の外に取荒し竹木は不
及、申庭石迄も賣拂ける如、斯欲が間敷見せるも一つの謀なりとぞ、後に思ひ合せけ
り又萩原兵助と云ふ者は傍輩の諸道具を買集め他國の商人へ賣、之多分の利徳を得た
り義士の者共兵助が振舞を惡みて如何せんと内藏介に申し来る内藏介申すは道具を賣
て利徳に心懸る者は其分に致し置又逃る、ものは逃されよ唯唯人に構ふ事は無、之候
面面の心底を磨く斗也と、をとなしく申しける又近藤源八は軍師の家にて日頃は己が
屋舗に日本國中の城の繪圖を張置て是は何國何方の城是は西國東國の城と云ふ。此
城を攻めるには此處より鐵砲を入是より人數を廻すなど己が口にまかせて言ければ
人人軍學に長せし人と思ひ又假初の咄にも古戰の事を手に取る、やうに申して大阪御
陣長久手、味方原關ヶ原の御陣など己見たるやうに咄しける大變を聞くと一番に腰を
抜かし大野に興して逃迷ひけり正に内藏介も此源八の門弟なり或時岡嶋八十右衛門源

八へ申しけるは此度の大變には何れも心を痛むる斗なり工夫心術を、みがく事有は先
生教へたまへと申せば源八赤面に及びけり赤穂は元は屋舗斗にて無_レ城し地なり然る
を内匠頭親采女正台命を受。きづかれけるに源八が親三郎左衛門へ申付山本勘介道喜
入道が繩の法を以て出來す因_レ之赤穂近邊の武士は多く此源八が弟子なりしが日頃
は大に相違して不臣第一番の名を取りり淺間敷事共なり。

赤穂義臣傳實記卷の五(終)

●赤穂義臣傳實記●〔卷の六〕

寺坂吉右衛門由緒同人極意内藏介と符合の事。

爰に吉田忠左衛門兼亮組下の足輕に寺坂吉右衛門と云ふ者輕き者なれ共日頃主恩の忝事を不_レ忘然るに大變以來身命を捨て働んと存詰、組頭忠左衛門へ心を顯し通すれ共殉死籠城ともに輕き者は一人も不_レ加士たる者斗の由と申して聞届けず然る處今日は、一統殉死の由にて登城す吉右衛門是を聞いて城に登て廣間の口に至り諸士に向ひ年來の御高恩の爲に、ともに殉死なり共御用相勸申度と實心を顯し申述るに付此趣内藏介へ申達す内藏介曰く、命を捨て此度の御用勤度存するは能御高恩に迫りたる者ならん直直逢て様子可_二相尋_一と玄關へ立出内藏介の曰く此度の大變に付志を相立る趣甚感じ入處なり併世間の沙汰に申通り籠城は不_レ致品に寄殉死可_レ致也と申合斗也其方は輕き者に候へば殉死に洩れたりとも誰が不義とも申間敷何方へも心次第に立退き可_レ然とぞ申ける其時吉右衛門の曰く、被_二仰聞_一候籠城殉死兩様共私は御尤の儀と夢夢不_レ奉_二存吉良上野介は我君の御敵に候へば何か指置吉良を討取事肝要に奉_レ存候此處に御心不_レ付籠城殉死の思召私存入とは大に相違仕候此上は私一人近近に江戸に立越一工夫可_レ仕と申けるに時に内藏介小聲に相成其方今申事誰ぞ心付候か又一存にて

申出すかと尋ねければ吉右衛門の曰く誰と相談仕候事も無_二御座_一候と申す然らば近日吉田忠左衛門え委細可_二申談_一間暫く江戸へ罷越間敷候と申しければ早く極意をかんがみ退きける夫より内藏介忠左衛門に此志を申談するに忠左衛門の曰く、輕き者に稀なる心懸在_二之日頃_一に大丈夫の志顯れ候へ共外に彼と同列の者も無_二之故_一に相くわへ不_レ申と申しける夫より義士一統に連り無_二の義心_一をはげみける。抑此吉右衛門人に勝れて忠義を守る事は如何成事ぞと尋るに吉右衛門が親は兵右衛門と申して吉田忠左衛門組なるが輕き者には勝れて志厚き事を感じ御取立被_レ下候様に忠左衛門毎度被_二相願_一候處彼此評議有て一人扶持賜り三人扶持に六石にて一代無_レ滞相勤ける其吉右衛門代代二人扶持に可_レ成處親兵右衛門同様に三人扶持被_レ下ける吉右衛門申上げるは親兵右衛門は格別に一人扶持御増被_レ下候私儀は不調法者に候へば前前の通り二人扶持被_レ下候様に申しければ兵右衛門に、をとらず相勤候様に被_二申出_一三人扶持被_レ下ける此厚恩を忝存入無_二の忠義_一を心懸ける輕き者とは云ひながら内藏介の極意に通じて諸士一統と申合せけり。

天野屋利兵衛赤穂へ下る内藏介妻子を頼む事。

其頃大阪内平野町横堀角屋敷に天野屋利兵衛と云ふ者あり身代丈夫なる者にて大阪三卿惣年寄役を勤め隠れなき者也、年來赤穂へ立入内匠頭の身上引受仕送りをも致し内

藏介始め其外の諸士へも心易く出會して元來町人には珍らし者にて諸國へ名を通せし人なり赤穂の變を聞くより晝夜を不^レ分走り來り内藏介へ申すは此度の御用に付何事に不^レ寄可^レ承候扱て世上の風聞には何れも籠城被^レ成趣申候如何に候哉と申す内藏介申すは籠城は致不^レ申近日御城引渡何も立退き申候と云ふ利兵衛申すは内匠頭殿の墨付無^レ之に、やみやみ御城被^レ相渡一事日頃の御志に致^レ相違候深き思召も有^レ之哉と申しける内藏介心底打明し難^レ申述そこぞに及^レ挨拶けるが利兵衛へ相頼趣有^レ之候仔細は我我當地引拂江戸大阪京伏見に身を隠し可^レ罷在間身の上落付迄妻子老母有^レ之者は手足まとひに可^レ有^レ之世話致したまはれかしと相頼ける利兵衛心易く受合夫式の事物の數にあらず無^レ御心置被^レ仰聞候へと御一統へ御申可^レ有と申しける内藏介大きに悦び追追相頼可^レ申事有^レ之候はんとて一兩日内藏介方に休足し大阪へぞ歸りける。

銀札引替大野岡嶋に恐れ逃去る事。

赤穂領内は金銀を札に替て通用し甚自由を得たり町人の内、高田治郎右衛門、横地六兵衛札座を司り岡嶋八十右衛門は奉行役を勤たり然る處大變を聞くより人民の手に有る銀札捨たらん事を諸人歎きて赤穂の町中大きに騒ぎける、年來内匠頭へ用立せし他國又領分の金主共證文反古に相成多分の金銀返濟無^レ之筋に相成可^レ申と手筋手筋え願

出ける内藏介是を聞き町人百姓の歎き左も可^レ有事なり。早速奉行岡嶋八十右衛門へ申付城中に有^レ之金子の總高を積らせて借用金返濟札銀引替の事を申し談するに兩三日の内に是を積りて内藏介へ相達す具に令^レ工夫町在へ相觸ける其文に曰く

覺

此度御大變に付金銀借用の分少少づつ返濟申付候札銀も引替の間左の通り相心得金子受取可^レ申事

一、五年以後の借用金は七分通りに相拂候間證文の表可^レ消^レ之六年より拾年迄の分は六分通りに相拂候拾年より拾三ヶ年の分は四分通りに相拂可^レ申夫より以前の分は手に及不^レ申事

一、證文無^レ之諸色代物滞りの分確か成る事に候へば拾三年以來の分三分通りに可^レ相拂候事

一、札銀の儀六分拂に申付候事

右の通り令^レ承知札座兩人の者方にて可^レ受取候十日二十日及^レ延引しても右の通り申付る上は無^レ間違相渡候間此節混雜不^レ致様穩便に可^レ致候

但し是迄致^レ拜借候金銀は其儘捨りに申付候米大豆は御城付に候間年賦上納可^レ致候其段跡跡より申送り候事

家中末末迄相對の金銀出入此度の變に付理不盡に指引の儀申間敷候多分の損金に

も相成候儀は品に寄了簡を付見可^レ申候此節猥に申間敷事

覺

町在寺院末末迄屋敷地畧年來異論有^レ之候はば早速可^ニ申出^一引拂迄に出入相誘
後後申分無^レ之様に可^ニ申付^一候以上

月 日

右の趣申觸ければ町在大きに安堵いたしける諸人我一にと札を引替る札座の下役人共
内匠頭在世と違ふて我儘私慾をかまへ甚亂暴に及べども八十右衛門敢て是を制せず諸
人の札を引替ける然るに大野九郎兵衛己が銀子多分損失有るを歎いて八十右衛門私慾
する様に申しければ是を八十右衛門に告る者有り八十右衛門大きに腹立して大野め己
が腰ぬけを隠さん爲に我を盗人にするこそ不届なれ如何せんと兄惣右衛門に告るに惣
右衛門の曰く、最初より大野は重重不屈の心底畜生同然の者なり。本様言ふこそ幸な
り汝行、向て父子の事^{（おとこ）}を討て捨よと申しければ八十右衛門元より血氣盛りの義士なれ
ば大野が宅へ行き札座にて銀子引替の儀に付用事有^レ之、参りたり出會候へと申しけ
る大野豫て八十右衛門を惡口せし事を思ひ合せ中中對面難^ニ出來^一外外へ罷出候と言
ひける八十右衛門の曰く然らば暮方に可^レ参^ニと申し歸りける大野大きに腰を抜かし
八十右衛門に對面せば我命は不^レ可^レ有如何せんと忤郡右衛門へ及^ニ相談^一ければ郡
右衛門有無の返答なく親より先に逃支度を急ぎける夫より郡右衛門は荷物を包み命に

増さる物なしと甥の伊藤五右衛門方へ逃去りける大野は家來一人表へ出し八十右衛門
來るかと遠見させける内藏介は足輕四五人づつ毎日火の廻りさせけるが暮に及ぶ頃彼
遠見の者を見付申しけるは八十右衛門殿唯今御出に候晝は一人御出に候所唯今は四
五人槍長刀を持って御出候と申しければ大野生きたる心地なく、うろたへ出にける八十
右衛門は夜に入。四つ過頃に大野が宅に來ると一人も不^ニ見得^一不審に思ひて内を能
能改めければ小兒の泣聲あり能能見れば郡右衛門が忤なり八十右衛門あきれ果。いか
にうろたえ逃ればとて忤を捨て逃るとは畜生に、劣れりと見廻す處荷物其他取散し有
りしかば火の元に心を付立歸り内藏介に斯と告るに荷物紛失あらば後日に難^ニ相濟^一
とて八十右衛門に足輕十人斗差そへ遣して片付させ木屋十兵衛、大津屋金石衛門と云
ふ町人は豫て大野が荷物預りければ兩人呼に遣し預け置父が荷物九十六箇、郡右衛門
が荷物七十二箇かならず彼等へ相渡申間敷と申渡す八十右衛門は小兒を抱き罷歸り、
いかがせんと云ふ内藏介乳母を付けて五右衛門方へ遣しける大野伊藤方にも不^レ居し
て舟に乗、龜山へ行き本徳寺を頼みけれ共是又相手に不^レ成夫より方方と、さまよひ
後には行方も知れざりき外に不臣の者も同然とは申しながら赤穂引拂迄は相勤けるに
大野は一番に逃走りて穢名を近國に流しけり。

村松喜兵衛由緒。原惣右衛門喜兵衛物語の事。

内匠頭の江戸士に村松喜兵衛と云ふ者あり六十に及べ共勇氣若士に劣らず百石に五人扶持を得て廣間の番を勤けり大變より以來一途に忠死を志し一先赤穂へ下りて忠義の元を可_レ定と忤三太夫に申しければ御尤の御事なりと父に先達て發足し夫より父子打連て赤穂に來り内藏介に心底をあかして忠義一途に身を碎きけり此喜兵衛は若年の時より武藝に長じて名高き達人なり武藝の餘力有る時は醫學を専ら修行して醫に明かなるを得たり内匠頭は武藝を捨て醫を心懸るは萬一當家を離散せば身の爲にもせんと思ふて如_レ斯醫を學ぶやと甚だ心に不_レ應して指したる役儀も不_レ申付一年久敷廣間の番を勤ける大變の後原惣右衛門へ喜兵衛申しけるは江戸家老藤井安井無_レ拔目取斗ひ有_レ之は傳奏御用に付大變は出來不_レ申無事に相濟可_レ申ものなるに己が利慾に日頃心を、とどめて君家の御大事を不_レ存大石内藏介は萬事に行届き無_レ拔目一人の由拙者は江戸士にて是迄御當所へ罷越候事も無_レ之候又拙者儀はいかなる事に候哉内匠頭殿の思召に不_レ叶年來廣間番斗相勤め此度の傳奏御用にも役儀不_レ被_レ申付候へ共露斗も主君を恨み申事無_レ之候日頃の御意、應せざる事は聊存不_レ申御生害の節御残念を奉_レ察各方と申合せ吉良の首を取て夫を土産に仕於_レ泉下御目見仕候はば日頃の御心も解て御機嫌の御顔を奉_レ拜と夫斗を樂しみに相待罷在候間御心を添えられて父子共に武名を顯し候様に頼み存ずると泪ながら申しける原惣右衛門ともに及_レ落涙に武士たる者は左こそあらん心強く思召せ吉良を討取事は手の内に覺有と互に忠

義の極意を顯しける此喜兵衛の藥を用ひて江戸に於いて甚だ用に立し老人なり入道して隆圓と改めける。

堀部高田奥田赤穂へ來る三士内藏介と不快の事。

内匠頭の江戸士に堀部安兵衛、奥田孫太夫、高田郡兵衛と云ふ勇士あり日頃三人申合せ武術を磨き江戸に於て他の家中へ聞えし勇士なり志を一にして忠死せんと存詰しに藤井安井の大臆病に、たばかり不_レ思日數を送りければ赤穂へ趣き大石に對談に及ばんと四月五日に江戸出足道中を急ぎ同十四日赤穂に着し内藏介宅へ入て三人申けるは我我先達て罷越御下知を可_レ承處藤井安井兩人に、すかされて無益の日數を送り候此上は命捨る御奉公相勤申候間宜敷御引廻し被_レ下と申しけるに内藏介曰く是迄御出實心の至りなり各方了簡は如何に候哉と申す孫太夫の曰く江戸表より道中以來赤穂には籠城致し上使へ弓を引城は不_レ相渡とも申又士分不_レ殘追腹切て相果つる共區々に承_レ之何れにもせよ貴公の御下知に可_レ任御所存承度と申しける内藏介申すは右の二ヶ條理に不_レ當候此表にても彼是及_レ評議所大人數にて一致仕不_レ申因_レ之相止め何も存寄次第に當地引拂候様に相決し拙者も御城差上候て近日大阪伏見邊へ立去候心底に相定候是迄御出は御大儀に候へ共右の外に是を御勸め申事も無_レ之候間御休足有つて何方へ成共御退き可_レ然とぞ申しける三人共にあきれ入内藏介殿の御下知とも

不^レ覺亡君の御遺命無^レ之に城を、やみやみ差上る法なし然る上は各各方にはいか様とも可^レ被^レ成、我我は城中に有つて殉死仕り、せめて赤穂の家來の内二三人は武士らしき働き仕度と眼に角を立て申しける内藏介曰く各方城中に於て殉死も尤に候へ共三萬三千石の家中三人斗殉死せしとて、さして譽れにも相成不^レ申氣違者の様に可^レ申兎角に一旦は無^レ滯引拂後にて又又工夫も可^レ有とぞ申しける三人此上は致方無^レ之内藏介の宅を出て奥野將監方へ罷越右の趣委細申述。内藏介殿の心底不^レ得^二其意^一候貴公の御了簡承知致度と申しけるに將監も内藏介同様の返答なれば、彌、三人あきれ入此上は近藤小山に及^二相談^一一度存すれども是又内藏介一類なれば豫て申合すべし然は外に可^二相談^一方無^レ之とて奥野が宅を出て心易き士へ一一心底を明して赤穂には生きたる士は一人も無^レ之我我のいさぎよく武士道の達するを見て置け杯と廣言を吐て家中の者を惡口せり内藏介此事を傳へ聞き扱淺はか成る三人かな心底は如何様に思ひ入とも我實の存念を不^二申聞^一を實と思ひ家中の諸士にむざと咄す事甚以宜しからず此三人より此一大事を申し出後後の難儀にならんと存じ兎角江戸表へ追返すか又は品により討て捨てる成りとも後日の難を、のがれんとて原惣右衛門、川村傳兵衛、小山源五左衛門を呼寄三人の心底を探り見るべし血氣にまかせて申事か又は實心忠義の者にて後後用に可^レ立哉心を止め見られよと申渡す彼三人の者は所所をかけ廻り歩行を川村、原、小山、制^レ之段段入割實心を以尋るに三人は兎角に此城を渡すを、い

きどほりて申しける、惣右衛門申すは然らば何に不^レ寄此度の御用に命を捨る志あらば内藏介下知にしたがひ可^レ被^レ申惡き事は有間敷と申す高田が曰く、内藏介には當地無^レ滯立退と被^レ申に何の思慮分別在^レ之候也と申す惣右衛門の曰く、一旦當地は、やみやみ立退候ても江戸表に吉良と申す五萬三千石と、釣り代への御敵あり是を討事こそ武士の本意、亡君への忠義とも可^レ申其外は枝葉にて實の事には無^レ之此處に各心を不^レ付は日頃に不^二似合^一事なりと申しければ安兵衛申すは尤にも相聞え候へ共拙者存入には不^二相叶^一候各方は江戸表へ入込吉良を討取たまへ我我三人は御當地城中にて花花敷討死可^レ致と申しける源五右衛門申すは赤穂にて各各荒き働き被^レ成時は豫て亡君公儀を重んじたまひし御心も無下に相成候兎角此處に心をとどめて吉良を討事を専らに、せらるれば日本無双の忠臣と可^レ申各方餘り荒き事を被^レ申故内藏介も機嫌惡敷我我より心を探り見て取斗候様に被^二申付^一候と言葉を盡し申しければ高田奥田堀部口を揃へて申すは内藏介被^レ申所尤に候へ共萬一大野が如く心變じたる時は我我は江戸にては藤井安井に、すかされ赤穂にては内藏介に、だまされ候へば齋にも非時にも、はづれたると申すものなり、むざとむざと受合難く夫より江戸赤穂兩方へ別れ心に忠義を立る方可^レ然とし申しける惣右衛門曰く、此上は内藏介に今一應御直談可^レ有と申しければ三人打連て内藏介宅に行き心底を振ふて及^二相談^一に内藏介實意を以て申述る唯吉良を討事を申す三人仰に任せ可^レ申と及^二返答^一漸くしづまり

ける内藏介尙又申すは如^レ此各各開入被^レ申事は本望を可^レ達の瑞相なり大義成就迄は人人後ろ指さされぬ様また足に掛らるる事も可^レ有なり夫を堪忍致すこそ忠臣の實を顯す可^レ申必早まりたまふな、と申しける安兵衛謀計智術は内藏介殿に可^レ任吉良の宅に入て働く事は我我三人にて犬猫迄皆殺しに致すべし我は六七年以來他家より養子に來り候者なり譜代高恩の奴ばら此節逃足に相成事淺間敷事ならずや、いかに公儀仰成とて、やみやみ此城を差上て何れも當地を立退く事残念さよと泪を流して申しける内藏介も、ともに泪にむせび吉良は御立置被^レ成て我君御一人の不調法に相成淺野家永く及^二斷絶^一とは餘り無^レ情御事なりと申しける三士は内藏介が宅を出て一途に忠心を磨き不臣の奴ばらを惡みける。

三士磯貝片岡へ示談の事。堀部安兵衛由緒の事。

夫より三士は又會合して安兵衛申すは大石氏は一途に吉良を討て亡君の御怒りを休め奉らんと存じ入られけれ共萬萬一大野などと同じく不臣の心有んも難^レ計又原近藤何れも大石一味の者なれば是とて實心共不臣とも難^レ申とて三人磯貝、片岡、村松父子に面會して内藏介極意を語り根を押んとて會合するに何も内藏介下知を相守り別心なきに極りければ三人も無^レ滞聞入ける松村入道申すは大石氏の御下知にしたがひ被^レ申よ武名を止める事は無^二相違^一と申す何も丈夫に心を置いて近日當城差上候て江戸表

へ立歸らん併し當表へ參りて一働き可^レ致と存せし、處へんてつもなく江戸表へ歸るは面白からぬ事なれば一旦は各各方の仰に任すなりとて死を輕んじ忠義に走る事諸士に超へたり抑此安兵衛が由緒を尋ぬるに父堀部彌兵衛は三百石を得て江戸留守居役を勤けるに壯年より武術に達し名高き士なり安兵衛は浪人にて榊原式部少輔の家中に國枝新左衛門と云ふ伯父の方に罷在けるが或時伯父爭論の事有て高田の馬場にて伯父を討果すと聞き安兵衛かけ付て見るに伯父は早や討果され相手二人は其場を立退く所を聲をかけ呼返し二人とも討留めて檢使を受けて事済ぬ、此事世上に風聞高く殊更安兵衛は堀内正春が高弟にて劍術の達人なり廣き江戸にて二三人の手者なり然るに彌兵衛老年に及べども家を可^レ續男子なく娘一人有智養子をせんと心懸る折から此安兵衛の事を聞いて去る處にて面會しけるが彌兵衛申すは祿三百石斗の家を相續可^レ致方有^レ之御邊望みには無^レ之哉と申す安兵衛申すは拙者に過たる幸なり御世話被^レ下候様に申す彌兵衛申すは其言葉相違無^レ之哉と申しければ安兵衛の曰く毛頭相違不^レ仕と申す然らば其三百石の養父と申すは我なり一人の娘有彼と一所に我家を相續あれと言へば安兵衛申すは一類共に一通り及^二相談^一御返答不^レ仕と云ふ彌兵衛面色を變じて武士の一言は一度申せば變せぬが法なりとて無理に盃を指て父子の約束を致し日を改めて呼取家督を、ゆづりけり。内匠頭、彌兵衛の仕方を被^二聞及^一大丈夫の老兵、親もおやなり子も子なりとて却て心に應じて毎度安兵衛を呼出し家中の若士に劍術を傳へよと

有ける故淺野家にて此七八年は上下専ら堀内流を用ひたり安兵衛始めより一途に吉良を討ん事を急ぎける。

赤穂惣家中金配り内藏介直言の事。

内藏介岡嶋八十右衛門に命じて城中の金子を積らせ家中末末迄城下引拂金を可_レ渡_ニ觸にける城中の會議に尻込しける士共金配りと聞いて勇み進んで出でける内藏介申すは大身の者、諸道具を賣拂候ても五十日百日は可_レ暮小切米の者は斯様の節は難儀成者なれば小身の者へ多分に割渡して大身の者へは後に可_ニ割渡_ニと申しけれ共大身の者兎角申し評定一決せず因_レ之百石に付金貳拾四兩貳百五拾石より千百石迄拾八兩の積りにして相渡し足輕体の者へは金四兩二歩に米三俵づつ相渡しける内藏介下を恵む事を人人悦ける、此度の大變以來内藏介下知にて出る處の金子貳拾六萬五千餘兩なり内匠頭勝手向年來不_レ宜家中渡し方も滞事も有_レ之けれ共用金は貯置けるにや如_レ此金子を出す皆内藏介の智恵より出る因_レ之赤穂大變より町在共一錢も損失を受たる者一人も無_レ之却て徳用を得たる者多かりける札座四分の捨り金も何も納得して惜む者一人もなかりけるごぞ。

赤穂義臣傳實記卷の六(終)

赤穂義臣傳實記 〔卷の七〕

赤穂近邊諸侯武備淺野一門家より使者の事。

赤穂城無^レ滯引渡共、又及^二籠城^一共近國色色に取沙汰す。因^レ之近邊の諸侯不意の手當せらる。備前の岡山城主松平伊豫守は物頭津田左源太に數百人の家來を相添領分界虫上げ迄出張す。因州鳥取城主松平左衛門督は人數被^二指向^一讃州高松の城主松平讃岐守は大久保主膳を大將として兵船三拾艘被^二指向^一阿州徳嶋城主松平淡路守讃州丸龜の城主京極縫殿介播州明石城主松平左兵衛督同國姫路の城主本多中務太輔、右何れも兵船を取繕ひ不意の備を設けらる。又淺野家の一門より使者には戸田采女正より戸田權右衛門杉村十太夫見孫太夫戸田源五右衛門、植村七郎右衛門、松平安藝守より小山孫六、太田七郎右衛門、古田權六、有田市之丞、玉嶋十左衛門、井上段右衛門丹羽源兵衛、西川文右衛門、淺野土佐守より徳永又右衛門、内田孫右衛門、淺野甲斐守より内藤傳左衛門、海野金七、淺野伊織より八木助右衛門、長束十内、上田主水より野村淺右衛門、末田貞右衛門の面面追追赤穂に到着し何分無^レ滯引渡可、然由申述る。

御代官赤穂へ御着御條目の事。内藏介願の事。

四月上旬御目附御代官赤穂へ御着の趣申し來るに付、東は鷹取峠西は猪池越、中村川に新規に橋を架け岡村那岐村仕方村の道橋を取繕ひ村村の火の元念入候様相觸、城下の屋敷屋敷の掃除心を盡し郷村の帳面委細に相認め矢倉矢倉の番所武備正しく相守らせ、若も事有らば合圖の約束を定め内匠頭在世の通り威儀嚴重になす。四月十八日御代官石原新左衛門岡田庄太夫、御目附荒木十左衛門榊原采女四人共到着、即刻城中へ案内有^レ之に付、内藏介罷出るに御目附御代官上意の趣被^二申述^一。大手高札場の脇に別に一構して御條目を被^二掛其文に曰く。

條 條

一、今般播磨國赤穂城被^二召上^一の間萬事無^レ滯御法度の趣堅く可^二相守^一事。

一、喧嘩口論令^二停止^一。若相背輩は双方可^レ爲^二誅罰^一。萬一令^二荷擔^一は其罪本人より可^レ重事。

一、家中の面面城下引拂の儀十左衛門采女並に御代官到着より三十日に可^レ限、但浪人赤穂に罷在度者はせんさくをさげ心次第可^二指置^一候。立退族は先無違亂宿借證文兩人より可^二指出^一。面面武具諸道具其身の心次第に可^レ致事。尤家中屋敷番の儀は町人百姓可^レ勤事。

一、種借の儀、藏より出し備付事。無^レ紛は當暮收納可^レ致事付たり年貢末進當暮可^ニ相納^一事。

一、末進方へ取候て。召仕候男女の儀主從相對次第に可^レ致事。

一、借物は證文次第に可^レ致事。

右の通り被^ニ仰出^一候堅く可^ニ相守^一若令^ニ違亂^一は可^レ處^ニ嚴科^一者也。

元祿十四巳年

四月

榊原采女
荒木十左衛門

内藏介謹で御請申上る。明十九日城地御渡可^ニ申上^一旨申述る夫より四人の官使城中爲^ニ見分^一入城有^レ之、内藏介先に立て案内す。官使内匠頭の居間を見分の時内藏介申上るは今般内匠頭不調法仕候に付御法式の通り被^ニ仰付^一家中の者共奉^レ畏候。大學儀何卒御慈悲を以て再び御奉公相勤候様に奉^ニ願上^一候。内匠頭家筋は先祖彈正以來權現様御取立の家に御座候。何卒大學儀品能く御免被^レ下候様御取成可^レ被^レ下と申上る。然れ共四人共御返答無^レ之打過ぎたまひ又廣間を御見分の時、尙又右の趣申上ければ石原新左衛門殿被^レ申は家來の身としては左も可^レ有尤の事に候と斗御挨拶有^レ之ける。御見分相濟ければ内藏介大口迄御見送申上る。暮に及び四人の御方より内藏介被^ニ召呼^一十左衛門殿被^レ申は今般城内城下の道橋町在の制法城中の掃除無^ニ殘處^一仕方公儀を奉^レ重段甚感じ入る處なり。此段江戸表へ及^ニ言上^一且又城中にお

いて委細申達し候儀、其外大學殿の願ひの儀も尤に候。何れも歸府の上御老中へ委細に申達し精々入念取持可^レ申候と被^レ申しける。内藏介謹で御禮申上げ引取りける。

赤穂請取渡し之事。廣嶋の使者内藏介口上の事。

四月十八日申の刻脇坂淡路守高取峠より着有て直に本陣に入り、諸士は夫夫に宿札を打ちて本陣を、かこみける。脇坂より以^ニ使者^一城中へ被^ニ申入^一は當城在番の上意を蒙り指向ひたり。明十九日卯の刻^{六ツ時午前}_{五時}受取可^レ申趣御目附中へ及^ニ約諾^一候間、彌、其心得可^レ致となり。内藏介奉^レ畏趣申上げる。すでに十九日未明に木下肥後守猪池越より被^ニ指向^一使者の往歸相濟卯刻に至て城門を開く兩將入玉ふ。内藏介申上るは當城は最初無城の屋敷に御座候處内匠頭親采女正奉^レ願候て築き申候處年來不勝手に罷在り、萬端行届不^レ申内匠頭に至り武器をも調度心懸候へ共、是又存する様にも得不^レ仕候へ共、五萬三千石の御役相勤候程は何卒賄申度日頃心懸申候。今般不慮の仕合旁以私共當惑仕候故有來り候分御城に残し置き候間、御用にも相立申候はば采女内匠も大慶に奉^レ存候。私共も難^レ有奉^レ存候。則帳面に相認め差上候品品左の通り

一乘馬皆具百疋分

一揃筒三百丁

一大筒百丁

一弓貳百張

一矢八萬筋	一玉貳百箱
一火繩貳拾俵	一掛槍百本
一長刀六拾振	一揃具足貳百領
一斧貳百丁	一大鼓五から
一楯三百丁	一米五千俵
一鍬三百丁	一大豆千五百俵
一階子貳百丁	一味噌七十樽
一三十丁立軍船三艘	一ゑんせう貳百桶
一塩三百俵	一鳶口六百本
一金貳萬五千兩	一薙壹萬枚

右の通り書付を以て残し置度き段申上る。兩將甚だ感じ入多分の城付を残す段神妙の至り成と被_レ申ける。内藏介申上るは恐多、願に奉_レ存候へ共大學儀何分蒙_二御免_一。再び相勤候様に奉_二願上_一候。私共は如何様に被_二仰付_一候ても少しも厭ひ不_レ申候。兎角大學儀御取成被_レ爲_レ下候様に厚く申上る。兩將被_レ仰は尤の願なり。可_二成丈取持_一可_レ申候、且又城付の品品相殘段委細上聞に可_レ達候。内藏介申上るは御城可_二差上_一候御受取らせ奉_二願上_一と申上ければ、兩將則受取たまふ例法有_レ之。御城御受取渡無_レ滞城濟兩將御安堵有り何れも本陣へ引受ける。脇坂候には後に止りて勤番

せらる。夫より内藏介は本陣を相廻り厚く御禮申上る。木下肥後守被_レ申は無_レ滞城被_二相渡_一双方安堵無_二此上_一候。内匠頭には不慮の仕合今更可_レ申様無_二之候_一。我等は年來別懇に罷在、旦暮無_二隔意_一出會候故、一入氣の毒に存するなり。我等若輩故、於_二殿中_一も萬事内匠頭殿心添に預り不_レ淺事ども有_レ之とて懇ろに被_レ申ける。内藏介謹で申上けるには内匠頭と日頃御懇情と奉_レ承は別て難_二有奉_一存候と及_二落涙_一ける。肥後守小聲に成て内藏介を膝元へ被_レ招取_二内藏介無刀に相成、すり寄ければ、肥後守被_レ申は其方達心底察入以後用事有_レ之ば我へ密に可_レ申力に成可_レ申とぞ被_レ申ける。内藏介生生世世の御恩忝段厚く申述ける。是吉良を可_レ討との極意なりとしられけれ共言葉へは不_レ出して別れに臨みける。扱て浪人共城差上たれば己が屋敷へは不_レ入、町家に入るも有り、又近在へ退くも有り、昨日までは赤穂城下内匠頭領内と云しに今日は無主の城と成りて、脇坂淡路守の番城と相成り物哀れにぞ見えにける。赤穂城引拂に付難澁せしむる旨江戸表へ相聞えければ御手當の控として、一抑土佐守本多中務大輔松平若狭守へ御老中より御内意有_レ之萬一變に及ば罷向候様被_二仰付_一候とぞ聞えし。松平安藝守より見届の使者井上段右衛門は兩將無_レ滞城被_二受取_一を見て廣嶋に歸らんとて内藏介へ申すは、今度開城の事御一類中御安堵不_二大方_一候先達て各籠城又は殉死の沙汰有_レ之、右兩様に一致の面目は武士の面目を立つると云ふ者也。安藝守相招き扶持を進上仕る事も可_レ有_レ之問名前如何に候哉と相尋

ねける。内藏介申すは内匠頭家は何事に不^レ寄武邊には上下の隔は無^レ之候、因^レ之右兩様共家老より足輕迄一人も洩れ候者は無^レ之候へ共兎角に決定難^レ致及^ニ破談^一候。安藝守様御尋ねの節は内匠頭家來不^レ殘にて候と御申達可^レ有^レ之と及^ニ返答^一ける。井上大きに感心して罷歸り廣嶋にて此事を咄すに心有る士、内藏介は凡人に非すと申しける。

内藏介赤穂立退くに付妻へ申置事。百姓共見送事。

脇坂淡路守在番にて木下肥後守歸國せられ、御目附追出立致され、御代官は鄉村帳面御改めとして暫く逗留在^レ之、江戸より來る義士も罷歸り、諸士思ひ思ひに立去る。内藏介は城引渡す二三日以前より妻子共に同國、坂越と云ふ所へ遣し置く。内藏介妻は但馬國豊岡の家中石東源五兵衛娘なり。此度の變に付一旦源五兵衛方へ預け置かんと存じて、妻へ申すは我近日當表引拂ひ京大阪伏見邊にて身の上可^レ定、其間汝源五兵衛方に罷在、忤共養育いたし候へと云ふ。妻の曰く、當城御引拂被^レ成候て後には何ぞ思召しも可^レ有^レ之事と奉^レ存候。今般別れ申して命の有る内に再び懸^ニ御目^一事無^レ之儀と奉^レ存候。主稅事十四歳に及候へば、一處に被^ニ召連^一候へかし。豊後に罷在、一生埋木に致すも殘念に存候と申しける。内藏介申すは時節至らば呼取可^レ申間、夫迄は穩便に可^レ暮と申しふくめ但馬の親里へぞ歸しける。其後内藏介城下立去

る先、大阪へと志し出立しけるに、町人百姓見送りけるに先達て捨りに相成候金銀汝等難儀たるべくと返す返す申述て別れける。又潮田又之函算法にて古舉三百六拾歩を以て新舉三百歩に打直し、一反歩に付六拾歩打出し其外新田數多開きける故、五萬三千石右の納米多分に相成候へ共、百姓共は年來難儀に及びける。此度鄉村引渡の帳面に其打出しの新田は帳面に、のせず古來の通りに書出し、村村免合も少少づつ引下げの儀御代官へ奉^レ願ける故、百姓共納米ゆるやかに相成りける。是全く内藏介が心より發する事にて未末悦び、あへり。内藏介妻は親里へ歸りて三人の子どもを養育して月日を送りける。

大野於^ニ赤穂^一失^ニ面目^一内藏介山科に至る事。

其年八月二十六日大野父子近藤源八渡邊嘉兵衛赤穂へ來り大津屋木屋兩人へ荷物可^ニ受取^一と申す。兩人申すは内藏介殿より誰へも渡し申間敷と被^レ申候間、内藏介殿の指紙來り候はば可^ニ相渡^一と云ふ、大野一言申分なく其夜は木屋が方に止りけるが夜更て刀箱一つ盗み出し金子を取て明方に立退く。木屋是を知りて隣家の者を頼み追ひかけとらへ白晝に城下を引渡し惡口す。大野夫より伏見へ出でて醫師に相成りけれ共此處にも赤穂浪人隠れ住む事故又退き、翌年の三月大阪江戸堀、塩屋太左衛門と云ふ者赤穂以來の馴染ゆへ尋ね行くといへども亭主相手に不^レ成、其うへ亭主申しけるは

貴殿此處へ御出候はば赤穂浪人衆へ知らせ候様に被_レ申候間御待可_レ被_レ成と申しければ、大野慄ひ出し足早に立去りける。京二條室町綿屋善右衛門は赤穂出入の町人故此所へ尋ね行き、大野申すは我等荷物赤穂に残し置候。内藏介不_レ相渡候間何卒無_レ滞被_レ相渡候様に取持ちくれ候へと云ふ。善右衛門此趣内藏介に申し傳ゆるに内藏介曰く、近日其方宅へ指紙爲_レ持可_レ遣候大野受取に可_レ參と日を極め及_レ返答ける。定日に相成りければ大野綿屋へ来る。内藏介、小野寺十内、潮田又之亟、三村治郎左衛門三人に指紙持たせ遣す。十内大野に向て赤穂以來久敷不_レ能_レ面談と禮儀正しく申述ければ、大野一向顔を不_レ上地に伏して手を、こまぬく。三村次郎左衛門椽の上に立はだかり、いかに大野腰ぬけの棟梁と成りて淺間敷所を逃げ廻る。其方共を對手にする我等に非ず、心易く思ふべし。則ち内藏介より指紙被_レ遣間可_レ受取と立ながら惡口かたがた申しければ、大野は首を不_レ上一札を受取いだきける。十内申すは指紙被_レ下難_レ有段一札被_レ認てと申せば奉_レ畏とて三人の望みに任せて一札認め出す。赤穂に居る時は内藏介より上に立ち、千五百石の知行を領し、五萬三千石の家にては肩を双ぶる者なく威光を振ひし者なれど、今日道に違ふ人は三村がごとき輕き者に頭を下げうづくまる。淺間敷くと云ふに餘り有り。内藏介は赤穂を立退きて大阪に着く。夫より伏見に暫く逗留し、又宇治の田原に至り所所に身を隠しけり。五月中旬頃右の腕に疔を病ひて養生す。片田舎に可_レ暮とて赤穂の華岳寺に田地三町

高光寺に一町大蓮寺に二町遠林寺へ金子百兩寄附し、山城の南山科に至りて池田久右衛門と名を變へて、田地を求め土藏を建て後榮の基とす。吉良より来る間者も赤穂の浪人武心は無_レ之と思ひて江戸へ歸りしと聞ゆべし。

瑞光院由緒内匠頭石塔を建る事。

京都北野に瑞光院と云ふ禪寺有り。其地紫野に連なり物さびたる地なり。山門の左に拾翠庵有り。慶長の末大徳寺の僧覺禪師建立して瑞光院と號す。二代の住僧陽甫と云ひ、三代目を惠順と云て、内匠頭の後室遙泉院とは從弟にて内匠頭在世の時毎年米百石づつ寄附し懇志を被_レ盡ける故、内藏介山科へ來りてより此院へ毎度參詣し拾翠庵に休足し、むつまじく致しける。内藏介思ひけるは此所は人跡稀にして、人目に不_レ立所なり。同士申合せ密議を談するに便有と存付、内匠頭の石塔を建てんと住僧に申談す。八月十四日に内匠頭の衣冠を埋み石塔を建て、毎月十四日に同士申合せ參詣し密議を談じける。因_レ之墓料として銀拾貫目寄附可_レ仕と約束しける。

内藏介初めて江戸下向。江戸士評議不破數右衛門が事。遙泉院へ内藏介罷出る事。

内藏介山科に在て一途に吉良を討たんと計れ共、大學殿の黒白分り難く心を苦しめけ

るに江戸の士は前後を不^レ顧一時も早く吉良を討たんと心をせく趣、追追山科へ聞えければ、内藏介心を痛め一先原惣右衛門近藤源四郎兩人を指下し鎮めんと思案しける然るに江戸士、堀部、奥田、高田は内藏介以下の者下向せざる事を待わび、又上京して事を決せんと欲す。兎角する内に原惣右衛門、潮田又之亟、中村勘六同道して江戸に着す。三人大きに悦び、原が旅宿に尋ね來り江戸表の有様を語る。中にも安兵衛申すは我我赤穂にて殉死せんと申せしを内藏介殿の一言故に止り今日迄命ながらへ、後ろ、ゆびをさされ無念成る事たとへを取るに物なし。赤穂引拂早下向有りて御下知可^レ有と存居候處、内藏介殿病氣とあれば不^レ及^二是非^一然らば貴殿方早下向有て御相談も可^レ有處、今日迄延引は何事に候哉。亡君の御敵を討つ事を斯くうかうか暮しては成就致間敷、内藏介殿を呼下し手短に御下知受度と申す。原惣右衛門申すは内藏介下向延引は聊以て不義の志は無^レ之候。時節の至り不^レ申趣故見合罷在るなり。各方一途の思召しに候へば、五十日百日延引せしとて苦しからず。右に付、此度我我下向し江戸表の衆中むざと手指し申さぬやう取しづめ候へとの事に候と言へば、安兵衛の曰く。仰は尤に候へ共、上方衆は百三十里隔て吉良を眼前に見たまはず故に時節至らぬ杯と被^レ申候へ共、江戸士は毎日吉良を見受候事故に心せかれて急急一太刀恨み申度存候。貴殿逗留のうちに義士のうち一人山科へ遣し内藏介を呼下し申度と奥田高田も申す。惣右衛門申すは、我我歸京の上内藏介へ其段を申聞せ、各方御取急の趣

可^二申談^一暫く鎮りたまへと申せば三士不^レ及^二是非^一早まる、むねを、おさへける原中村潮田の三人江戸を發ち鎌倉へ行き武運を八幡宮へ祈らんと申せば、江戸の三士も見送り申さんとて六人連にて出足せんとする處へ、近藤源四郎大高源吾兩人其表へ指遣す趣、内藏介より飛脚を以て申越しければ何れも相待處十月八日右兩人江戸に着す。何れも無^二隔意^一及^二相談^一處指て相變りたる趣なし。因^レ之三士猶々心をせきて此上は手短に大石氏を呼下し決定せんとて、矢田五郎右衛門倉橋傳介を飛脚として山科に遣し内藏介出府を乞ふ。兩人山科に着し委細申述る。此上は内藏介直に決談可^レ致とて十月二十日瑞光院へ參詣し六七人の義士に及^二相談^一、夫より奥田將監、川村傳兵衛、岡本次郎右衛門、岡嶋八十右衛門、中村清右衛門同道して京都を出足す。十一月二日東武に着す。江戸士大きに悦び内藏介が旅宿に來て及^二對談^一。内藏介申すは先づ四五日休足し夫より、ゆるゆる可^二相談^一と及^二返答^一何れも己れ己れが宅へ歸り、翌日三士より以^二手紙^一内藏介方へ樽を送る。其紙面に曰く。

以^二手紙^一得^二貴意^一候昨日は久久にて御面會彌御堅勝に被^レ成^二御座^一珍重に奉^レ存候然此一樽如何敷候へ共入^二御覽^一候且又彼一義如何思召候哉兎角一刻も早く仕度候明日にも申合參上可^レ仕奉^レ存候先爲^二御見廻^一如^二此^一に御座候以上

十一月八日

三人連名

大石内藏介様

右の通り申越ければ内藏介思ふは両三日休足と申談する所如し。斯心せく上は兎角一相談可し。致と存じ仰せの通り明早朝より御出と及返答ける。明れば十一月九日内藏介が旅宿に來る人人には奥野將監、川村傳兵衛、近藤源四郎、原惣右衛門、岡本次郎右衛門、潮田又之丞、中村勘介、大高源吾、武林唯七、勝田新左衛門、中村清右衛門赤垣源藏、近松勘六、吉田澤右衛門、堀部安兵衛、奥田孫太郎、高田郡兵衛なり此時内藏介の曰く、江戸士中事を急ぎたまふ事、尤至極に候へ共、我存念に不_レ能候故、及延引候。吉良を討つ事は人手を、かりてする事に非ず、赤穂立去り候日より吉良の首は味方の物と存語りし上は五年拾年延引に及べばとて志の動く事は無_レ之候。赤穂において荒木殿の御一言、難_レ捨其上大學殿の成行難_レ見分_レ此處に心を苦しめ延引せり。各各の志は如何に候哉、我が存念此外に毛頭無_レ之と忠義の極意を申しけるに、人の言を不_レ待安兵衛進み出て申しけるは、内藏介殿の思召いつを限りと云ふ事を難_レ見定_レ候。大學殿の事を永永相待つ事は難_レ成候間、來三月限御一周忌にも相成候へば急急取掛り可_レ申候と云ふ。大高源吾曰く、大學殿の事は大學殿方にて如何様其被_レ成候。拙者共は元より亡君の御用に心を苦しめ、其上に大學殿の儀迄世話仕る事は念の入り過ぎたる事に候。人數も大方揃ひ候上は三月限として四月に入りなば早早仕かけ可_レ申と席を打て申しける。内藏介申すは先づ左様ならば四月に入てと何も心次第評議可_レ致必ず必ず早まりたまふなと申しける。近藤源四郎申すは江戸表

にて彼是會合不_レ宜候。京都において思ひ思ひに身を忍ぶべし。丸山靈山北野瑞光院杯は人目稀なる所なれば、彼所において決談可_レ致とて、各尤と聞入ける。潮田又之丞申すは大石氏を呼下したらば急急面白き事可_レ有と存せしに、來年四月の事なれば永永の事にあたり手足をついやしたりと腹を立てにける。用事相濟む上は何も京都に歸らんとて旅立の用意を致しけり。爰に不破數右衛門正種と云ふ者有り。祿百石を得て濱邊の奉行を勤めける。或時數右衛門召仕の家來を手討にす。此段内匠頭に達するに、今日は先君采女正殿の忌日也日こそ可_レ有に不敬の事なりと被_レ怒ける。其後數右衛門勤方心に不_レ應して永の暇を出さる。夫より江戸へ出て身を隠し劍術の指南として暮す。數右衛門は達人にて諸大名より招けれ共二君の望無_レ之とて何方へも不_レ有付_レ何卒内匠頭の勘氣を被_レ免て再び歸參せん事を心懸ける。内匠頭不慮の大變にて生害、上野介存命成を怒り、一太刀恨みて主君の怒り休め奉らんと工夫をこらす處、内藏介江戸表へ罷出たる事を聞いて旅宿へ來り鐵心を明しけるに、數右衛門劍術の達人と云ひ、無双の忠義顯れければ、或日泉岳寺へ同道して冷光院の幕前にて従前の勘氣を免し、祿百石被_レ下置一段申渡す。不破數右衛門大きに悦び是より義に走る事人に超たり。内藏介江戸表の用事相濟みければ歸京せんと内匠頭の後室を伺ひければ、早速に對面有りて遠路殊更寒中大儀の由念頃に被_レ申。暫く物語有_レ之内藏介も極意をうすうす述べける。後室にも時節見合せ首尾事本望可_レ達とて紫縮緬の頭巾を被_レ下

けり。夫より松平安藝守、淺野美濃守、淺野佐兵衛何れも見廻り大學殿の安否を伺ひ荒木十左衛門殿へ罷出で赤穂において預_二懇情_一ける及_レ禮、躬十一月二十三日近藤源四郎、潮田又之丞、中村勘介、何れも同道して歸京しける。大高源吾、原惣右衛門は江戸に止りて芝切通にて小家を借り義士の會所として、又京より來る人人の宿とす。同月十一日吉良上野介隱居息佐兵衛佐に四千貳百石の家督被_二仰付_一。高家の役父上野介の通り可_二相勤_一と被_二仰付_一ける。吳服橋屋敷被_二召上_一本庄にて被_レ下ける。此事を急急内藏介へ告げんとて同月二十五日大高源吾江戸出足正月上旬京都に着す。

赤穂義臣傳實記卷の七(終)

◎赤穂義臣傳實記◎

〔卷の八〕

高田郡兵衛變志の事同評。

高田郡兵衛資政は江戸の三志第一の者にて、内藏介も彼が智勇有て無二の志を頼母しく思ひ、義士も目當てにする士なるに不慮に志を變せしこそ、淺間敷けれ其頃御旗本組の武士内田外記高田が事、聞及び養子に、せんと郡兵衛が兄彌五兵衛に及相談郡兵衛を申受んと云ふ彌五兵衛は郡兵衛に、おとり淺智未練の者なれば内田へ申すは弟郡兵衛事は亡君内匠頭の敵吉良上野介を討取る覺悟に候へば中中他家へは參り申間敷と及返答内田聞いて主君の敵討とあるに誰が否と申す者は無之、併内匠頭は先手を出され時節を不辨故家亡に、およぶ吉良は其儘御立置被成なり夫を敵と申す事は理に不當御直參たる吉良を殺害すと云ふ事聞捨に置事難相成公儀え申上げ赤穂浪人一人も不殘からめ捕て江戸表御靜謐の事を可仕と色を變じて申しければ彌五兵衛大きに驚き斯様には申物の實否は郡兵衛に相尋可申入と申す夫より彌五兵衛は急ぎ郡兵衛へ此事を語る郡兵衛あきり入無言語兎角に其分に致置ば我が難儀に相成事故堀部奥田に是を語る兩人の曰く、此上は貴殿引越延引せば大勢の難儀に可相成早速に内田氏へ被罷越可然候、此期に相成、義理に係はる事は

無之と申すに付高田は約を變じ不臣の部に入りけり郡兵衛最初より大丈夫の志なるに、かかる事にて終りを全ふする事、不得こそは、殘念なり

評して曰く郡兵衛俄に臆病心發りて兄と計りてかかる事を企しなり難心得實に忠心あらば一旦内田へ赴くとも内藏介始め大義成就して泉岳寺へ集りたる節は江戸中赤穂浪人敵を討たると云ふ事無隱其後四家の大名衆にて切腹被仰付ければそれ迄に如何様共志の立場は可有に翌年二月四日迄しらぬ顔して居ては實心に内田氏より養子に申受んと言越とは難斗併一旦内田氏へ罷越古主の忠義に家をつぶすの理不當と云ふ理も有り彼是評を加ふ、兄彌五兵衛一言の危忽故、己のみか弟迄不臣の名を取りしこそ殘念の事共なり

萱野三平自殺遺言の事。

義士の内に萱野三平重次と云ふ者有り攝州萱野芝村の生れにて父は七郎左衛門と云ひ大嶋伊勢守と稱して代官を勤め貳百石の碌を得て數代此處に住宅す、三平は次男にて内匠頭に勤め去年三月切腹の注進に原惣右衛門と兩人早打に赤穂へ來る惣右衛門に申しけるは我は萱野に立寄り父母に此變を知らせ後より可罷越と云則惣右衛門と別足し父が方に赴く、家近く相成りけるに葬送に行逢たり誰人の送りにやと尋ねるに萱野七郎左衛門殿の奥方也と答ふ三平あきれば正しく我母なり主君の變を告げんと父

が方に立寄るに今又母の葬送に行逢ふ事いかなる事ぞと言ひながら父が家に入る、一七日の喪を勤め夫より赤穂へ赴き内藏介と同意して吉良を可_レ討志を磨き無二の忠義を、はげみけり赤穂開城より父が方に來りて孝を盡す然るに義士追追東武に入りて三平も早く發足あれと勸む正月上旬父に向つて曰く、久々浪人仕能在候に付同士申合近日江戸表へ罷越し一奉公致度候御預け申す金子御渡被_レ下候へとぞ申しける七郎左衛門申すは近年諸國浪人多く江戸中に其數を不_レ知又汝が志、清直にして當時の士風に不_レ應然らば江戸下向の事無用なり我老年に、および便なく思ふなり今四五年も見合せ我相果し後如何様共心次第に可_レ致と三平が心は不_レ知して兎角に止めける三平當惑して、有りし儘申せば内藏介へ渡し置たる神文に吉良を討事は親子兄弟へも他言せじと書きし上は父にもせよ申出來不_レ相成又江戸へ下向せざる時は同士共不臣と言んと忠孝の間に心せまりて是非を分つ事不_レ得此上は我命を捨るより外なしと一途に胸を極め一間に入りて腹十文字にかき切つて果しける其書置に曰く
私儀今度江戸へ罷下り候事申上候處御指留被_レ下候趣生生世世難_レ有仕合に奉_レ存候是非罷下り度、一大事有_レ之候へ共少難_レ申上_二品御座候故心底不_レ申上_一候不_レ得_レ止事自殺仕候御腹立被_レ下間敷候山科の大石内藏介方へ一通申殘置候間御届け可_レ被_レ下_レ候右傍輩共尋參り可_レ申間自殺仕候段御申傳へ可_レ被_レ下候心せき候故早早申上候以上

正月十四日

萱野三平

七郎左衛門様

父此書置を見て三平が節義を感じ寺へ送り湯光院洞郭道義居士とぞ號しける七郎左衛門より使者を以て此一通を内藏介へ送る

年始爲_二御祝詞_一先達て奉_レ捧_二愚札_一候舊冬、吉田忠左衛門近松勘六申合當春江戸表へ可_レ罷下_一様奉_レ存候處愚父七郎左衛門儀不_レ知_二其義_一強く相止め申候尤本意を申聞候はば却て悦可_レ申と奉_レ存候へ共御手前様へ指上置候神文の手前此儀口外難_レ仕君父忠孝の間に、おいて聊當惑仕候因_レ之自殺仕候吉田近松へは別紙不_レ申入_一候乍_レ恐御手前様より可_レ然奉_二願上_一候以上

正月十四日

萱野三平

大石内藏介様

内藏介及_二落涙_一此一通を毎度義士に見せて味方拾人の義士を失へりと云へり

吉田、近松兩士東武下向水浪藤太夫が事。

江戸表の義士評議の事。

原惣右衛門、大高源吾歸京して江戸の事を義士にかたる江戸の若士は事を急にせんとする由吉良隱居の事なれば若し、上杉の屋敷へ入るか又は爲_二用心_一米澤へ引取れば

如何せん心せく京、大阪、伏見邊に罷在義士山科に來て及^ニ評議^ニ内藏介申すは拙者東武にて能能示し置たり大學殿の成行を不^レ見内は兎角に志は難^ニ相立^ニ候我等志は赤穂開城より今に至りて毛頭異心は無^レ之處に各方は一己の名聞に而已拘はり亡君の御家再興の所を輕く被^ニ心得^ニ事こそ甚だ不^レ簡なりと申す原惣右衛門曰く大石氏の異見無^ニ拔目^ニ事なれ共永分別に、こまり入れれ若士心せくも無理ならず其内に吉良上杉の家に入らば後の祭りにて我黨自殺せば氣違者に相成其時は禪門にでも相成る外は有^レ之間敷と云ふ忠左衛門十内申すは我我七十近く相成永分別に一味難^レ致候、此處は工夫可^レ有事なりと、各各内藏介に引はなれて事を可^レ急の体なりければ内藏介大きに感じ今暫くの處を鎮り玉はば大學殿の成行をも見定て無^レ程實の忠義を可^レ顯なりと申して此上は江戸の若士を取しづめ可^レ然とて吉田忠左衛門近松勘六姓名を變じて下向可^レ有と申故忠左衛門を篠崎太郎兵衛、近松勘六を森清介と相改め近近大學殿安否次第に事を可^レ發と申含めけり勘六、忠左衛門へ申すは江戸の若者を、しづめん爲に原惣右衛門、近藤源四郎、内藏介も下向して先達て鎮め被^レ申に何も前後不^レ顧取急ぐ事なれば我我罷下り取しづめ候共中聞入申間敷候貴公は如何思召江戸の若者不^ニ聞入^ニ時は、すぐすご上方へ難^レ歸候其時は此勘六は江戸士と一處に相成候心底に御座候如何思召すと申しければ忠左衛門の曰く、仰せ迄も無^レ之候此忠左衛門も其覺悟に存じ極め候此度京都出足するは死出の旅立と存候と申しければ勘六も安堵し

て出立に及びける二月二十一日京都を出て逢坂の關を越えんとて篠崎が歌に

九重の霞をわけて出る日も

くもらぬ御代に、あふ坂の關

伊勢大神宮へ參り復讐の心願を、こめて津の町に忠左衛門が知る人有り、水浪藤太夫とて爰に立寄つて一宿し終夜物語しける、藤太夫も元は播州姫路に勤めけるが出足の心有て暇を乞、年久敷津の町に在り、忤は京都に出て公家の奉公を勤めける藤太夫若年より武道に心懸け姫路にても名高き者なるが忠左衛門勘六兩人が東武下向を不審に思ひて申すやうは貴士連は淺野家にて歷々の士なり此度淺野家斷絶の事一入残念に存する也、五萬三千石の家中に士も貳百餘も可^レ在吉良は内匠頭の敵ならずや去年以來より何をして、うかうか暮すや難^ニ心得^ニ其元達、我は不^レ構事なれど心底を不^レ包申處なりと云ければ兩人共此返答に迷惑に、およびけるが忠左衛門の曰く仰せの儀何れも相心得罷在候へ共、兎角に人心一致不^レ致存じの外、月日も相立候と申して其翌日津を立出て東武へ急ぐ、佐世の中山を越えんとて篠崎が歌に

夜を、こめて越行旅の空なれや

しのめ、ちかし、さよの中山

薩撫峠を越える景色を詠みて

われたにも三保の松原富士の雪

こころや空に、かかる白雲

清見潟にて

天の原霞も晴て、きよみがた

月を、とどめよ浪の關守

三月五日江戸に着す芝松本町米屋忠太夫と云ふ者知る人故爰に一宿す翌日兩人共堀部安兵衛宅に行く父子悦んで出向ひける忠左衛門勘六の曰く、豫ての密事兎角各方始め江戸表若士取急ぐ由内藏介甚だ不機嫌にて委細は先達て内藏介申聞候通り大學殿の黒白分り不_レ申内は志難_レ立に決定致候然る處何も内藏介に引離れて事を被_レ急趣相聞へ候故色色取なだめ候處、上方衆は被_二聞入_一候此上は江戸表の若士如何可_レ有と我我兩人を以取しづめ候様に被_二申付_一罷越候内藏介下知に御從ひ候て惡き事は有_レ之間敷候、上方衆同様に暫く、しづまり玉へと申述べる安兵衛の曰く、いつこても同じ評定にて只、永分別斗也吉良の方に變あらば跡で如何したまふぞや我に、おいて御尤には奉_レ存候と眼に角を立、疊を、たたいて心せく忠左衛門申すは各各方の武門の捨たる事は可_レ仕候間是非是非今しばらく御待候へと申しければ安兵衛ふしやうぶしやうに聞入ける兩人大きに悦び各品よく聞入たまふ事全く本意を達すべき基なりと言ければ安兵衛も内藏介方へ返書を認めて相渡す内藏介には先達て池田久左衛門と改めければ堀部父子も改めて父彌兵衛は馬關市郎右衛門安兵衛を長江長左衛門奥田孫太夫を

元の兵左衛門と變へにける

武林唯七大阪に來る。神崎與五郎吉良の近邊に 忍び窺ふ事。京大佛殿物語の事。

武林唯七は去年の夏より關東へ下向し堀部奥田と共に心を盡し無二の忠義を勵みけるは内藏介心底は誠に延引の論なれば一先故郷に歸りて京、大阪、伏見の義士を集め大石氏に引離れて事を可_レ發と存此事を堀部に及_二相談_一堀部大きに悦び内藏介の永分別にあきれ果たり上方にも原、大高、潮田、中村は早く事を決せんとする人人なり御邊山科にて内藏介に及_二相談_一例の永分別に候はば引離れて事を可_レ定父彌兵衛は老人故一入心せき罷在候一刻も早く登られよ獨り旅は無_二心元_一と不破數右衛門同道あれとて數右衛門を八左衛門と變名し二月十八日出立三月朔日大阪に着す山科に不_レ行大阪天満老松町の後ろ神明の邊に原惣右衛門有るを尋ね行き江戸表の様子一一に物語り兎角早く決せんと云ふ惣右衛門大きによるこび先休足あれとて原が宅に止まり、折節矢頭右衛門七も原が宅に來、不_二存寄_一武林に及_二面會_一武林に向つて申しけるは赤穂引拂より一日も安堵可_レ致父長介當地堂嶋に罷在其上長病にて快氣無_二覺束_一候へば一入心細く貴殿とは赤穂にても格別の懇情に候へば拙者難儀の節心も被_レ添可_レ被_レ下處是迄尋にも不_レ預如何の存入にやと恨み顔に申しければ武林申すは貴殿の事

心に不^レ忘候へ共我は東武に在て心をくたく事故、存外の無沙汰に及びたり父長介殿の病氣曾て不^レ承大義成就の場に不^レ至候故心せき迄能越したりとて積る物語に時を移す不破は惣右衛門宅に止まり武林は右衛門七宅に暫く可^レ有とて堂嶋にぞ赴きける長介は重病にて起伏さへも自由ならずされ共、唯七を見るより抱きおこされ長介の曰く去年以來の大義未だ成就不^レ致内藏介と我は無二の仲にて心術能、相知りたり何事も能忽なきやうに相勤候へ我は如^レ斯の病氣あらすば東武山科赤穂をかけ廻り御用に相立可^レ申に心に不^レ任、病氣なれば近日於^ニ當地^一落命可^レ致武運盡果たると言ふべし今一兩年存命せば吉良の宅に入りて皆殺にせんと存せしに不^レ及^ニ是非^一仕合泉下にて各方の忠心を亡君へ可^ニ申上^一ぞ忤右衛門七當年十六歳にて候へ共大義の極意は申聞せ置たり御引廻し頼入と泪を流し申しければ武林も俱に泪に暮、息右衛門七事は心遣ひ不^レ可^レ有申合丈夫爲^ニ相勤^一可^レ申と云ければ命今日に限りても未來の迷無^レ之と悦びあへり唯七は二三日体足し夫より赤穂へ罷越大阪表も大方諜し合せ伏見より京都に至り大高源吾へ尋行、早く事を發せんぞ源吾始めは急に吉良を討事を思ひ詰めしが内藏介が下知に可^レ任と心を、しづめて今は、せく心も、なかりけり唯七源吾は内匠頭の近習にて左右に有て平生甲乙なく兩人心を合せて武藝をもはげみける唯七申すは貴殿とは數年來無二の仲なれば此度の儀に付ても拙者存入に同心有て共に事に事を急に可^レ被^レ致處如^レ斯繁華の地に朝夕面白く暮し忠義も武勇も、わすれ果玉

ふか内藏介の永分別に與し被^レ申は、どうやら大野高田が、ごとく、そろそろ尾が見ゆる、やうに被^レ存と申しける源吾申すは赤穂以來浪人しても勇氣たゆまぬ武林殿かなどぞ申しける大高は義士の内にても、そこつなき者にて平生沈勇なれば内藏介も別て源吾を愛しける豫て岡嶋八十右衛門を江戸へ遣し吉良の近邊に住居させ窺はせんとする所に八十右衛門、去秋より病氣に付、神崎與五郎に命じて江戸の間者にぞ、もちひける汝東武に到て吉良の近所に住て商人と成り吉良の屋敷へ出入し宅中の廣狹其外日目の事共相考へ此方へ可^ニ申入^一我心を痛むる事は吉良米澤へ入らん事又上杉の館へ引取るか或は江戸の若士早まりて五人八人にて吉良の宅へ討入らん事也、此趣を汝こころを用ひて一一聞立て我に知らせ存付次第に姿をやつし窺ひ見よとて金子四百兩渡しける與五郎申すは亡君への御奉公の事なれば非人と成ても少しも不^レ苦可^ニ相勤^一なり併我を江戸へ被^レ遣して百三拾里を隔て御取斗は間遠成事ならずや此上は貴公御入込有て直に御聞立可^レ然と申す内藏介申すは我最初より申すごとく大學殿の成行不見内には吉良へ討入事は難^レ成候返す返す吉良へ忍び入事は一大事なり心を可^レ盡と申含めけり與五郎委細を承り届け四月二日山科を出立して十五日江戸に着す麻布谷町に店を出して美作屋善兵衛と變名し時分の物なればとて扇子賣に身をやつしける吉良方には此善兵衛を赤穂浪人とは夢にも不^レ知諸色下直成を悦び皆皆調ひける或時は呉服物を持て出入、屋敷の様子、家來の總人數、上野介毎日毎日の所爲まで心を盡し相

考へ又或時は油賣とも相成て長屋長屋へ立廻り目を付て山科に告るに江戸士も與五郎が眞實に忠をはげみ内藏介無^ニ抜目^一謀計に各各感服して急に討入る事もしづまりける、抑此神崎與五郎は佐州津山の生れにて十三歳の時なり伯父寺田長右衛門と同道して津山の町を通りけるに長右衛門が同役坂田喜兵衛と云ふ者に行逢たりしが立止り物語りせしが喜兵衛刀を抜くより、はやく長右衛門を唯一討に致し其場を退んとす、與五郎は少し後に有しが、かけ付けて其敵喜兵衛を忽ち討留ける其趣相達しけるに無^ニ別義^一相濟ける、夫より與五郎が名高く相聞えしが三四年過ぎて津山を立去て赤穂へ來り暫く足をとどむ與五郎武藝は言ふに不^レ及詩歌の道に心を寄、葛岡修理太夫の門弟なり又武者小路殿えも立入専ら詩歌に達しけり、武田流の軍術を極め津山の家中にては多く此與五郎にしたがひける忠義無双の勇士なり内藏介此神崎が事を傳へ聞き何卒赤穂に召置は御用に可^レ立者なりと内匠頭へ伺ひ暫く當家に足を止むべきと有て三人扶持に金拾五兩を宛行れける神崎も内藏介の軍學に達し實心深き事を感じ日頃無二の中に暮しける、内藏介は武田山鹿の両流の軍術に達し且暮與五郎とむつまじく暮しける、内匠頭毎度與五郎を呼出し軍談古戦の議論有り内匠頭被^レ申は大阪の御陣の始終諸家の高名咄せよと被^レ申ける與五郎の曰く、大阪御陣と申す事は無^レ之事に候と申す、内匠頭不興の体にて慶長の末秀頼卿を東照神君御誅罰の御事は世以て知る處なり夫を大阪御陣と申事無^レ之と云ふは如何ぞと尋ねらる與五郎の曰く、大阪御合戦は

子供遊びの石打合同前の事に候、戰國に生れ實の武士たる者はあの位の事は合戦と不^レ申ものに候、其譯は大阪城中には凡そ拾萬に餘る軍勢にて外出張の軍は少しも不^レ仕、眞田左衛門幸村、木村長門守重成、天王寺若江、表へ一兩度かけ合ひたる斗にて大將秀頼卿一度も出馬無^レ之總軍勢、大なる城に、うづくまり居て終に東照君の御智謀にて不^レ殘命を落けるは私共の無學の表にては合戦とは不^レ存、取籠る者を棒づくめにして取つて押へ繩を掛けたる同前に相心得能在候故、指て稱美は不^レ仕候、其節諸大名大阪へ被^レ向、方々さのみ大なる高名は有^レ之間敷候、日本に無^レ隱名城に候へば人數二萬斗殘し置、木村、後藤、長曾我部、眞田等を前後左右に被^レ連て切て出玉はば花花敷軍にて東照君にも御苦勞可^レ被^レ遊所を一向に出張不^レ致四方八方を取巻かれ、むぎむぎ落命有しは淺間敷と可^レ申哉、取にたらぬ事に候へば必ず大阪の亂を合戦とは不^レ申事に候とぞ申しける、内匠頭被^レ申は是まで御合戦を大きな事に存せしは心得違なり又合戦と號し六ヶ敷取合は何れを申哉と被^レ尋に與五郎申すは實の合戦と申すは小牧、長篠、長久手、味方が原、關が原、などをこそ御陣とも可^レ申なり是等の時は大將自身陣場をかけ廻り柵をゆわせ逆茂木を付させ諸士の働をも見定勝負決するを合戦とは申也信長、信玄、謙信などの御軍配を以て貳百年以來の御合戦の骨と仕る也と申しければ内匠頭甚だ機嫌克く其方申す所、至極の理なりとて稱美せらる與五郎申すは京都大佛殿再建の儀は御當家の秘談にして諸家の士覺悟可^レ致事に

あらず左候へば御家の諸士は悉く可^レ知處に大佛殿の一件不^レ知者有^レ之候、憚ながら武邊にうとき事なり晝夜に御引立被^レ成可^レ然候に申しける内匠頭被^レ申は其大佛殿の儀當家の極秘なり一通り咄せよと有^レ之ければ與五郎申述けるは太閤秀吉公病氣が重らせられ、すでに危きに臨んで東照神君へ御遺言被^レ成は秀頼十五歳に及びなば天下を可^レ被^レ渡、夫迄は神君後見頼入と被^レ仰故二通の神文を被^レ遊て秀吉公へ見せたまふに秀吉甚だ悦び玉ひて慶長三年戌八月十八日に卒去有^レ一通の神文は秀吉公の腹中に納め一通は淀殿の御指圖にて京都大佛の御首の内に被^レ納、是を知る者曾て無^レ之御當家御先祖淺野彈正長政、片桐東市正久且ならで知る人なし然るに右神文反古に相成て徳川家へ天下掌握したまふは無理ならずや、因^レ之御先祖采女正殿御老中太田備中守殿へ御相談有^レ之、寛文十三年に大佛殿を造營有^レ之全く彼神文を取捨可^レ申との趣なり是淺野家の秘事にして世人委しくは不^レ知事に候、此等の趣御家の若士は相心得罷在度候、近世は武士たる者晝夜に怠り候て本心を取失ひ罷在候士は一瞬も武邊を忘れ候へば變に臨んで後ろ見せ候間平生の心懸け斗に候、都て武士たるものは御陣の時は山畑田の中をも、かけ廻り自身相働くものに候へば常常身を軽くし何時にても御用に相立候を實の武士と申すなりと治亂の道を辯じければ内匠頭機嫌勝れて秘藏の一腰をあたへられける家中の輩専ら與五郎を敬ひて兵學の師範とせり。

内藏介不行跡義士の神文を返す事。

五十九

内藏介は與五郎を江戸へ指下し日夜心を碎きけるが義士の神文我方に有て無益の物成とて貝賀彌左衛門を使として夫夫に返して實心あらば是に及申間敷と申遣しける、内藏介妻は去年親里へ返し置き忤も一所に置けるが此神文を返してより主税方へ申遣しけるは我山科に有て田地、屋敷を相求め後後其方の爲に相成候様にと存、心を盡す處なり早早山科へ入來れよと申送る妻の方へも先、主税斗り呼取る間其方は今暫く源吾兵衛方に可^レ罷在と申越ける、主税急々山科へ赴かんと云ふ、母申しけるは汝を山科より呼たまふ事は内藏介殿存念の大義成就の場に至れり此度別れて今生にて逢見る事は限り成べし汝心底に覺悟可^レ致事有^レ之心を止めて可^レ聞入内藏介殿山科引拂江戸表へ被^レ罷越ば必定なり汝を呼被^レ取事は父子志を同せんとの事なれ共、萬萬一汝を不^レ便に被^レ存る心も發り、大切に臨んで若又、豊岡へ歸し被^レ申か又外外へ被^レ遣事有^レ之共、必聞入不^レ可^レ申、父と一處に武名を止めて亡君の御怒りを休め奉れよ若、豊岡へ立歸りなば母は勘當可^レ致ぞ汝は妾腹にて我とは、なさぬ仲なれ共義を勸むるに親疎はなし大義に臨んで後ろを見するならば妾腹ゆゑにと世上に沙汰致べし一入勇氣をにかけて武名を留めよ汝四歳の時、内匠頭我屋敷へ被^レ爲入其方を御ひざの上に揚げ玉ひて權六と云ひしを主税と改め被^レ下たり是内匠頭殿の御幼名なりしを譲らせたまひ其後御城へ登り御厚恩を蒙りたる事は汝心に覺可^レ有^レ之、母は京極家の者なれば内藏介殿深く心を置たまふぞや山科へ罷越候ても只今申せし事を

内藏介殿へ沙汰致すべからず兎角に父上と一處に思ひ可入と申しければ主税は奉畏候と長別の暇乞して若黨嘉瀬村幸七一人召連て山科にいたりける母が申せし事は父に不語、暫く打すぎけり内藏介は若黨瀬尾孫左衛門と下女一人召仕ひ物靜に暮しける主税に申すは去年以來、心を碎く處、吉良方用心に不怠因之家僞て今より後は行跡を取亂し敵の備へを碎くべし汝も我に恐るる事無之遊所へ通ひて晝夜に取亂すべし是一つの謀計なりと父子申合せて遊所へ通ふ、内藏介伏見笹屋小左衛門と云ふ揚屋へ通ひ瀉橋と云ふ遊女に馴染、嶋原へ行ては柏木と云ふ全盛の太夫に遊び又祇園町の揚屋へ通ふ小山源五左衛門、近藤源四郎は内藏介が身持を氣の毒に思ひ側に妾を置たらば惡所狂ひも可止とおもひて京二條寺町二文字屋治郎左衛門娘かると云ふ女を呼んで妾とす内藏介甚だ是を愛して山科邊を毎度同道して歩行す、伏見、嶋原へも彼のかるを同道いたし又祇園八坂に行きて歌舞伎役者瀬川竹之丞と云ふ者を呼寄せ色色興を設け遊ぶ山科の宅へも毎度女郎共を集め又竹之丞を呼んで舞謡はせて遊びける或時祇園八坂の夕暮に僧衣を着してゐる瀉橋、柏木などを左右に連て所所に參詣し、又或時は山科邊の川へ殺生に行、腰の一刀取落し丸腰に成て宅へ歸り翌日は村中を尋ねさせければ皆人興を、さまし赤穂浪人は如何成馬鹿ものなりと近郷の沙汰に及びける毎日毎日、内藏介宅は遊女など數多入來り人立多ければ、庄屋こまり入、内藏介へ申しけるは此所は小堀仁右衛門殿御代官所にて斯様の遊び事相聞へ候へば庄屋共及迷

惑候間以來被相止候へと申せ共、内藏介申すは是しきの事何事か可有と會て不相止庄屋ども、あぐみ果けり又月月内匠頭の忌日には紫野瑞光院に參詣し歸りには上下を着ながら遊所へ行て遊びける、是を見る人如何成天魔の入替りたると申しあへり其上主税と一所に父子の禮儀を失ひければ奥野將監思ひけるは内藏介は味方の將として如此の身持にて大義成就無覺束とて終に不義の臣と成り末代へ惡名を留めけり。

淺野稻荷へ願書義士丸山に會する事。

堀部安兵衛は江戸に在て晝夜心を碎き内藏介延引の論は兎角に難心得唯金銀を費ひ捨る斗也、杉野十平次が出す所の千両の金子も最早残りすくなに成ければ此上は我一人上方に行て決談せんと六月十六日米澤町の借宅を立出て吉田忠左衛門、近松勘六芝筋に小家を借りて有けるが立寄て云ふは、内藏介當三月を過し、大義に取掛り可申と被申せしに當月は、はや六月に相成けれ共何の音沙汰もなし又山科にて、うかうか暮し被申由、此度我一人上京し人に不構一分別、極め參るべしと申しければ忠左衛門、勘六に悦び我我とても貴殿に替る事無之思召し通りに取斗らひ早早御歸り可有と申しければ安兵衛悦びて旅立六月二十九日京着し山科へは不行大高源吾方へ行、心底を申談ければ源吾も悦び、よくぞよく被參たり原惣右衛門大阪老

松町に罷在惣右衛門方へ御同道可^レ申とて兩人打連て原が宅へ行、江戸の事共具に申述、内藏介の長分別に引離れて事を急にせんとする事を云ふ惣右衛門の曰く、尤の御事なり乍^レ併當冬迄御待候へ其内には大學殿の黑白分り可^レ申と申しければ安兵衛曰く、大學殿の成行に赤穂以來聞きあきたり主君の敵を討事を次にして外の事を第一と被^ニ心得^一し大石氏貴殿の心底こそ合點不^レ參、内藏介殿一人一味に、もれたりとて吉良を討取事不^レ成と云て、はなし此上は内藏介を捨て我我斗り思ひ可^レ立と申しければ惣右衛門曰く、仰せの通り内藏介一人に不^レ構事なれ共亡君五萬三千石の御家中に此度の御用に相立候士は、わづか五拾人に不^レ過候、然るに家老四人の内にも一人も不^ニ罷出^一と申す時は御名を流すと申物也、今暫く相待候へば大學殿の黑白も分り家老役の者も名を残す旁以宜き事有^レ之間鎮りたまへと申しける大高、堀部は漸く合點し、則、原が宅に休息せり内藏介は大學殿の出世を祈らん爲に瑞光院の淺野稻荷へ願書を捧げて拜禮す七月上旬の事なるに社地に大きな靈芝の生ずる事有、義士來て目度事なり大學殿の出世有らん事を賀す小野寺十内和歌を奉納す

千早振神の恵みのあめ露は

人の世かけていづる草ひら

また奉納の俳諧に

神垣や幸だけは人の笠

海山かけて秋のものなり

かはらぬや月のかつらの男氣は

各各神酒を捧げ歸りける、安兵衛此事を聞いて靈芝が社地に生たりとて大學殿の出世の種には成間敷ぞ上方衆は歌の俳諧のと、ゆるゆる、したる心なり我等は命を捨物にして今日や本望を達するか明日は吉良を討やと、こころを碎く斗也此上は内藏介に鼻あかせ一工夫可^レ仕とせき立ける惣右衛門押留め近近此邊の同士共追追江戸表へ入こむ様に我等取斗可^レ申候貴殿は一先歸國あれと申しければ安兵衛悦び此上は一日も早く出立んとて旅の用意を致しける、かかる處へ江戸表より飛脚到來し書狀を披き見れば奥野孫太夫方より申越は大學殿藝州へ御預けの由なり堀部大きに悦び大學殿の事は無^ニ是非^一次第我我武士の本意を可^レ達時節來れり其上は内藏介思ひ殘す事有間敷候今一應大石氏へ可^レ談と山科に行て及^ニ面會^一けるに内藏介曰く、此上は急に義士を可^レ集と云により安兵衛赤穂近邊京大阪伏見時付を以當二十八日京都丸山重阿彌方において決談可^レ致間走集り可^レ申と觸にける七月二十八日辰の刻五ツ時七時八時迄に丸山に集る義士大石内藏介、大石主税、原惣右衛門、小野寺十内、同幸右衛門、間瀬久太夫、同孫九郎、堀部安兵衛、潮田又之丞、大高源吾、武林唯七、中村勘介、不破敷右衛門、貝賀彌左衛門、中村治郎左衛門、三村治郎右衛門、大石孫四郎、同瀬左衛門、矢頭興茂七、都合貳拾四人なり内藏介曰く、大學殿藝州へ御預なれば亡君の御家は最早潰れ

果たり各方の心底承度候と云ふ、間瀬久太夫曰く、此間堀部彌兵衛方より申越候は上方衆の長分別には老人は、こたへがたく候間一人にても吉良の宅え、つき入申度由申越候故此老人も堀部と同心に候と返書遣し候最早大學殿の成行は相知れ候へば此久太夫は急々思ひ定度候と申す小野寺十内曰く、久太夫殿の被_レ申處尤千萬、此十内も同前なり人には不_レ構一日も早く下向可_レ致と云ふ安兵衛の曰く、此上は江戸表の人数相揃不_レ申きて猶豫すべき事にあらず手足達者なる者拾人斗申合五人づつ組合二手に別れ大名の供廻りに出立候て一手は辻小路に立やすらひ吉良佐兵衛佐の下城を見かけ無二無三に切かけ一勝負いたすべし一手は吉良の屋敷へ切入べし若、上野介を討不_レ得共於_二泉下_一可_二申上_一言葉有之大學殿の安否は見果つ最早一日も延引致す心は無_レ之、大石氏は十年も二十年も工夫可_レ被_レ致此安兵衛は今日切の評定なりと死を輕んじて義に去る内藏介曰く、是迄各各方に延引の事を申談候は大學殿の成行に心引れて去年以來心を、くるしめたり大學殿藝州へ被_レ爲_レ入候上は此世に思ひ残す事は無_レ之候得共斯迄無_レ情仕合に被_二仰付_一は亡君御運の末なり唯々恨有るは上野介一人なり近日當地引拂十月上旬迄には江戸表へ可_二入込_一今こそ忠臣の道を立て去年以來の思ひを晴す時至れりと、いつに勝れて悦びあへり安兵衛曰く、去年より一途に存じ入候故毎度過言を申候内藏介殿にも此上は御心残りは有間敷候、明日にも御出立有て片時も、はやく思召立可_レ被_レ申處に十月上旬迄に山科御引拂の儀は延々敷御尤にやと

申しければ大石主税父に替て申しけるは内藏介此處に斯ゆるかせに暮す事近郷に、かくれなし田地、土藏、居宅迄夫々に賣拂、人の思ひ不_レ付様に致す故に十月上旬とは申せ最早決定の場に至り候うへは兎角申内に下向可_レ致と申しければ座中悦の色を顯し盃を出して酒宴に及びける小野寺十内手鼓をうつて兵の交りに頼ある中の酒宴かなと諷ひければ原惣右衛門扇子を取て立上り富士の御狩の時を得て年來の本望を達しけりと舞納む、又の會議に不_レ及と別れて堀部、潮田同道して翌二十九日東武へぞ下りける。

●赤穂義臣傳實記●

〔卷の九〕

淺野大學藝州へ御預け小山源五左衛門伏見へ被_レ招事。

七月十八日淺野大學長廣藝州廣嶋城主松平安藝守へ被_レ預江戸表出立しける、安兵衛又之亟濱松の驛にて行逢たり兩人、しらん顔にて馬に、またがり通りける其外不臣の者共出迎ひ又、出世有らん事を賀す大學伏見へ着して山科へ使を遣し内藏介伏見迄來り候様に被_二申越_一内藏介要用有_レ之とて小山源五左衛門を遣す大學被_レ申は内匠頭儀は今更不_レ及_二是非_一我も志有_レ之候へ共、永々閉門其上本家へ被_レ預故存寄も立兼候其方共爲を存我も深慮を、めぐらし罷在事也、此の段段白地に難_二申談_一又内藏介此所へ不_レ來も尤の事なり此一封は内々の事有_レ之に付自筆に認め候、内藏介へ相渡候様被_レ申、則源五左衛門受取暇を告て立出る山科へ歸りて内藏介へ一封を渡す内藏介令_二披見_一悅氣色見えて納めけれ共ついに此書を義士に見せず因_レ之書意を知るものなし大學殿藝州下向の節、濱松の驛にて、又之亟、安兵衛行逢たり、然れ共見ぬ顔して打過たる趣、内藏介伏見へ不_レ被_二罷越_一義深き意味有事也、又之亟、安兵衛は丸山の會に近々内藏介京都引拂江戸に立入吉良を可_レ討に決談して兩人は、はや先達て江戸へ赴く事なれば此世の義理には少しも、かかはらず一刻も早く吉良を討たんと。

と、のみ思ひ又、大學殿の心の、にぶきを見限りければ禮儀にも不_レ及打過たり強勇無双の士なれば左も、あらんか又腰ぬけの浪人共出向ひ再勤有ん事を賀す是等は不義の盜臣なり、又大學殿自筆の一封内藏介披見して悦ぶ事如何と云ふに吉良を討つには多く金銀入事なれば大學せめての事に内匠頭への奉公に我、廣嶋へ赴き本家安藝守へ申達金子成共義士へ送らんと云ふ事を認められし書狀なりと言へり、其頃安藝守は内匠頭の變心を怒り吉良を可_レ討事を内心に被_レ含けるとなり、夫故金子も快く送りけるとなり。

内藏介山科を引拂京都に忍ぶ事。

近藤、小山兩人内藏介東武下向を妨る事。

赤穂の城は永井伊賀守へ被_レ下ける内匠頭、家斷絶す義士は心に掛る事なく尙更忠死一途に決しけり内藏介は山科を引拂東武に下向すべきと思ひけれ共、俄に山科を引拂ひなば人人不審を、なすべし如何せんと思慮を、めぐらし或時居宅、手せまなるに付一間建るに外の地境をも不_レ構建たり地主大きに立腹し、いろいろ申けれ共内藏介理に不_レ當申方故不_レ得_二止事庄屋へ斷りけるに尙尙不理屈を申故此沙汰惡敷然るに内藏介申しけるは兎角此間を建てたる故、斯様の申分出來せりと云て普請半ばも出來せざるに潰しけり近所の人を見て短慮なる事なりと、いへ共一向不_二聞_一入其後地主

へ申入けるは一問を潰したる上は言分は、あるまじく此後其方の地より木の葉一つ落ちても、ゆるさぬと申入其方我方へ出入無用などと理不盡の事斗り申しける、又近所の百姓の内に不幸有けるに伏見嶋原邊より女郎數多呼寄て晝夜音曲を催し、遊ぶに付見物に来る者、市の如く庄屋大きに腹を立て無用に可^レ被^レ致と申入ければ百姓共の不幸に我等遠慮致さず我等方に死人有^レ之節も其方遠慮に不^レ及候左候へば双方損徳なしに相濟と一向つまらぬ事を及^レ返答にける因^レ之人人申すは、よしなき浪人者を置故に彼是六ヶ敷、後には何を仕出かさんも難^レ計と見限り果て赤穂にて千五百石を領し家老職迄勤めたる人には似合ざる、たわけ者なりとて出入する者もなかりけり内藏介思ふは我此所を立去る事如何せんと存じしに所の者共、我を見限りし様子、此上は心の儘に相成たりと大きに悦び近日當所を立去り東武へ赴かんと獨り悦び備前岡山の伯父の方へ行くと僞り山科の宅を八幡の僧、玄證に與へ其外田地、諸道具賣拂ひ八月朔日山科を出て京都四條の道場梅林庵を借りて暫く忍び居たり其頃近藤、小山は忠義を、はげみ内藏介と同じく心を盡しけるが如何志を變せしや内藏介へ申しけるは貴殿此度の下向は未だ時節不^レ至候、今暫く見合せ玉はば我我貴殿に先達て江戸の様子相伺候はんと申す内藏介曰く、是迄延引せしは大學殿の成行斗に心を苦しめたり然るに大學殿手きれ候上は何を目當に京都に可^レ止るや江戸の義士に堅く約束せし上は片時も早く下向致す所存なり御兩人も一處に發足可^レ有と申けれども近藤、小山不^レ

聞入^二内藏介日頃^一に不^レ似合^一の御事なりとて兩人は此時より臆病心に相成けるこそ淺間敷けれ。

義士妻妾を棄る原惣右衛門娘の縁を切る事。

内藏介は近藤、小山が勧めを不^レ用一向關東下向の用意す、愛妾かるに品品の形身を遣して親元へ歸し磯貝十左衛門、近松勘六は藤井彦四郎が智なるが磯貝曰く、不義なる父が娘と暫くも夫婦の因みを、なさば、ともに不義に與するに似たり亡君の尊靈も惡みたまふべしと先達て妻を去る、近松同じ心にて妻に金子を與へて去る、矢田五郎右衛門妻は臨月にて有ければ五郎右衛門一入不憐に思ひけれ共不^レ得^レ止事大義の場なれば妻に向て曰く、我不^レ叶用事有^レ之近日江戸表へ罷下る也、留守の内に無難に出産可^レ致無^レ程歸りて對面せんと申しければ妻の曰く、我臨月を見捨て遠路に赴きたまふは如何成事に候哉、今別れ奉るこそ今生の御暇乞可^レ成、豫て我身出產仕候て江戸御下向も有様にと奉^レ祈しに思ふやうにも難^レ成は浮世の習ひ目度御身を納めたまへ必我事を案じ、たまふな百里の海川を隔て相果候共夫婦の縁を切たまふなど涙に、むせび申しければ流石の五郎右衛門心みだれ前後を失ひけるが、せめては我心底を明して申聞けなば可^レ悦とも存じけれ共一大事を女房に可^レ言事に非ずとて心つよく思ひ切り旅の用意を急ぎけると也、原惣右衛門は大阪北老松町に住居し同國小坂

村の百姓喜左衛門といへる者に娘を嫁かし、賀舅の仲むつまじく暮しけるが、惣右衛門つくづく思ひけるは、我娘を喜左衛門へ遣したれ共、大望成就して我命を公儀へ被_レ召上_二時、後にて人人可_レ申は惣右衛門は喜左衛門へ娘を縁付置て敵を討つて後は娘の方に可_レ來と存せしに不_二存寄_一公儀より御仕置に成て了簡も違ひ、嘸、死ともなく思ひつかんと沙汰に逢ひなば死後の惡名なり娘を取返し置かば其汰沙可_レ免とて或時喜左衛門と娘を我宅へ呼びて馳走いたし惣右衛門の曰く、少少存入有_レ之間娘を返し玉はれと云ふ喜左衛門あきれ入、如何成事にて候や、と申しければ惣右衛門の曰く、其儀は難_二申談_一候間兎角其儘に返し玉はれと云ひければ喜左衛門強て可_レ言事なくして女房を去りけり惣右衛門義の、つよき事ならぶものなし東武において切腹の由を聞いて喜左衛門感心して彼の妻を再び呼返さんとせしに娘不_二聞入_一父が存寄にて離縁せし我なれば今誰に伺ふて我身を縁付んとて古郷赤穂に少少の由緒有ければ是へ便り尼と成、父が後世を弔ひけり喜左衛門猶又不便に存じて内内金子杯を送りけれ共受ざりけると聞へし流石は原惣右衛門が娘なりと人人沙汰いたしける。

内藏介冷光院の墓料を瑞光院に寄る事。

寺井玄溪東武下向を頼む事。

去年八月十四日内藏介亡君の石塔を瑞光院に建て墓料として銀子拾貫匁寄附可_レ致と

約束せし處、段段物入多く其上江戸表にて何程の金子可_レ入哉無_二心元_一存ずる故拾貫匁は寄附難_レ成、金百兩寄附可_レ致瑞光院墓所永代掃除おこたりなく頼む由申述て上加茂川、上村において丸山と云ふ山を買て此院に寄附す

當寺に冷光院石塔建置候爲_二墓料_一金子百兩淺野内匠頭家來の者共令_二寄附_一候永代香花無_二斷絶_一後後御院主相續可_レ給候也

元祿十四年巳年八月十四日

淺野内匠頭元家來

大石内藏介 判

紫野大德寺派

瑞光院 方丈

同寺塔頭拾翠庵

寺井玄溪と云ふ醫師有り赤穂にて祿百石を得て勤めけるが大變有ん四五年前に浪人致し京都に住居す内藏介も心易く出會、寺井も心を盡し内藏介に勤めける玄溪、瑞光院へ申すは我今浪人して内匠頭の祿を不_レ得といへ共舊恩は難_レ忘、此度内藏介江戸下向に被_二召連_一給はり候様に御取持被_レ下と頼みける院主此趣を内藏介へ申す寺井が申す處、尤の事なり併し浪人他家の者は一人も加へ不_レ申とて寺井の志は感ずる處なりと及_二返答_一此段院主寺井に申す處、寺井是非一處に可_レ下と申すに付然らば息玄

達を道中の間同道可^レ致と免しける寺井面目有て玄達に用意申付けける。

大石瀨左衛門兄弟鬪取江戸へ赴く事。

大石主税父に先達て江戸へ下る事。

大石瀨左衛門信清は其兄、孫四郎老母姉妹を従へて京都河原町に住ける、兄弟は内藏介同姓の従弟にて山科へ通ひ忠義一途に存じ入る内藏介近日關東下向と聞に付兄弟ともに東武に赴かんとす孫四郎申しけるは我一人關東へ下向すべし汝は京都に止りて母を養育すべしと云ふ瀨左衛門曰く、兄上こそ母人を養育有て大石の家を再興可^レ有事なり弟の我こそ江戸へ罷越すと兄弟せり合て無^ニ詮方^一母に尋ねけるに二人の子に何れに死し何れに生きよとは不^レ言あきれ入て返答せず此上は兄弟鬪取して東武下向を可^レ定とて瀨左衛門、岩清水八幡宮を遙拜して何卒此鬪に取當りて關東下向なさしめたまへと一念に祈りて是を取るに實心神慮に通じけん東武下向の鬪取當りけり瀨左衛門大きに悦び勇み進んで用意す其頃奥州津輕に大石郷右衛門と云ふ士あり内藏介とは従弟にて父は無人と號して七十に及ぶ老士なりしが勇氣少しも不^レ衰、或時無人、片岡、磯貝へ申すは内匠頭五萬三千石を亡せしは短慮とは云ひながら吉良が邪慾より事發れり左すれば吉良は目前に内匠頭殿の敵なり其元達、討ちとられて叶はぬ事なるに去年以來うかうか暮して居る心の内は如何ぞや、とても討事不^レ成は首くくつて死す

べし吉良の居處不^レ知か又は一城に籠居ならば手間取事も可^レ有に、わづかの屋舖に在を見て居る其方達よくよく腰ぬけたる者かなと恥しめければ片岡、磯貝、返答も致しかたく胸を、さすつて其場を退きけり此事を奥田、堀部に語るに堀部安兵衛の曰くさればこそ餘りの長詮議故、他の家中にても物笑にする也、内藏介の長分別より發る事なり此上は一刻も早く呼下さんとして山科へ飛脚を遣し東武下向を催促せり内藏介此趣を主税に語るに主税申すは東武の士急に事を果さんと云ふも無理ならず此上は誰かれと言はんより私に老士三四人被^レ添先達て江戸に被^レ遣ば誰も、しづまるべし父上には上方の用事片付次第近日御下向可^レ有、江戸表に金石の義士貳拾人も有^レ之候へば吉良へ討入事は心易奉^レ存候と父を諫む内藏介大きに悦んで主税へ申しけるは其方申す處理に當り丈夫に志顯れ我安堵は、いたせ共其方未だ十五歳なれば吉良へ討入るつばぎわに相成て、みれん心も有^レ之ば我のみならず亡君迄の御名を流す事なり二の足をふむ心あらば東武下向するに不^レ及、爰にて思案をかへて何方へも身を退くべし一旦江戸へ入込ては最早志を替る事は不^ニ相成^一と後後の事迄言聞かす主税の曰く、私未練の志、出來て御心に懸る事有^レ之は唯今是にて御手に、かけられ候へ少しも不^レ奉^レ恨と、いさぎよく申しければ内藏介も安心して急に主税が旅立を催す扱て又武運を祈らんとて父子同道して岩清水八幡宮へ參詣し復讐の事を祈つて大西坊は一類なれば一宿して翌日都へ歸り元服させ九月十九日吉日なれば人目を忍び五條の店より出立

しける相従ふ人人には間瀬久太夫、大石瀬左衛門、萱野和介、寺井玄達、若黨、嘉瀬村幸七を召連れ日敷を経て十月五日江戸に着す、石町三丁目小山屋彌兵衛が店を借り大石主税を垣見左内と變名して忍び居ける。

義士追追東武に赴く矢頭與茂七至忠の事。

十月下旬小野寺十内、原惣右衛門、大高源吾、岡嶋八十右衛門、貝賀彌左衛門、間喜兵衛同道して都を出足しけるに小野寺十内妻を都に残し置ければ

おもひ出は音羽の山の秋毎の

色をわかれし袖ぞともみよ

日を経て箱根山を越ける時、十内が知る人東武より都へ歸るに行逢て文、認めて

限りあり歸らんとおもふたびだにも

なを古さとは戀しきものを

十月十八日江戸に着、箱根より送りける文、十内が妻の方へ達し返書差し越したり妻返しに

筆のあと見るになみだの時雨來て

いひ返すべき言の葉もなし

十内が妻は炭方藤兵衛が姉なるが弟の不義を惡み兄弟の義を絶ちて都、佛光寺邊に唯

獨り住ける、岡嶋八十右衛門は京三條通に住けるが當、夏より妻大病にて近き内には可^レ相果^一とみへけるに義士思ひ思ひ武東へ入込時節なれ共、妻が病氣に心引かされ兎角致しけるが大義を可^レ忘にあらすぞ存じつめ夫となく女房に暇乞せしかば女房も流石の者にて別れを惜む、いゝなく却つて、ちからを付見送りけるが八十右衛門も胸せまり一首の形身を詠じ遣しける

忘るなよへだつる中の命だに

あらばと契る手まぐらの夢

と詠じける矢頭右衛門七教兼は大坂堂嶋野間屋久兵衛方に父と一處に罷在ける所、長助久敷病氣にて追追不^レ勝、すでに臨終に及んで右衛門七を呼で申しけるは我大義の人数に加つて内藏介と同意す然るに不慮に得^二大病^一今死に近ければ父と志を同して吉良を討つべき也、年若き者なれば老人達の引廻しに相成て武名を可^レ留、若し志を變じて不義の臣とならば草葉の蔭より勘當可^レ致と申しける、無^レ程長介相果けれ共葬送を營むやうなければ右衛門七一領の腹巻を質に置て梅田の火屋に送り烟となして唯一人久兵衛方に在ける、然る處に武林唯七方より急に出府せよと申越けれ共彼腹巻無^レ之如何せんとす右衛門七亭主久兵衛へ申すは日外の腹巻かし玉はり候へ外へ見せ賣拂申度と云ふにより質屋より少しの間かり受、右衛門七へ渡す其夜、はらまきを引かたげ大阪を出立しける右衛門七、十六歳の秋の事なり

天野屋利兵衛へ内藏介武器を頼む事。

鍛冶市左衛門届に付利兵衛難儀に遭ふ事。

大阪三郷町年寄天野屋利兵衛年來赤穂の用を達し去年大變の節も早速赤穂に下り用事可_レ承と申しける内藏介思ふは吉良へ討入節入用の武器は江戸にて可_レ求爰に槍階子と云ふ物、江戸にて、こしらえば目立可_レ申是斗大阪にて、あつらへんと存付、原惣右衛門に命じて彼、天野屋利兵衛へ頼む常の槍にして柄に丁ちんの棒の如くの金物四つ五つ仕込たる物也、此鐵物出来せば義士共の細工に常の槍に付る也、惣右衛門委細利兵衛へ頼む處、心易かれ近日出来し密に夫へ可_レ遣と申しける利兵衛は大阪内本町三丁目加賀守と云ひ名は市左衛門と云ふ鍛冶へ相頼處快く受合けるが市左衛門思ひけるは是は正しく盜賊の道具なるべし此儘に打て渡さば後日の難儀に可_ニ相成_一と奉行所太田和泉守の役所へ罷出、右槍階子の事を申達するに其繪圖を見分あり一通り利兵衛へ可_レ尋と有て急に利兵衛を呼出し吟味有_レ之處、私の用心の爲存付相頼申候、外より頼來り候物に無_レ之と申す松野河内守殿にも立會にて嚴敷御尋有_レ之けれ共外に可_ニ申上_一儀無_レ之と申し切つて不_レ及_ニ白狀_一後には水、火の攻に相成り、または手足の爪まで抜けれ共、白狀せず利兵衛が母妻子迄被_レ攻けれ共覺無_レ之とぞ申しける其頃畑野藤左衛門と云ふ者有_レ之重科に被_レ行ける故其同類ならんと有て如_レ斯被_レ

攻ける白狀不_レ致故、永永入牢致しけり。

●赤穂義臣傳實記● 「卷の拾」

内藏介東武下向近藤、小山臆心の事。

内藏介瑞光院へ遺言 かるが元へ入事。

内藏介は去年以來心を盡す處、首尾相成て十月七日武東下向に相定ける、近藤小山申すは先達て主税下向の事なれば少少延引せしとて不_レ苦と兎角に内藏介が下向を止む内藏介は一途に近藤、小山兩人共に下向せんと潮田又之亟を以勸むれ共下向すべき様子無_レ之、是全く臆病心發る處なり内藏介申しけるは是迄こそは工夫も致され今は淺野の御家に心を止むる事なし此上は諸士の約束を違へじとて彌、七日に出足と定め六日早朝瑞光院へ參詣し亡君の墓所を掃除して名残を惜み及_二物語_一内藏介言葉改めて院主へ申しけるは我は淺野家累代の長臣にて恩澤を蒙る事人に超たり去年内匠頭生害有しより今日迄生を保つ事本意にあらね共、吉良上野介へ恨の一太刀報ん爲、つれなき命を保ち候、然るに明日關東下向し同志申合、吉良の宅へ討入て恨を散し亡君の怒を休め奉る斗也、其黨何拾人と申儀も難_レ定候共、大方四拾人斗は、忠義一途の者有_レ之候退て、つくづく相考候に此治る御代に東武を騒がし兵器を動かし候へは死後の御沙汰武人の御會釋は有_レ之間敷候、乍_レ併假令我我が死骸大路に被_レ捨見苦敷形

に相成候ても少しも、いとひ不_レ申候、旗、馬印、大鼓、鐘を用ひ攻入ればとて我身を無き物にして働く上は其所に心は不_レ止候、貴僧は、まのあたり後室の御一類内匠頭にも由緒有_レ之事なれば我等何方に相果候ても心魂は此院に止り候、死後の儀御頼申度、去年以來の趣意今日は不_レ包申明かし候、首尾能、吉良を討得候へば公儀の御指圖次第に生死は相定候へ共我父子に、おいては假令命御助け被_レ下候ても自殺仕候我黨残らず切腹被_二仰付_一候へば後代迄の面目なり又は遠嶋に被_レ遷べく也、又は入牢しばり首を可_レ被_レ討也、此三つの御沙汰被_二存候士法の如く切腹被_二仰付_一候はば暫くは大名方へ御預けに可_二相成_一其節は何れも申合て鬢の、かみを少しづつ取集め一器に納めて當院へ指越可_レ申候、夫を私共の心魂と思召して當寺に石塔御建可_レ被_レ下候、併し見苦敷死を仕候はば我我が死骸野山に捨たり可_レ申候其節は必ず石塔御建被_レ下に不_レ及、冷光院の御石塔も御潰し被_レ下、土中へ御埋み被_レ下度候、内匠頭死後の汚名、彌、相重り候、貴僧は大丈夫の御志御他言被_二成問敷と見受候故、如_レ斯死後の事を奉_二願上_一候、是内藏介が遺言に候と申述る院主被_二申は仰の趣一承り届候御心易かれ御遺言の趣に取斗可_レ申候と義を勸めて被_二及_二返答_一ける内藏介大きに悦、是社今生の御暇をなりとて申の刻^{午後三時四時}過迄彼院に罷在、夫より二條寺町かるが方へ罷越し院主も二文字屋が近邊まで被_二見送ける、内藏介二文字屋へ入申けるは我去年より備前へ赴たらば此節は奉公有付可_レ申に山科に田地を求め渡

世致せしは一生の、あやまりなり近日備前岡山の伯父が方へ参るに存じ定めたり着し上、身上有付次第にかるを呼に可^レ指越^一問其節は父致^二同道^一可^レ被^レ越とて金子三拾兩渡し置ければ家内の者も實と存じ悦びけり、内藏介の曰く、豊岡の石東方へ備前へ赴く旨を申入問慥に届け候様頼みけるに二文字屋は書狀受取近日届け可^レ申と受合又秋の日の習ひ日かけも西に、かたむけば二文字屋を立出て四條の道場に歸り、彌明日は出足の事故心せわしく人目を忍んで旅の用意を取繕ひけり。

内藏介一封石東落手同人妻石東と物語の事。

内藏介が一封豊岡石東方へ二文字屋より早速相達す源五兵衛披見するに山科に浪人暮しにて幸の事無^レ之故、備前岡山池田玄蕃方へ罷越候此節玄蕃、江戸に罷在候故、我も一旦江戸に罷越、夫より一處に備前へ罷下り候、倅主税も一處に召連候身上有付次第に妻倅共に呼取可^レ申間今暫く其表に御預け申候と申越たり妻方へも同様にて大望の事は毛頭不^二申越^一源五兵衛我娘に申は内藏介父子備前へ罷越は難^二心得^一汝如何思ふぞと云ふ娘の曰く、先達て倅主税を被^二呼取^一候節より大義は成就せりと存候に今又江戸表へ入込被^レ申事は無^レ違近日事極たると存候われは他家の者故に内藏介心を被^レ置て一言も大事は話し不^レ被^レ申候と申しければ源五兵衛の曰く、汝が言ふ如く大義成就無^レ違と悦けり返書可^レ遣とて唯一通りの返簡にて則二文字屋へ頼遣しける。

内藏介京都逗留中遊所へ至る事。 附り關東下向の事。

内藏介思ふは我近日江戸へ下向せん事人人如何思はんも難^レ計是迄山科に、ゆるかせに暮す事、近郷までも能知れり、ひそかに當地立去らば却て一大事の障りにも可^二相成^一と出立六七日以前より伏見嶋原邊の遊所へ行、近日備前へ奉公に行、名残なりとて大きに、さわぎを催し夫より馴染の遊女共へは形身と號して色色の物を、とらせ書を送り彌、以、遊所へ入込士法も忘れたりと人人思へり内藏介笹屋へ來りて遊ぶ節はあやしき人人一處に來りて遊びけり是、上杉吉良の間者と察して尙尙放埒に身を持崩して、たばかりける頃は元祿十五年十月七日内藏介は三條の旅店より出立しける、相従ふ人人には赤垣源藏、近松勘介、三村治郎左衛門、速水藤左衛門、若黨、瀬尾孫左衛門、室井佐六、何れも綿服に股引一刀にて人目に不^レ立様に立出ぬ用金貳千兩、源藏、勘六へ渡す兩人申すは去年より此節迄入用の金、多分なるに如何して才覺被^レ致候也と申しければ内藏介の曰く、我も其事に心を痛め申處、各各方の忠心天に通じ不^レ寄^レ存御方より御合力に預るなり此後江戸表にて五千八千要ればとて少も心遣は無^レ之事に候間成丈、大丈夫に存つめ大義成就する事を心懸可^レ申とぞ申しける、段段旅行するに一兩人も内藏介を付廻す様子なれば是、上杉吉良の者ならんとて直に江

戸へ入れば、あやしむべしとて鎌倉へ立越四五日逗留せんと道を早めて鎌倉へ着す彼者共は是れを見て引別れて江戸に入りける日數積りて同二十六日に各各江戸に着し池上の邊、平間村に富森助右衛門が調ひ置ける家に八人忍びて江戸の有様を窺ひ夜に入石町の主税が宅、小山屋彌兵衛方へ行く此彌兵衛宅は國國の訴訟人の宿なれば垣見左内は近江士なるが訴訟の事有て出府す伯父垣見五郎兵衛後見の爲、付添罷在と偽りて内藏介、五郎兵衛と變名し主税と一處に罷在何れも一刀にて出入す其翌二十七日堀部安兵衛、奥田孫太夫兩人入來て安兵衛の曰く、貴公の御下向を相待事百年の春秋を相待候心地せり吉良父子公邊首尾能相勤候一日も捨置ては不_レ相濟_一大學殿は御手きれ貴公の御存念は相立候只今にも御催し、あれと席を打て勇を顯す内藏介申候は大學殿成行見果候へ共吉良方用心如何に候也、討入て萬萬一仕損じては再び仕直しの不_レ成事に候今少し相待れよ是迄仕よせ候密議も不_レ被_レ語に早まりて仕損じなば殘念の至り也、貴殿一人せき立被_レ申は無曲事なりと申しければ安兵衛又申すは大學殿の事見合候へば又吉良の用心無_二心得_一と被_レ仰候、斯様に申時は、いつか時節到來と申事可_レ有哉、扱扱殘念至極に存候先日貴公の一族大石無人片岡、磯貝へ嚴しく義をすすめ他人の身にさへ吉良を可_レ討事也と申すに無_二是非_一次第と眼に角を立て申す内藏介曰く、他人の目にさへも吉良は主人の敵ぞと申事に候得ば吉良方には又淺野浪人に油斷はならずと申事は能考へ居るなり其油斷致さる處を油斷さすることを謀計と申也、

心永くしづまり、たまへと申述ける安兵衛ふしやう、ふしやうに仰に可_レ任と申しける内藏介曰く、我山科に有ては大石と云ふ事を人に、しられ度く思ひ放埒を盡して多分の金子を捨て敵の用心を、くじきたり江戸に、おいては大石と云ふ事を、さとられぬ様に致事肝要なり此後五十日七十日手間取申内各目立不_レ申様致度と申しければ近松勘六申すは江戸は廣き事なれば赤穂浪人百人貳百人入込候ても目立事は無_レ之、此處に二十日三十日御逗留、夫より店替いたし方に罷在候方可_レ然と存候御心遣ひ御無用と申しける、内藏介悦び此上は忠義一途に相かため水火の中に佇立し一日一食致しても少しもいとひ不_レ申、各各早まりたまふなと忠義の極意を顯して人人を申しなだむ因_レ之、何れも鎮りて晝夜江戸の有様を窺ひける思ひ思ひに町宅を求めて變名し形を、やつし謀計をめぐらしける。

◎赤穂義臣傳實記◎ 「卷の拾壹」

義士吉良の近所に忍ぶ事。同變名の事。
同姿を變て吉良の宅へ入窺ふ事。

石町三町目小山屋彌兵衛裏店變名

大石 内藏介	千五百石國家老	垣 見五郎兵衛
小野寺 十内	百五拾石役料八拾石京留主居	仙 石 仲 庵
管谷 半之亟	貳百石廣間番	嶋 半 兵 衛
潮田 又之亟	貳百石國繪圖役	原 田 斧 右 衛 門
三村治郎右衛門	二人扶持金拾兩料理人	水 上 六 右 衛 門
大石 主税	部屋住	垣 見 左 衛 門
近松 勘六	貳百石廣間番	森 清 介
村松 三太夫	喜兵衛忤部屋住	竹 田 圓 右 衛 門
吉田忠左衛門	貳百石役料四拾石郡代	新桃町六町目大屋喜左衛門裏店變名
吉田澤右衛門	忠左衛門忤金拾兩三人扶持	田 口 一 眞

七十二

原 惣右衛門	參百石物頭	和 田 元 眞
不破數右衛門	百石舟奉行	松 井 仁 太 夫
寺坂吉右衛門	○不參	石 井 勘 八 圓
村松 喜兵衛	百石五人扶持廣間番	蒲 生 隆 圓
中村 勘介	百石祐筆	山 彦 嘉 兵 衛
間瀬 久太夫	參百石大目附	三 橋 淨 貞 衛
岡野金右衛門	○不參	川 田 權 七
間瀬 孫九郎	久太夫忤部屋住幸右衛門弟	三 橋 市 內
小野寺幸右衛門	十内忤部屋住	仙 石 又 介
千馬三郎兵衛	百石廣間番	新桃町四丁目和泉屋五郎兵衛宅變名
間 喜兵衛	百石廣間番	原 三 介
間 十次郎	喜兵衛嫡男部屋住	柚 喜 介
間 新六	同人次男	秋 田 權 左 衛 門
富森助右衛門	貳百石使番	新桃町四町目秋田屋權左衛門宅
		山 本 長 左 衛 門

芝通町三丁目濱松町檜物屋惣兵衛店

倉橋 傳介 貳拾石五人扶持中小姓 濱屋 傳左衛門

矢田五郎右衛門 百五拾石廣間番 猶 武介

赤垣 源藏 貳百石廣間番 高畑 源野右衛門

南八丁堀長松屋敷右衛門宅 蒲生 隆圓

村松 喜兵衛 百石五人扶持廣間番 後に新桃町に住す

深川黒江町米屋嘉兵衛宅變名

奧田定右衛門 孫太夫忤部屋住 西村 丹下

奧田 孫太夫 百五拾石武具方 西村清 右衛門

芝源介町山田屋武右衛門宅變名

磯貝十郎右衛門 百五拾石側用人 內藤 十郎左衛門

萱野 和助 金五兩三人扶持徒目附 富田 源吾

村松 三太夫 喜兵衛忤部屋住 山下 六兵衛

岡嶋八十右衛門 貳拾石五人扶持札座奉行 又郡 武八郎 共云
惣右衛門弟 久屋 藤介

南八丁堀湊町平野屋十左衛門宅

片岡源吾右衛門 參百石側用人

大高 源吾 貳拾石五人扶持近習

矢頭右衛門七 父長介百五拾石五人扶持

貝賀彌左衛門 金拾兩三人扶持藏奉行 麥屋 長介

本所林町五丁目紀國屋宅變名

堀部 彌兵衛 拾人扶持隱居 馬淵市郎左衛門

堀部 安兵衛 彌兵衛忤貳百石 長江長左衛門

横川 勘平 金五兩三人扶持徒士 酒井 文六

森田 右衛門 ○不參 森山卯右衛門

同三町目横町同人宅變名

杉野 十平次 金八兩三人扶持近習 杉野九郎右衛門

勝田新左衛門 百石廣間番 寺井 與五郎

武林 唯七 貳拾石三人扶持近習 渡邊七郎右衛門

大石瀨左衛門 百石廣間番內藏介從弟 味増屋 文右衛門

本所二つ目相生町三丁目米屋宅變名

前原 伊介 拾石三人扶持金奉行 米屋五郎兵衛

神崎 與五郎 金拾五兩三人扶持徒目附 小豆屋 善兵衛

速水藤左衛門 百五拾石廣間番

蠟 燭 屋 善 八

〜四拾九人 同三人不參〇印

殘四拾六人義士

内藏介始め義士各各江戸へ入込み所所に忍び居ける、兎角に吉良へ取入事成らざりけり神崎與五郎は呉服物を商ひ或時は扇子賣に身を、やつし又は油を賣り旁吉良の屋敷にて顔を、しられる、ゆゑに心易く出入して長屋の面は小豆屋善兵衛と甚だ重寶に致しける内藏介義士へ申すは與五郎一人吉良の宅へ立入斗にては宅中の様子難知各各姿を變て出入事を計ふべしとぞ談じける夫より吉田忠左衛門は老人の事成とて香具を賣る事を思ひ付五日六日を隔て吉良の宅へ入ける、杉野十平次は鏡とぎに成て折折吉良へ立入る不破數右衛門は非人の姿と成て、おしのまねをして毎度入こみ其外の義士は豆腐を賣り又は蕎麥切に相成て長屋へ立入潮田、中村、千馬、富森就中心を盡し窺ひける、前原伊介は軍書讀と成て長屋に立、茶の無心を申しければ、いつとなく知る人出來し又岡嶋八十右衛門は久屋藤介と變て吉良の近處へ店を出し魚類青物杯を商ひ吉良の宅へ下値に賣付ければ此藤介が物を専ら調ひけり藤介料理も、いたしければ毎度料理に被雇て立入ける吉良の輕き者は藤介方へ來り酒など吞ける故、幸なりと思ひ下女一人召かかへければ家内の寄付もよく尙又入來る者多かりき、又吉良の宅に毎度、能はやし有之長屋向には諷鼓を専ら、けいこ致す八十右衛門其旨を見惣右

衛門へ申しければ惣右衛門前田左膳と名を變て長屋へ入こみ諷ひければ此惣右衛門を用ひて毎度相招きけり八十右衛門と惣右衛門他人の様子にて入こみ思ふ儘に、たばかりける義士如斯吉良の近邊に住て毎日毎日一兩人づつ入こみければ共赤穂浪人と夢にも不_レ知けるは運の盡とも可_レ謂欺、併吉良の臺所へも不_レ立入一唯長屋の出入にて心を配り窺ひしとぞ爰に新橋邊に繪師あり吉田彈之進と云ふ浪人なり元は奥州二本松に勤めけるが此節繪に妙を得て諸人もてはやしける此繪師上杉吉良へ出入する事を開出して内藏介、潮田又之亟へ申すは御邊彈之進が弟子と成て手便を以て吉良へ可_レ取入とぞ申しければ又之亟則新橋へ行き弟子と成り毎日毎日行通ひ金銀を人に超て遣ひければ彈之進も甚だ懇情に致しける或時彈之進申すは此屏風下繪を斯樣斯様に書て貴殿吉良へ持行、上野介殿へ相伺ひ呉られよと申しける又之亟、日を極めて吉良へ爲_レ持行て窺ひけり、家來を以、宜候間近日出來候様にと申出候らひける、又之亟を表座敷へ同道して三四間在之白張の所を見せ此所に斯樣斯様の繪、急に頼み候間師匠に其旨可_レ申とぞ申しける又之亟申すは斯様に間數多き御座敷は心得有_レ之物に候間外御座舖も御見せ候へと申しければ左右の座敷の戸障子迄ひらきて見せにける又之亟、四方に目を配りて心を付る其後彼屏風出來して又之亟に持行玉はれと師匠申すに付此度は三村次郎左衛門も同道して吉良の宅に入にける心覺に成事は一つ二つ見定めて内藏介に告げる。

内藏介覺書を以談ずる事。
新に連判を書事。人人覺書の事。

十一月朔日内藏介義士を招寄て評議しけるは毎夜四人づつ夜廻りを勤め日暮より出て明方まで吉良の屋舗の四方にたたすみ高塀の根に石を枕とし非人の姿となり古き衣服を着し破れ笠をきて懷中に小刀やうの物も不_レ持、寒氣雨雪を拂ひ窺ひける其心得方と云ふは

一、吉良夜分外へ出て一宿せらるる事有_レ之哉

一、客人有_レ之吉良の宅に一宿せらるる事有_レ之哉

一、宅中夜分柏子木打て相まわり候哉

一、夜分町人又は商人出入有_レ之哉

一、裏表の長屋夜更迄不_レ伏罷在哉

是等の趣窺見よと申談ず義士心を盡し毎夜毎夜内藏介も出て勤めける其苦勞可_レ類事無りける同七日主税が宅において新に一味連判の起證文を書其前文に曰く

冷光院様尊譽吉良上野介殿可_レ討取_二志有_一之士共申合候處及_二此節_一大臆病の者志變退散仕候者は撰捨、唯今申合必死に相極候面面御靈魂御上覽可_レ被_二遊候

一、上野介殿屋敷にて働の義、けいご一通りの者も又上野介殿を討取候者も同前に

可_レ存候組合の役好み申間敷候、尤前後の事不_レ可_レ存一味合體して如何様の儀にても難澁申間敷事

一、一味の者共存寄可_二申出_一處自分の意趣をふくみ妨申儀有_レ之間敷候何にても理の當然に可_二申合_一候豫て不快の底意有_レ之者にても働の儀互に助合急を見繼勝利全方に可_二相働_一事

一、上野介殿十分に討取候共銘銘一命を可_レ遁覺悟無_レ之上は一統申合散散に相成申間敷候手負の者有_レ之は引懸け助合其場へ集り可_レ申事

右四ヶ條の趣相背候はば此一大事成就不_レ可_レ仕、然る上は此度退散仕候大臆病者同前に可_レ存候也神文

人人心得方覺書

一、定日相極り候はば前日夜中物靜に内内相定候三ヶ處へ可_レ集事

一、定日には豫て定置候刻限に可_二出立_一事

一、吉良の宅へ入先一番に玄關の弓弦を切り槍、長刀の柄を可_二切捨_一事

一、こたつ、釜戸、其外火鉢等迄心を付水を入、火を可_レ消事

一、戸、障子、唐紙迄手にて引明け不_レ申かけやにて打碎き可_二討入_一其音ひびき渡るように可_レ致事

一、上野介殿討取候はば、どらをならし可_レ申事

一、上野介殿首取次第其骸の上着を以て包み可^レ申事

若上使坏御越被^レ成候はば此首泉岳寺へ持參仕度存念に御座候然れ共御免無^レ之候上は不^レ及^ニ是非^一御歴々の印むざ難^レ捨候御下知を以彼屋敷へも遣し候様に可^レ仕也、兎角御指圖次第に可^レ仕候其上勝手次第と有^レ之においては泉岳寺へ持參いたし御墓へ可^レ供事

一、佐兵衛佐首は寺へ持參に不^レ及打捨候事

一、味方の手負は成次第に引退可^レ申候併肩にかけても難^レ成候はば印を揚げ引取可^レ申事

一、引取の場所は無縁寺たるべし但し無縁寺へは最初より不^レ入両國橋きはに集り可^レ申事

一、引取の途中へ屋敷方より入、人数出し押留候節は挨拶は實を以て申上私共何方へも逃去候儀は不^レ仕無縁寺迄引取、公儀へ御届申上候無^ニ御心元^一思召候はば寺迄御付け可^レ被^レ成候と可^ニ申上^一事

一、吉良の屋敷より追手出候はば總人数一つに留り勝負可^レ仕候第一味方の首を敵に不^レ被^レ奪様に覺悟可^レ致事

一、勝負の内御檢使有^レ之候はば大門を不開^レくぐりより一人外へ罷出御挨拶可^レ申勝負半に候はば何も追付罷出御下知受申覺悟に御座候門内へ御入御見分被^レ下候

へば屋敷中散亂仕候上は卒爾の儀可^レ仕哉無^ニ覺束^一奉^レ存候、追付門を開き掛^ニ御目^一可^レ申候、門内へ御入の事は止め門を開き申間敷事

一、引取節豫て認め置候文箱、竹にはさみ玄關に可^ニ立置^一候並に頭立候者六七人は總人数前書付致^ニ懷中^一可^レ申事

一、上野介殿討取、屋敷引拂候てより両人大目附方へ御届に罷越候覺悟の事

一、諸屋敷方、門前通候節辻番咎め可^レ申其節は實を以て可^レ及^ニ返答^一候、湯藥など可^レ出趣申候共請申間敷事

駕籠馬にて送り可^レ申と申候共是又忝き段及^ニ挨拶^一受^レ申間敷事

一、下座可^レ致御方御通りの節は左右見合一方へ片付槍長刀を伏せ下座可^レ致大勢異形の様子御尋ねの節は頭立者一兩人返答可^レ仕候其外は一向及^ニ挨拶^一申間敷事

一、手向ひ候者は立合勝負可^レ致候逃去る者は追かけ申間敷候事

一、吉良討取不^レ申時は何れも吉良の宅の廣き座敷に居並び味方一間にて切腹可^レ致候老人は若士介錯いたし見苦敷からざる様に可^ニ心得^一事

一、何れも金貳両づつ封じ鼻紙袋に入可^レ置候其上書銘銘の名前相記し可^レ申事如^レ斯覺書相認め銘銘是を一覽して覺悟致しけり。

吉良遊樂を専らにす義士夜討の期を定事。

吉良は御役御免の後呉服橋の屋敷被_レ召上_一本所一つ目の別所に住して晝夜茶の湯を催_一醫師禪門、町人を選ばず呼集め老後の樂みとす上杉、麻布の別業に新宅を建て年内に移り可_レ住と定めける、小笠原佐渡守の茶道山田宗變は吉良へ立入ければ是に便りて吉良へ可_レ立入_一と計る、大高源吾は茶の湯を心得たれば脇屋新兵衛と變名して十一月十九日山田宗變宅へ尋ね行て即座に師弟の約束し毎日毎日宗變が宅へ通ひける宗變も此新兵衛を甚だ愛しける、十二月三日宗變方へ行き六日朝可_レ參と約す、宗變申すは六日には吉良殿に朝會の茶有_レ之罷越候間御入來被_レ成間敷と申しける、源吾是を内藏介に告る内藏介曰く六日の朝會なれば五日夜討に可_レ定と申す、六日には將軍家松平右京太夫宅に被_レ爲_レ成に付吉良の朝會も止にけり其後十四日吉良の宅に朝會有事を聞て其實否を聞かせん爲_レ、源吾宗變方へ申遣す、來る十四日私方にて一會相催し度候間御出被_レ下候様に申遣す、宗變より返書に曰く、來る十四日には吉良へ大友近江守殿御招き拙者も御相伴に罷越候依_レ之十四日に貴宅へ難_レ參趣、返書來る、十四日會なれば吉良在宿は決定せり十四日に可_レ討入_一と相定む、若し十四日に障りあらば十九日は節分なれば外宿あらじ十四日十九日の両日に可_レ思立_一と心、支度しける、又横川勘平は本所林町五丁目に在けるに其近所に獨りの沙門有り茶の湯を専らにす吉良へ折折出入す勘平彼、沙門に近付何卒吉良へ取入度存候處此沙門無筆にて每度勘平を頼み通用を辨す同月十日に勘平を頼み吉良の屋敷より來る此返書御認被_レ下

候様にとの事なり勘平相認め彼の沙門に渡すに家來外へ出て不_レ歸返書延引する事を歎く勘平の曰く、返書延引に及ばば我一走り可_レ參と云ふ沙門夫は慮外なりといへ共是非に言つて返書を持て吉良の宅へ行、返書を渡して途に、まよふたる様に見せ見廻りて心覺になる事は心を留め歸ける。

内藏介義士を招て吉良の方角を尋る。

内藏介金子を遙泉院に送る。

村松喜兵衛歌の事。

堀部彌兵衛夢中に一句を得る事。

武林唯七伯母へ暇乞の事。

内藏介既に大義成就の場に至り心勇みて近日と思ひ定めければ吉良へ立入ける義士を呼寄せて宅中心得の事一一尋ねける、與五郎申すは、上野介寢間毎夜毎夜替る事に見へたり其故は南の間へ朝水を運ぶ事有、又北の間へ持行事有、又日暮に相成行燈を持參るにも南の間へ持行、又北の間へ持行事有_レ之、是毎夜毎夜寢所の替る印なり心を可_レ付事ならずや八十右衛門は東西の両門の内左右に家來の長屋有、其長屋の軒下幅三四尺斗の深き溝有、長屋入口毎に小き板橋を、かけたり表門の方は右長屋の前に井

戸三つ有、火の用心の爲か、ふた有、之高さ五六寸の川なり雪中足場には用心可、致事なり臺所は不、残板敷にて其板よく相見ゆる足場ふみぬき可、申哉、屋敷内の高塀には忍び歸しを打たると云ふ、内藏介則、堀部が方より指越たる繪圖に引合せ具に書入ける既に夜討の日限十四日と定まりければ義士各々、反故を焼捨て家來に暇を遣し忠死一途に相極む又内藏介司る處の金子五萬參千餘兩義士に割渡、又入用の品品相調ひ殘金參百六拾四兩帳面相添近松勘六を以て遙泉院の方へぞ送りける、それより紫野瑞光院えも一通遣し先達て都を出る時は人數も無、覺束、今日は四拾七人に相決候何卒死後の儀奉、頼候趣なり並に緋無垢の小袖二つ遣し一つはかるが方、一つは但馬の妻方へ被、遣可被、下候と念頃に申遣す、又、村松喜兵衛入道は醫師と相成、本所邊に有けるが朋友の許へ遣すとて

此度の大義老年の某、はかばか敷事は無、之候得共忤三太夫が所存に、まかせて思ひ立候

命にもかへぬひとつをうしなはば

逃かくれても爰をのがれん

と申遣しける前原伊介は播州小野と云ふ所に女房を残し置けるが是も書文の中に

降つもる雪に見ぬ夜の戀しくは

筆墨のあとおもひそめぬる

とぞ申遣しける矢田五郎右衛門は伏見に母女房を残して江戸に赴きけるに妻臨月なりけれ共心つよく立出て後にて安産しければ妻方より、ふみ、こまこまと認めて江戸へ指越、母も機嫌克き趣なれば五郎右衛門も安路して有けるが、最早大義近付ければ返書遣しける

母うへや妻も伏屋にみどり子も

まつはかひなき死出の別路

と、よみて送りける堀部彌兵衛は七十に餘る老人なれ共、勇氣盛なる事若士に、おとらず當年は、いつもより雪も降ければ吉良の宅にて働く事難儀たるべし、あはれ雪も晴よかしと思ひて、まどろみけるに

雪晴て心はかなふ朝かな

と、云ふ一句を夢中に得たり彌兵衛武術には達しけれ共、風雅の道は聊も不、知に斯る一句を夢中に得しこそ不思議なれ吉良の首を得ん事うたがひなしと悦びけり、武林唯七母の妹に保科肥後守の家來淺田源五左衛門の妻にて唯七爲には伯母なり十二月十三日唯七伯母方へ行て豫ての大義成就仕候故、爲、暇乞、參り候と申しければ伯母申すは其方母は内匠頭の厚恩にせまり殉死せしぞや左すれば吉良は其方爲には主の敵、親の敵なり人に勝れて相働き吉良の首を得ん事を心懸けよ此香は年來貯置きし香也、其方敵の屋敷にて強く働き衣服に血付あせつきたるは、うるさく覺る也、此香を焼て

香をとめて伯母も一處に向ひたると心得て必吉良の首を人手に懸間敷と存じ働くべし此白むくは形身に遺すまで、あたへければ唯七申しけるは仰迄も候はず吉良の首を得ん事手の内に覺有と勇氣を顯して申しければ伯母も悦びて別れけり、富森助右衛門も母に向ひ申しけるは去年以來の大望成就仕候とて暇乞に及けり、母申すは其方去年以來心を苦しめ候儀、我も氣の毒に思ひしに早、成就の場に相成事母が悦、無_三此上_一擬吉良を思ひの儘に討取し後は其方は言ふに不_レ及義士達は如何致すぞと尋ねければ助右衛門申すは吉良の首を得候上は公儀へ奉_レ訴、兎も角も公法に可_レ任覺悟、又討不_レ得時は吉良の宅に骸を曝す趣に申合候と申しければ母は悦びの色を顯して大きに安堵せりとて死別の盃を出し白むく取出し形身成とて渡しける、不破數右衛門は内藏介宅に來り大義早、明日の内に相成候、貴公の御悦拙者が恐悦此上なし改めて申事にて無_レ之候へ共先年御勘氣を蒙りて一生埋木に相成て朽、果可_レ申處貴公の御取持にて此度の大義の人數にくわへ被_レ下、於_三未來_一亡君へ、いさぎよく御目見得申上る事は全く貴公の御かげなり生替り死替り御一處に御奉公は可_レ勤候得とも御暇乞御禮旁改めて參上仕る、吉良の屋敷にて萬一枕をならべて討死せんも難_レ計候と禮儀正しく申しければ大石も涙に、くれ能折からに貴殿人數に相くわへ味方拾人の、ちからを得たり吉良の宅に命を落す共泉下において御一處に亡君へ御目見得致、猶又、御働き肝要なりと申しければ數右衛門は悦び勇み忠死一途に定めて内藏介より忤主税大石

瀬左衛門へ申すは大義早、明日に相極り我悦此上なし然るに其方兩人萬萬一臆心など發せば後後迄の、けがれなり殊に主税十五歳、彌、堅固の志なる哉と尋ねけるに主税申すは赤穂以來我命は亡君へ奉_レ捧と存詰し上は吉良の宅に討死致すも水の中、火の底に住居致すも露斗厭ひ不_レ申、御心易かれと申しける、瀬左衛門申しけるは主税殿の御一言いさぎよし我とても此場に相成二心なし去年以來の存入、早、成就の場に相成心勇み罷在候人は兎もあれ角もあれ此瀬左衛門一人は忠死一途に存定候、併心を懸るは母人七十に及びたまひ姉人は近年歩行不_レ叶、京都に御住居我我討死と聞給はば嘸や歎きたまふらんと涙にむせぶ、内藏介大きに悦び申様は大石一家三人共大義に相加里本望不_レ過_レ之、我は大義を司りても忤主税に不義の志あらば人人に對しても面目なかるべし親子共に一味する事無_三此上_一喜なり又我我父子、義を守るとて従弟たる其元、臆心有は是も心に懸る事なるに一類三人義士を、いだすこと難_レ有之なり夫より三人盃を取かはしける。

義士泉岳寺へ參詣の事。人人覺書の事。

十二月十四日義士泉岳寺へ參詣し今夜の密談をなすべしと豫て約束に付五人三人づつ上下を着し入來る、各各客殿に屯す内藏介父子早朝より罷越、各各辰刻午前八時九時迄に相揃休息す、内匠頭の位牌を出し拜禮しける、今夜は吉良の宅へ討入と奉告の意な

るべし内藏介住僧へ申すは我我御當地に罷在、渡世致候へ共、各各、冬越難出来候故、近近何も申合所へ罷越度候、暫く名残に今日は當寺において寄合物語仕度候間、出来合の非時御出し被下とて銀三枚渡しける、無程非時も出ける故、何もゆるるとたべ其上に申すは我我相談仕候事有之間、後方迄罷在候御茶望みに候はば此方より可申入候間御かまひ被下問敷と申して障子、ふすま立廻し及相談けり、各各申すは月日こそ多きに亡君の忌日の速夜に此儀成就するは全く勝利を可得瑞相なりと喜びの色を顯して評議をなす、内藏介、吉良の屋敷の繪圖をひらき人數を配り備へをなす將基の駒の如きものに四拾七人の姓名を書付、分限に合せ進退の場を定む先、東西に兩門あれば義士を二手に分て追手、搦手と、さだむ表門の方へは貳拾四人を以て東組とし内藏介是を司る裏門の方へは貳拾參人を以て西組とし大石主税是を司る、吉田、小野寺兩人主税に副へて諸士へ指圖し進退は兩人の心次第にせらるべし裏表の長屋へ梯子をかけ乗入、内より門をひらくべし立關に至て大聲を發し吉良上野介殿へ淺野内匠頭家來共仇を報候と呼り大勢の人數討入候様に高聲に可申なり出會ふ敵と勝負を可決、上野介の居間を心にかけて切入事一なり逃る敵を不可追、又西組貳拾參人は裏門より突入、所所に走散て敵の氣を奪ひ味方の人數二三百人も有之様に言り多くは敵を庭の中へまくり出して可戰なり座敷の上の勝負は惡かるべし長屋より出る者は弓を以て射とるべし各各三人づつ組合て心を一致にして離る

る事なかるべし敵は一人出向ふ共、味方は三人して可討取亂世の合戦と事變り一人勝負は致すべからず上野介殿さへ討取れば趣意は相立候事なり蠟燭を照し壁張付に指こみ合印を見違ぬやうに可働、必必隣家へ矢を射越すべからず鉢巻の大筋金皮の袖印鏡の前立物を以て四拾七人の總印とす扱又三組の印は鏡の内「いろは」の文字一字づつ黒く書、其文字左り字、右字を以東西の組をわち内藏介を左り字とし主税を右字とす装束相似て、うたがはしきは相詞を以て勝負すべし三人組の中においても老人の指圖にしたがふべし則、覺書を認める

一、吉良を討取候節は笛を可吹候三寸程の笛を銘銘ゑりに付可申事

一、山かと問ば谷と可答事

一、戦は夜明限りに可心得事

一、吉良屋敷を引取節は裏門より可出事

一、人數を揃の節は、どらを可打候、どらを聞候はば一處に集り可申事

一、三人組互に助け合、他を顧み申間敷事引離れては勝負不全候三人を一身として

進退を不可失事

今夜暮時より四つ亥刻午后
九時十時過迄に本所三ヶ所へ可參と人數を三手に分て後刻可參と晝前に泉岳寺を立出ける。

内藏介遙泉院の罷越す夫人物語の事。

夫より内藏介は遙泉院の方へ参りて曰く、一大事成就仕り當十月京都出立仕、御當地へ入込晝夜心腑を碎き候處、吉良へ討入候儀今暮に相決候、是迄御せかれ候はんに明日は冷光院様の歳末の御忌日の宵に當て大義相決候、偏に亡君の御力を被添候と奉存候、今生の御暇乞申上度御伺仕候、先達て御伺申上度候へ共深く忍び罷在候故、差ひかへ申候と述ける遙泉院曰く、是迄の苦勞難^ニ申盡^ニ候、早、今宵に治定候へば我喜び無^ニ此上^ニ赤穂總家來江戸士どもには人數有^レ之候、吉良宅へ討入候人數如何程有^レ之哉と被尋ねければ内藏介懷中より一通取出し今日迄に心を不^レ變者如^レ斯に候と四拾七人の名前書を出す夫人一覽有て側の女に、うつさせたまふ夫人の曰く、我も其方達と一處に向ひ相働度は存すれ共女の事ゆゑ心に任せがたく夫に付少し相頼度儀有^レ之とて長刀一振取出し是は我常に秘藏せる長刀なり我吉良宅へ指向て相働くと被^レ存て其方より誰へ成共被^レ與て吉良の宅にて血付たまはらば本望なり、又此槍は亡君の御秘藏の道具にて在所にても御在府にても朝暮御枕元に有^レ之し道具なり是又亡君の御心魂止りし物なれば何れへ成あたへて吉良の宅へ持參せられよとて二筋を渡しける内藏介感じ入り流石武邊たくま敷、亡君の御後室仰の通に可^レ仕候、速水藤左衛門は平生義理つよく無類の忠臣亡君にも頼母敷者と思召けるが果して赤穂へ大變申

來る評議にも御遣書無^レ之上は御城差上間敷と腕を張て申せし者殊更長刀に達し候へば藤左衛門へ、あたへ申度奉^レ存候、又武林唯七は御存被^レ遊候通、格別の由緒有^レ之もの、彼が母は殉死仕候へば吉良は主親の敵なりと深く思ひ入候ゆへ此槍は唯七へ、あたへ丈夫に爲^レ働可^レ申候、後刻右兩人御屋敷へ可^レ參候間御渡し可^レ被^レ下候、明朝は世間ひろく御名を、あげ可^レ申と暇乞して立歸りける、夫より藤左衛門、唯七へ此事談じければ兩人悦び勇みて藤左衛門申すは武林氏には亡君の御道具御拜領、我は後室の御長刀被下置、吉良へ討入萬萬一彼宅において討死仕りても此世ばかりか來世まで夫婦の縁は切間敷と、おどけければ唯七も打笑ひ仰の通り貴殿と我、枕をならべて討死せば心中ものと可^レ申候、兩人死を輕んじて悦びけり彼の二品を申受て夜に入れば心せはしく支度致しける遙泉院の志、後に聞入感じけるが實心天に通じて武林が槍にて吉良を一番に突けるも不思議の事也。

義士約束の場所へ集る。堀部彌兵衛強勇の事。

同うどん屋に入り勢を揃へる事。

義士泉岳寺より各各立歸り暮に及んで本所二ツ目堀部安兵衛宅、同所相生町前原伊介宅、同三ツ目杉野十平次宅、此三ヶ所を裝束の定場として四ツ過^{亥の刻午後九時}に集りける今、晝泉岳寺へ會合せし者共四拾七人、其刻を不^レ違走り集り裝束を改めけるに今宵

を晴と用意せし事なれば皆一樣の着込に紅裏の黒小袖、黒き火事羽織に白絹にて袖と襟とを縫廻し頭巾の内には甲の鉢を包み金皮の袖印に各各姓名を書き故淺野内匠頭家來何某とぞ銘しける、内藏介父子は浮紋の立付にて其外の義士は白き木綿股引にて銀の前立物は第一の印なれば吉良の門前にて此印を立、又敵を討取、無縁寺へ引取らば此印を捨てし扱喰事を調べ上戸は少し酒を過し、子中刻九ツ時午後十一時十二時迄に両國橋へ三ヶ處より可集と約して三ヶ所において最期の酒宴に時を移す、爰に堀部が家には内藏介の一手貳拾四人會し又主税が一手貳拾參人は二つに、わかれ杉野と前原が宅に集りける、斯くて彌兵衛が妻は女ながら心剛斷にして人人首途を祝はんとて出陣の禮を用ひて勝栗、昆布杯を菓子として敵の首を討て名を取たまふやうにと榮鳥の吸物をせんとして鴨を庖丁して貳拾四人を饗應し酒を勧む、堀部申すは我は老人の身にて此寒氣にいたみ且又、宵よりの心遣に大きに草臥たり、ひと眠りして出足すべし各各よき程に酒を被過、刻限にならば出足あれと云て妻と娘に手足の、あんまを取らせ高いびきで寝入ける、子の中刻九ツ時午後十一時十二時にも及びければ各出立、兩國橋へ集りける、斯くて時移りけれ共、彌兵衛未だ目不覺、爰に佐藤丈右衛門、堀部九十郎とて二人の猶子有一處に在けるが兩人共義士の出足をもてなし伯父の目不覺を見て早刻限に相成候とて彌兵衛を、おこし左右より装束させける金丸素槍を能得たり今宵の働きに柄長くては不_レ宜とて少し短めに切らせ石突なくては釣合ざる間かき入よとて二人の甥に、

かき入させ三度突鳴し心よし心よしと笑ひ妻子に暇乞して二人の甥に助られ吉良の屋敷へ急ぎける、寺坂吉右衛門は吉田忠左衛門が宅に用事有_レ之、兎角する内、延引丑刻ハツ時午前一時二時過、彌兵衛宅に來り何れも出足の様子なれば急ぎ吉良の宅に行かんとす、彌兵衛妻呼留て御邊一人もらしては心に掛り申すとて寒雀を肴にして酒をすすめけり夫より直に寺坂は吉良の屋敷へ至るに屋敷屋敷の辻番立出て門え入事不_レ叶兩國橋の邊を彼方此方と致し居りけるが其行方を不_レ知成にける、奥田孫太夫は深川邊に居りけるが十四日の晝うどん屋久兵衛方へ來りて申しけるは我我去年より御當地に罷在れ共諸色高直に付、渡世難_レ致候故明十五日傍輩共申合せ他國へ罷越候、今宵夜中に罷立候事故、立がけに此宅に來り、うどんをたべ其勢に夜通しに可_レ致候五拾人前の饅飴用意頼入候とて金子參兩出し久兵衛へ渡す夜半頃には、かならず可_レ參と約束して出ぬ其夜九ツ時子ノ刻午後十一時十二時五人三人同道して義士不_レ殘、久兵衛宅に來る心靜に支度す片岡源五右衛門の曰く、此節珍敷事無_レ之哉と尋るに久兵衛曰く、冠付前付流行仕候故、私も取次仕候と云ふ武林唯七前句は何ぞ申すぞと問ひければ「色になるなる」と申、冠付は「なんのその」と申候と言ければ唯七取あへず前句に付

出ところは同じ草よりくさの種

冠付に「なんのその山をも通す弓の勢ひ」この外五三人出るままに付ける支度も心よくして吉良の宅にむかふたり岡嶋八十右衛門は吉良の近所に居て久屋藤介と變名して

有けるが何れも八十右衛門宅に立寄て八十右衛門宵より待居たれば手早に装束して改めて出にける、各各此處より二手に別れて吉良の兩門に足なみを揃へける。

赤穂義臣傳實記卷の拾壹(終)

●赤穂義臣傳實記●

〔卷の拾貳〕

義士吉良の館に夜討する事。

敵味方の働き間、武林、吉良を討つ事。

義士吉良の東西の両門に指向ふ。四拾六人二手に別かれ東組貳拾四人は所謂、其將大石内藏介良雄三人組として八組と定め西組貳拾貳人は所謂、其將大石主税、斧、かけや、梯子杯を持て三人四人立別れ門前迄詰寄せける。内藏介表門に立寄窺ひ見るに塀門甚だ丈夫にして難く越、其時富森助右衛門は我は裏門より可く乗入、主税が手の者を以表門へ可く向、此趣御邊傳へよと申しければ助右衛門直に裏門に至り此趣を申すに早速入替りける。吉良の押さへの辻番一人とらへ汝聲を不く可く立、我我此處にて敵を討つもの也と云て、しばらく置、若聲を立ば討殺さんと一人側に付添たり。原惣右衛門表長屋の屋根に梯子をさし、つるつると乗上り屋根の棟にまたがりて内を見るに十四日の月さへ渡り白晝の如し。惣右衛門あやまりて屋根よりすべり落、股をすりて暫く歩行をなやむ。大高源吾又乗入内の方へ梯子を指て門を見るに鎖をおろし貫の木を指たり。源吾申すは此門打破りたらば宅中目を覺し可く働出一人数不く残内に入てから打破るべしと言により何れも静まりかへりて乗入、若士は高塀より乗入、老人は

彼の槍梯子にて段段乗入、人数思ふ儘に配りて夫より玄關の戸を打破り内外より表門を打破く。裏の手も同様に乗入、東西一時に聲をあげて淺野内匠頭家來共、吉良殿の御首申受に討入たりと我一に呼びければ總人数四五百人も有く之様に聞へける。宅中皆肝をつぶし立合者一人もなし。暫くあつて玄關より三人連にて切て出る。村松三太夫一番槍とて一人の男を突。此勢ひにや恐れけん奥の方へ逃入けるを大石瀬左衛門又一人を突。門番の森半左衛門抜合て出る處を大石主税つくに手負ながら小屋へ逃入る弓の者は此處彼處矢を放つに其矢音四方にひびく。吉良の者共途を失ふ。内藏介下知しけるは東西の二手をひとつに合せ若士に働かせ老人は働くに不く及足元手先に明りをたて味方討無く之様に心を可く付と指圖す。又こたつ竈に水をかけ火の元に心を可く付と四方八方へ駆け廻り下知を爲す。日頃は勇氣人に越たることも見えざるに今宵内藏介の働きは平生の百倍せり。若士拾四人は吉良の居間へ切入る。大高源吾、近松勘六、間十次郎三人連で進む源吾は玄關の弓の弦を切、槍の柄を切りをれば奥田孫太夫、勝田新左衛門、矢田五郎右衛門は書院の方へ進み行く奥田は劔術の達者にて越前下坂三尺三寸の刀を以て拂切に討とどむ。堀部安兵衛、磯貝十郎左衛門、倉橋傳介、我も我もと突進む。安兵衛は勇氣盛んの手利なれば吉良の家中犬猫迄皆殺しにせんと切て廻る。傳介の曰く、上野介さへ討とれば外の者に目を付たまふなと云ければ安兵衛の曰く、去年以來のうんぶんを今宵散する、うれしさに覺えず知らず切倒し申すな

りと天魔鬼神の荒たる勢ひにて討入ける。爰に小林平八郎とて戸田流の劔術達人豫て上杉家より被_レ付置_ニて長屋に在けるが義士長屋の戸前に立て出る者を弓にて射落す故、小林出る事不_レ叶逃る者女などには手をかくべからずと言ふにより小林は小者の逃迷ふ体に見せて長屋を出て上杉より被_レ付置_ニ小林平八郎と云ふ者也、此人數の内に淺野家の家老も可_レ有一勝負せんと申しけり。内藏介は吉良の居間の邊に在て此處に不_ニ居合_一横川勘平無二無三に渡り合ひ切結ぶ。勘平受太刀になりて弓手の小指少少痛み危き處、矢頭右衛門七後より小林が肩先へ當んとする處、小林身をかはし二人を相手に二打三打切合ふ處へ大高源吾長刀を以て平八郎が首を突。小林是にひすみ痛む處を勘平付入て大けさに打放す。大強の兵なれ共義士三人組にて働く故、流石の小林も討たれにけり。内藏介三人組のはたらきと定しは斯かる所の事なり。又大須賀治部右衛門と名乗て小長刀を水車に振廻し神崎與五郎を目掛けて來る、神崎弓を捨て渡り合ふ治部右衛門手利にて與五郎手を盡し相戦ふが治部右衛門少し退足に成て長刀の石突後に當ける處を與五郎一討に打留ぬ。四十計の大男、大太刀を持て一間の口に立ふさかり敵を入じと防ぐ近松勘六切結ぶ。大高間これを助けんとするに勘六聲をかけ、これしきの敵に何事か可_レ有と、ふみこむ處に彼男庭に飛退く勘六追かけけるにあやまつて勘六泉水に飛入うつぶしに倒れ水も少々ある故に兎角する内に彼男奥の方へ逃入る。左兵衛佐の家來烏井利右衛門數ヶ處疵を受ながら矢頭右衛門七と戦ふ。烏井股

を、つかれて倒れける。右衛門七とどめを刺んと立寄處を烏井伏しながら下より槍をなげければ矢頭すかさず槍の柄にて頭をしたたか、たたくに烏井目の玉抜出て死にける。清水一學と名乗て潮田又之亟と戦ふ處一學たまり得ず臺所を指して逃るを追かけ討留ける。吉良左兵衛佐は須藤與一右衛門を連て切て出る。須藤主人を後ろに圍て武林唯七と戦ふ。富森助右衛門、片岡源五右衛門、武林を助けて須藤をうたんとするに堀部安兵衛、磯貝十郎左衛門、倉橋傳介横に進んで向ふ。堀部聲をかけ其者我にくれよ最前我を惡口せしと下坂の刀を以て向ふ。須藤一足も不_レ退して堀部と切結ぶに堀部疊かけて打太刀に乳の下迄切さげられて死にける。左兵衛佐は頼み切たる須藤うたれければ奥へ指て逃入るを武林聲をかけて左兵衛佐殿にておはし候はん。一勝負仕らんとて打てかかる。長刀を持て少し戦はれけれ共、武林にまくり立られ足早に奥へぞ入にける。追かけ可_ニ討留_一と思ひけれ共上野介を不_ニ見當_一故、外の者へは目を不_レ懸、其儘に致し置ぬ。大石主税、不破數右衛門、潮田又之亟、木村岡右衛門、庭の中にて戦ふ。吉田澤右衛門、小野寺源右衛門、神崎與五郎、間十次郎、間新六、岡野金右衛門、横川勘平、赤垣源藏、奥田定右衛門、間瀬孫九郎、村松三太夫、我も我もと破竹の勢ひを揮ひて進むに面と向ふ者一人もなし。爰に堀部彌兵衛は二人の甥にたすけられ吉良の表門に來るに宅中の騒動人數二三百人も有_レ之様に聞えける彌兵衛思ふは敵味方百二三十人の人數なるに斯く大人數に聞ゆるは若隣家より吉良へ加勢の人數

も来りけるかと心遣ひ致しける。佐藤丈右衛門片脇の梯子よりつるこ内へ入り様子を窺ふに人數多勢とは不^レ見、唯今は外向に勝負の体は見えず何れも奥へ入り座敷の戦に候と申しける。彌兵衛は九十郎に手を引かれて内に入り丈右衛門も後につづく内藏介が従弟大石三平と云ふ者、内藏介が先途見届んと宵より忍びて屋敷の内に在り彌兵衛入り来るを見て此方へ来り給へと玄關指して同道す。内藏介是を見て彌兵衛へ申しけるは足下の延引心に懸り今や今やと相待たり。未だ上野介と覺ゆる敵に不^レ逢候。戦も事半に及び立向者共は討留、今は上野介を尋ね求むる計りなり。老人の事なれば働不^レ可^レ有、若者共へ下知をくわへ蠟燭の火を取ちらし候間竈まで心を被^レ付火の元念を入られよと申しける。三人の甥共彌兵衛が後につづいてともに入んとす。内藏介見付て丈夫の志に候へ共、浪人他家の者は一人も不^レ加候間早く立去候へと申しける。三人是を面目として又塀を越えて出にける。併三人共終夜裏表を見廻りて若も塀を越えて逃る敵あらばそれ成と討留めて義士が手助けにせんとひかへけるとなり丑の中刻ハツ時午前一時二時より寅の刻七ツ時午前二時三時過迄戦ふに吉良かたにて死する者拾七人、疵を蒙る者貳拾四人なり。義士は一人も命を不^レ落、然れ共未だ吉良に尋不^レ當、磯貝十郎左衛門表の方より足輕一人さらへて来り汝上野介の居間を存せば案内せよと申しければ彼足輕、私命御助け被^レ下候はば教へ可^レ申とて先に立ち案内す。旦那の寢所は毎夜替り候とて一間に入臥具を改れば冷にして今宵の寢所にあらずとて夫より二間上

に有處を改めれば是も冷かなれ共、枕元に扇子、茶碗等有^レ之は、これこそ今宵の寢所とは知たれど上野介は不^レ見え、十郎衛門、唯七申すは、いかに汝命惜きとて主人を殺す我我に居間を教へる事は畜生同前の男めなり討て捨てるべき奴ばらなれども助けてやると言ければ忝なしとて行方不^レ知成にけり。十郎左衛門内藏介へ申すは無^レ殘處、さがし候へ共上野介に不^レ尋當候、如何可^レ致哉と申す。内藏介曰く宅中にかくれ處は無^レ之候、臺所と奥の取付の所に長屋有^レ是をさがし被^レ見よ、こ下知すれば拾七八人一度に戸を打破り内を見れば古き長持葛籠の類四つ五つ有り。其間に人かくれ有る様子にて衣服少し見えければ武林唯七槍を入るるに手ごたへす。直に飛入れば白き衣服着たる老人短刀にて立向ふ所を間十次郎一太刀に討留ぬ。定て上野介にて有べし速水藤左衛門、原惣右衛門は見覺えたるらん相改めよと申す。惣右衛門一目見て無^レ違上野介なり。去年亡君切付たまへし後ろ疵有べしとて帶を解て改れば、疵有。殊更白無垢を着たれば上野介なりとて則衣服一つ取て首を包み内藏介取上げて天地を拜し此首一つとらんとて何も苦勞難^レ申盡^レと悦びける。夫より鉦をならし人數を集む。吉良の両隣よりは火事の様子に相聞えければ手前屋敷の塀さわに高提燈を立て人數を揃へ何事にやと申しける。片岡源五右衛門、原惣右衛門、小野寺十内、申答へけるは私共は淺野内匠頭家來共にて主人の志を繼ぎ吉良殿へ討入、唯今討留申候、人數不^レ殘、引取候て公儀へ御届申上候間御構ひ被^レ下間敷候火の元念入候へ共引取候

後、御心添可^レ被^レ下候、唯今は飛道具取ちらし候間御入込御用拾被^レ下候へと申述る。兩隣鳴りを、しづめて控居たり。義士は宅中を相廻り竈々へ水を掛けて火を消す神崎與五郎、堀部安兵衛は左兵衛佐の玄關に立寄て只今皆皆引取申候。御出會候へと申しけれ共、人音更になかりける。岡嶋八十右衛門は長屋の口にて戸をたたき我は岡嶋八十右衛門と云ふ士也、昨日迄久屋藤介と言て料理物を賣りし者なるぞ出會候へと申しければ神崎は昨日迄小豆屋善兵衛と云ふ小間物を賣りし町人なり出會候へ一勝負致さんと長屋長屋の戸を、たたきければ内藏介是を聞、無益の事を被^レ申問敷此處をはいやく引取るこそ本意なれ夜も、はや明方に成ければ四拾四人一人づつ姓名を名乗候て裏門より出る。堀部安兵衛は手負を改れば中村勘介玄關に立廻り口上書を立にける。内藏介曰く、我我裏門を出て人數一面に相成候時宅中より討て出る事可^レ有^レ之、寒氣強く手足も難^レ叶候へば一入心を付られよと下知しける。磯貝十郎左衛門、間新六矢田五郎右衛門、倉橋傳介しんがり相成、横川勘平、近松勘六、少少手負けれ共勇み進んで引取ける。内藏介曰く、我黨一人も不^レ討死^レ引取候事無^レ此上^レ悦成と義士に及^レ挨拶^レ心靜かに引退きける。

義士同勢を揃へ泉岳寺へ引取事。

義士何れも相生町を通るに前原伊介が住ける其隣の酒屋十兵衛起出て自身戸を開きけ

るが四拾四人一様の装束にて弓鎗長刀を持て入來れば十兵衛大きに驚き再び戸を閉んとす。神崎與五郎頭巾取て挨拶するに大高源吾申すは餘り咽かわき候間湯一つ給はり候へと云ふ。十兵衛申すは未だ湯わき不^レ申と云ふ然らば酒一つ呑まんと云ふに居酒屋は御法度の由申しければ大高源吾曰く、御法度相守處も無^レ之と庭に有^レ之蕙かぶりの櫓を一つかき出し酒代遣すとて鼻紙袋を投出し鎗の石突にて鏡板を打碎き茶碗を以て各各快く呑みける。十兵衛如何成事やと肝を潰しける。前原伊介は米屋五郎兵衛と云て昨日迄十兵衛方へ罷越けるに只今は弓を持、嚴敷形にて五郎兵衛は我なりといへば亭主あきれ果うろろ致しける。源吾鼻紙に一句書たり

山をさく刀もおれて雪の松

富森助右衛門拙者も可^レ仕とて

飛込て手にもたまらぬあられ哉

寒鳥の羽をむしらるる行衛かな

いざ回向院にて追手を待んとて何れも酒店を出て回向院の裏門へ指むかふ、後にて鼻紙袋を被^レき見れば金子貳両封じて元祿十五年十二月十四日淺野内匠頭家來、大高源吾忠雄討死死骸取捨候方へ酒代と書付たり。扱又回向院には門の扉不^レ開故、兩國橋の東詰にて追手來るかと相待。内藏介曰く、間十次郎、武林唯七、堀部安兵衛、村松三太夫、岡嶋八十右衛門、奥田定右衛門は敵の首を持て船にて泉岳寺へ行べし吉良、

上杉の兩家追討とも首を被^レ奪間敷候、切抜切拔寺へ急ぐべしと下知しける是より四拾人に相成、早や夜も明け、れば槍の刃を包みけるが大石三平、堀部九十郎、佐藤丈右衛門來り悦ぶ事限なし義士いづれも手こぎゑて包む事不^レ成因^レ之此三人の者へ相頼けるに血の多く付たる方を上になし候て給はれとて袖ふくりんの白布を引ちぎりて包みもらひけり。武林唯七は懷中より紫縮緬の、ふくさに包みたる物を取出し此物は我死骸と一處に埋み給はれ夫迄は三人の方へ預け申すと云て相渡す。各各夜討の様子を物語して道を急ぐ。先一番に武者二人次に白むくを以て包みたる似せ首を爲^レ持其余は三十人を三組に別る前後に若士を列し老人は中に立、横川勘平、近松勘六、少しの手疵有^レ之、辻駕籠に乗る。大石三平は後に残り義士が取忘れたる物も有んか此處彼處打廻るに無縁寺の表門に槍一筋有^レ之、引かたげて行に大高源吾、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門此槍を取に歸るに逢て四人にて同勢に追付ける。本所一つ目河岸より六間堀に掛り永代橋を渡り靈岸嶋を過て稻荷橋を渡り鐵砲洲に指懸る。亡君の舊館の前にて各各頭巾を取り槍、長刀を、ふせて禮儀をなす。堀部彌兵衛は七十に餘る老人成りしが義士に向ふて言けるは去年三月此屋敷を立出し時は、よしなき長生して斯る無念成事見るよと存せしに今は、また本望を達して此處を過る事の難^レ有さよ此屋敷は御先祖代代の舊館なれば嘸悦給ふらんとて涙を流す。吉田忠左衛門、富森助右衛門を此處より大御目附仙石伯耆守え注進に遣す。仍て三拾八人と成、日比谷三丁

目裏町松平陸奥守屋敷の前を通るに辻番人大勢異形の様子を尋ぬ。又裏付上下着たる士一人立出て挨拶し其故を尋ぬ。内藏介實を以て返答す。彼士申すは公儀の御法式にて斯は申すなり是より芝迄は道も遠く候間駕籠を可^レ進やと云。内藏介曰く、今一倍有^レ之候ても歩行仕候と申しける。夫より松平肥後守辻番にても同様に尋ぬ。是又右の通に及^レ返答^レ昨夜よりの御骨折、御空腹にも候はん湯漬にても可^レ進御用候はば無^レ御遠慮^レ可^レ被^レ仰と申しける。義士何れも忝き段申して打過ぬ。南八丁堀本多隱岐守辻番には一向に不^レ止其儘に打通りける。

泉岳寺において首祭の事。

十五日卯の刻^{午前五時六時}過六人の義士、吉良の首を持て泉岳寺へ入来る。其實を以て申す四拾人は追付可^レ參候、内藏介も後勢の中に在^レ之候、内藏介來り吉良の首を内匠頭墓に可^レ祭候夫迄は山門を御固め被^レ下候へと申しける。和尚六人の士に對面有て山門をかためさせ寒氣強く、かゆを炊せ禁誡を破りて酒を出す處へ四拾人入来る。上杉家より大勢可^レ來候一刻も早く首を祭り申度候間用意被^レ成可^レ被^レ下と申す。和尚、内匠頭の墓前を掃除して香を燒き薙を敷き義士各首を捧て墓前に至り石塔地ぶくの二段目に首を備へ四拾餘人墓を、かこみ平伏す。内藏介懷中より小脇差を出し、さやをはづし柄を墓の上段に向はせ上野介の首に當る、是内匠頭上野介を討給ふといふ事なるべし。夫より内藏介燒香し一通の祭文を讀上る

元祿十五年十二月十五日唯今面而名乘申通大石内藏介始御足輕寺坂吉右衛門迄都合四拾七人進^レ死臣等謹て奉^レ告^二亡君之尊靈^一に去年三月十四日尊君吉良上野介殿を刃傷の事私共不^レ奉^レ存^二仔細^一然る處尊君御生害上野介殿御存命御公裁の上我等共如^レ此の企非^二尊君之御心^一却て御怒奉^二恐入^一候得共我等共尊君の祿を食み共に不^レ戴^二天義難^一默止^二共に地不^レ可^レ踏天無^レ恥不^レ可^レ申然て晝夜艱難を抱き相果候ては於^二泉下^一可^二申上^一詞無^レ之候仍^レ之可^レ奉^二繼^一御意趣と奉^レ存候より以來今日を相待事一日三秋の思に御座候四拾七人の輩伏^レ雨雪に佇み一日二日漸一食仕申候老衰の者、病身の輩は數數進死申候へ共蟬螂賴^レ臂の笑を相招、彌、尊君の御恥辱を相殘可^レ申かと奉^レ存候得共不^レ得^レ止事昨夜半申合上野介殿御宅へ推參仕則上野介殿御供申是迄參上仕候此小脇差は尊君昔御秘藏の品内藏介へ被^二下置^一候只今返献仕候御墓下の尊靈於^レ在^レ之は御手を下げられ御鬱憤をとげ給へ右の趣四拾七人一統に申上候

と高らかに讀終りける。内藏介曰く、亡君御在世の時は諸士職分の品有^レ之拜謁の順其次第候得共此節は何れも浪人者に候へば次第は無^レ之候しかるに間十次郎四拾四人に勝れ吉良を討留候事亡君の尊慮に叶たる事なれば焼香一番に勤られよと申す。十次郎面目有といへども先官を指置如何と申しけれ共義士等是非と申故、十次郎内藏介の次に焼香す。夫より段段に相動む内藏介又墓に向て懷中より一通取出し橋本平左衛門

岡野故金右衛門、矢頭長介、萱野三平、四人の名を呼立て焼香す。是等四人は先達て相果し者也。橋本平左衛門は伏見より有馬に湯治せしに於^二同處^一病死す。岡野金右衛門先達て病死す。今の金右衛門其志を繼けり。萱野三平は忠孝に迫て自殺す。矢頭長介は大阪堂嶋にて病死しける、息右衛門七志を繼右の如くの由緒有^レ之故、死後に焼香いたしける。然る處遙泉院より戸田と云ふ女を以て被^二申越^一は無^レ滯吉良を被^二討取^一各方の悦妻が安堵大方ならず。夫へ行て一禮も可^二申述^一處女の身なれば心の儘に不^二相成^一候故、使を以て及^二挨拶^一候と被^二申越^一ける。内藏介曰く、臣たる者主人の敵を討事不^レ珍事に候、入^二御念^一候、預^二御使^一と及^二返答^一ける。戸田申すは吉良殿の首致^二一見^一候て遙泉院えも申聞せ度候間御見せ被^レ下候へと申すに付吉田澤右衛門戸田を方丈へ同道いたし吉良の首を見せけるに少しも臆する色なく見定て駕籠を飛せて歸りける。内藏介曰く、吉良殿の御首内匠頭の墓に供へ候上は最早入用に無^レ之候間高家歴々の首座中に捨ん事憚有り外に似せ首も一つ有り。二つ共宜しく御取計可^レ被^レ下と申す。和尚則二つ共吉良左兵衛佐屋敷へ爲^レ持遣す。使僧受取書被^レ下候様申しければ兩人の家老より一通を出す。

覺

吉良左兵衛佐内

岩 舍 人
齋 瀬 宮 内
藤 宮 内

一、首二　　つ

右慥に受取申候爲「念如」此に候以上

午十二月十五日

泉岳寺御使僧中

此受書を見る人毎に笑ひけり。右の如く首祭りも相濟義士各各客殿へ入、休息す。和尚被「申は當寺は禁酒に候へ共各方の寒氣凌のために致「破戒」なりとて茶碗を以て盃として勧められ何れも住寺の心入厚き事を悦、土中の死骸共御住寺の供物を受候とぞ申しける。和尚は寺社奉行へ注進申さんと被「致けれ共、兎角する内及「延引」ければ同流の禪院隣寺の東漸寺へ頼て、けいごの儀談するに寺中の僧不「殘來て武官同様に備へ、事あらば義士と共に可「死覺悟致しけり。内藏介の曰く、定て吉良上杉より追討の人数可「來、寺内にて勝負致さば寺の難儀なり門外へ出て可「働とぞ下知しける。案の如く上杉より大勢來ると聞えければ人人を呼出し心を付る、主税申すは上杉より來り候とて何程の事あらんと云ふ内藏介の曰く、是迄無「滯仕濟し今更きたなき働せば後代迄の恥なりとて客殿を打廻りて心を付る。何れも寺僧に刺刀砥をかりて刀劔の根たばを付るに主税も同じく付んとす。堀部安兵衛曰く、一旦戰に用ひ再び根た又を付るは習の有「之事なり。是へ御渡候へと我等付て可「進とて安兵衛付て主税へ渡す。主税受取て振廻して傍に在ける小僧へ申すは、いかに御坊達よ追付堺町の切合

人形の、まねして見せ可「申とぞ申しける。上杉の人数を相待けれ共一人も不「來して江戸中の貴賤義士が有様を見物に來るにて有けり。泉岳寺の門前市の如く人集りけると也。

上杉家の評。

上杉彈正少弼綱憲は出羽國米澤の城主拾五萬石を領し當年二十三歳、實は吉良上野介次男にして左兵衛佐の弟なり。上杉家へ養子に來る。然る處に淺野の浪人吉良を討取泉岳寺に集り有りと聞ゆ。又吉良よりも使を以て申遣す。上杉是を聞と實父を討せて其儘に致し置がたく浪人共一一に可「討取「間人数を揃へよと被「申に一人の家老申すは殿には上杉へ養子に御越候へば吉良の家へ對し御働きは不「可「有「之候此方より手を出し被「成候へば松平安藝守殿よりも御人数可「被「指出「候兎角御出に不「及と申止めけると也。

又一説には上杉殿浪人共可「討取「事不「思付「屋敷にかがんで被「居たる事違なし其證據は吉良の宅へ使を以て様子尋ねる事も、なかりき。吉良の變を聞より公儀より如何様に可「被「仰出「と上杉殿も家老も腰をぬかし生たる心は無かりけるとぞ申しける内藏介と同日の論にあらず。

◎赤穂義臣傳實記◎

〔卷の拾參〕

吉田、富森の兩士仙石伯耆守へ届の事。

吉田忠左衛門、富森助右衛門は大目附仙石伯耆守の宅に至り淺野内匠頭元家來共、伯州君へ御直に言上仕度趣有之伺公仕ると双方懷中物を指出して申入るに取次の士に桑原武右衛門と云ふ者及「挨拶」此旨伯耆守へ相達す。伯州廣間に出て兩人を呼出す吉田、富森申すは私共は淺野内匠頭元家來に御座候大石内藏介始四拾六人吉良上野介殿宅へ突入、上野介殿討取内匠頭墓へ祭り申度何れも芝の泉岳寺へ立越申候。公儀の御下知を奉請如何様共身の進退相極め申度御届申上候。上野介殿討取候上は私共自殺可仕場に御座候へ共後日に存寄も有之様に相聞候へば内匠頭日頃の存念に不「相叶」候故、身を公法に打任せ申度奉存候と申述る。伯耆守聞届人数は右の通に相違無之哉と被「申、忠左衛門懷中より一通出し人別如」斯に御座候。寺坂吉右衛門と申者は私組下の弓、足輕に御座候處昨夜私の道具取片付に手間取吉良殿へ討入候迄に不「罷越」候故今朝泉岳寺へ引取候人数は四拾六人に御座候。伯州又被「申は吉良を討取候志の者此外にも有之哉。兩人申上るは赤穂引拂の節家來共不」殘此義存立罷在候へ共吉良方用心嚴敷、急に難「討入」趣に付所所に身を隠し罷在候故、俄に集

り候事難仕候昨夜俄に吉良殿へ突入候首尾合に付江戸表に罷在候者計四拾六人に御座候と申述る。伯州名前の書付一覽有て我今登城いたし可「相伺」候。無「程罷歸り可」申談候間夫迄は兩人共休息いたし候へと被「申。兩人申上るは右の趣伯州公へ申上候趣、泉岳寺に罷在候者共へ申聞せ度奉存候間一人は御暇被下候様に申述ければ伯州被「申は手間不」入下城可致間暫く相控へ可「申。寒氣強く空腹に可「有朝飯たべ火にあたり候様と被「申、程なく、たらいに湯を入持出る。敷臺脇にて手足洗ひ座に着く。桑名武右衛門挨拶にて料理出る。助右衛門袖より白米を紙にて包たるを出して側の輕き者へ是を拾給はり候へと申しける。其者是何の爲に懷中候哉と尋ねけるに助右衛門申すは昨夜などの働きには息きれに水より能物に候と承り候故、懷中候と申しける。助右衛門は萬事心得深き者なりとぞ。

吉良の宅見分左兵衛佐口上書。

仙石伯耆守、稻葉丹後守へ被「届に阿部飛彈守は寺社奉行なれば是又丹後守へ被「届、双方無「相違」に付吉良父子の屋敷爲「見分」御目附阿部式部、杉田五郎左衛門、御徒士目附神谷傳左衛門、星野嘉右衛門、樋口彌右衛門、伊谷茂左衛門、此外御小人目附六人被「向其跡を相改、口上書に相認めらる。吉良の家老宮内左右田孫兵衛、岩瀬舍人御目附に出向吉良左兵衛佐義周口上

昨十四日夜ハツ半時上野介並に拙者宅へ淺野内匠頭家來と名乗大勢火事裝束にて押込申候。長屋へ二ヶ處梯子をかけ裏門の扉を破り大勢亂入り、槍、長刀杯を持參仕所所切込申候、家來共防ぎ候へ共彼者共兵具にて身を固め參り候哉拙者家來共手負死人多有之、亂入の者は手負候迄にて討留不申候、拙者方へ切込候故當番の家來防ぎ申候拙者も長刀にて防ぎ申候處貳ヶ處手負申候、眼へ血入氣遠く罷成暫仕候て氣付上野介も無心元存候て居間へ罷越候て見候へば早被討申候其後亂入の者共引取候て居不申候

上野介死骸両手の内に疵一ヶ處づつ左の股に一ヶ處右の膝に二ヶ處有之、刀は無之脇差は有之 死歳六拾九

吉良宅死人。

上野家老小林平八郎	南小屋の前に死す
同中小姓清水一學	臺所の前に死す
同人祐筆鈴木元右衛門	小屋の前に死す
同人近習笠原長太郎	臺所に死す無首
同中小姓大須賀治部右衛門	同所前に死す
佐兵衛佐用人烏井利左衛門	座敷の庭に死す

同人近習須藤興一左衛門	同次の間に死す
同中小姓齋藤清左衛門	同所に死す左の腕なし
同人家來左右田孫八郎	同所に死す薄手
同人家來新見彌七郎	同所に死す無刀
同人家來小鏡源次郎	玄關に死す
同人家來柳原半右衛門	同屋敷に死す
同人坊主鈴木松竹	小玄關に死す無刀
同人坊主杉野春齋	小屋前に死す無刀
同人足輕松山庄兵衛	馬屋の前に死す
仲間二人	表門前に死す

拾七人

其夜立退者四人有り、村山甚左衛門、石原彌左衛門、柳原五郎兵衛、大澤善左衛門左兵衛佐疵ひたいに一ヶ處、後ろに二ヶ處何れも淺手なり無疵の者三十九人、吉良父子、家來富田五左衛門、星野長右衛門、山田市郎兵衛、大岩與右衛門、安竹利左衛門濱田久兵衛、岩木源兵衛、前角伊右衛門、湯崎幸右衛門、平賀源八、志田半六、藤井彦八、新忠右衛門、勝市藏、岡半右衛門、酒井兵太夫、高木直七、小川藤七郎、横田文藏、柳川惣太夫、尾崎九右衛門、田邊勘四郎、井口長六、由良角兵衛、安田瀬左衛門

門、宮田是右衛門、横山惣七三郎、伊藤和太夫、光本勇介、辻權平、宮原佐六、内田喜左衛門、奥田貞右衛門、石澤權太夫、山竹金六、原井角間、湊貞之進、太田津右衛門、淺田長右衛門、此外、手負の者貳拾四人、吉良父子の家來齋藤宮内、岩瀬舍人、森平左衛門、左右田孫兵衛、松原多仲、加藤多左衛門、杉山三左衛門、堀田勘左衛門、大河内六左衛門、岩田彌兵衛、八十人、右淺手の分、齋藤十郎兵衛、宮石所右衛門、山好新八郎、舟松九兵衛、天野貞之進、伊藤喜左衛門、石川彦右衛門、淺水段右衛門、宮石新兵衛、松山與右衛門、八太夫長右衛門、角兵衛、由右衛門、九左衛門右深手にて後に十八人死す

吉良宅に義士捨置候品目

一 槍 貳筋
一 矢 五筋
一 同 貳筋
一 斧 貳丁
一 かけや 貳丁
一 かけ付の細引 參筋
一 てこ 壹丁
一 白さや入の勝守の刀 一腰

痛み有之

萱野和介常成と銘有之

速水藤左衛門と銘有之

一 淺野内匠頭家來村 貳枚
一 松三太夫と書木札 壹つ
一 白木狀箱 九張
一 提灯 六筋
一 はや繩 六丁
一 梯子 拾
一 釣瓶 拾貳
一 手桶 八丁
一 鍬

吉良隣屋敷土屋主税口上書

昨夜七つ時過隣家吉良上野介殿屋敷騒動仕候故、火事にて候哉と存罷在候處喧嘩の様にも相聞候故、家來召連地境迄罷出候へば堀越にて聲をかけ淺野内匠頭家來小野寺十内、片岡源五右衛門、原惣右衛門と申者にて候、主人の敵に存候故、上野介殿を討取候由名乗申候堀越に承り候夜明前に裏門より人數五六拾人計罷出候様に相見え申候、尤、火事裝束の体に相見え申候暗く候て確と見定がたく候

西向いに牧野一學、家來茂木藤太夫口上書

昨夜七つ時分隣家上野介殿宅火事の様子にて人聲仕候故、屋敷堀にて聞繕候處火事

にては無^レ之左兵衛佐殿の方も騒々敷候處其内に鎮り申候故、家來も遣し不^レ申候て其通に仕候

丑寅の隣越前、福井城主松平兵部太輔家老役本多孫太郎家來眞柄勘太夫口上書

昨夜七つ過上野介殿屋敷火事の様に騒ぎ申候故、屋敷界迄罷出候處其内鎮り申候に付不^ニ罷出^一候

右何れも口上書に相認め指出す。吉良の宅手負並に無疵の者人別口上書を指出すに無疵の者は働如何と被^レ尋に何れも可^ニ申述^一様なく及^ニ迷惑^一けり。

吉良左兵衛佐御老中へ届之事。

糟谷平馬失^レ面目事。同宅にて町人の忤義死の事。

御目附吉良宅へ不^ニ指向^一前に左兵衛佐より家來糟谷平馬を以て稻葉丹後守へ口上に被^レ届は

昨夜淺野内匠頭家來大勢申合同苗上野介方へ押入上野介を致^ニ殺害^一候因^レ之私儀立會、手疵を受候當番の者拾四五人被^レ討申候、亂入候者手負有^レ之候へ共引まとひ立退申候故、死骸は残り不^レ申候事急に候故口上にて御届け申上候

丹後守の玄關番の士共、平馬へ申すは昨夜は不慮の大變武備は常とは申しながら何も周章可^レ致事なり。其元にも出會、御働被^レ成候如何様の事か昨夜の御物語承度候と

申す。平馬答へけるは拙者儀は非番にて候故、出會不^レ申候と申しける。士共申すは方三十間計の屋敷の内、其上主人の被^レ討を非番當番の差別は有^レ之間敷也と大きに笑ひけり。平馬無^ニ面目^一思ひければ一言の返答に不^レ及、足はやに立出けるが其後は使者にも出ざりけり。又吉良の宅に拾五六歳計の若者丈夫に働きけり。大高源吾討留ける、かれは年來吉良の側に在り、町人の忤なり。其夜大友近江守來に付爲^ニ給仕^一罷越、此宅に一泊し不慮に此變に逢けるに少しも不^レ退働きしに平馬の非番の返答とは日を同して可^レ言にあらず。此一部の書の笑をもよふす。

義士遺書入^ニ台覽^一阿部豊後守正武稱讚の事。

義士吉良の玄關に立置候遺書御目附より被^ニ指出^一

去年三月内匠頭儀奏御馳走の儀に付吉良上野介殿へ含^ニ意趣^一のがれ難き儀御座候て及^ニ刃傷^一候處、時節不^レ辨儀不調法に付切腹被^ニ仰付^一領地赤穂の城被^ニ召上^一候儀家來共奉^レ畏城地差上家來共早離散仕候、右喧嘩の節御同席御押留の方有^レ之、上野介殿討留不^レ申、内匠頭末期残念の心底家來共難^レ忍仕合に御座候、高家御歴へ對し鬱憤を指はさみ候段憚に存候へ共君父の仇には俱に不^レ戴天の義もだしがたく今日上野介殿御宅へ推參仕候偏に亡主の意趣を繼候迄に御座候私共死後御見分の御方御座候はば御披露奉^ニ願上^一候以上

元祿十五年十二月十四日 四拾七人連名

將軍家にも上覧しまして御涙を落させたまひけるとなり。御老中順覽有之、誰か言を出す人なく感にたへたり。暫く有て大老阿部豊後守正武の曰く如し斯の忠義は前世にも不聞、今此御治世に此盛事有之は實實國家の榮事武家繁昌の基なりと被申ければ各各稱讃せられたり。

義士四家へ御預けの事。鈴木水野義言の事。

御徒士目附泉岳寺へ赴く義士仙石家へ入事。

御目附鈴木源五右衛門、水野小左衛門へ被仰談けるは淺野内匠頭元家來四拾六人上野介を討取泉岳寺へ引取罷在、右の者共御吟味の間、細川越中守、毛利甲斐守、水野監物、松平隱岐守へ御預けに被仰付候、兩人泉岳寺へ罷越此趣申渡、四家へは此方より申談追付受取人寺へ可罷向様に可致と有。兩人御受申上て傍の人に被申は只今被仰渡趣、四拾餘人へ申渡し四家へ可相渡候へ共吉良上杉より人數來り及亂暴、白刃を交候様に相成候はば一旦以台命是を制し候とも人數多く不聞入候時は我我共は義士等と俱に相働き吉良、上杉と相戰運命盡て寺門を枕と討死仕候。若死後に御沙汰有之は只今より覺悟の趣御披露可被下と申しける。御老中被聞召尤の儀なり。左候はば目附中、芝へ罷越に不及、御徒士目附を遣し四

拾六人の者共仙石伯耆守宅へ呼寄、四家へ可相渡と評議相變りて石川彌一右衛門、四高野新八郎、松永小八郎を泉岳寺へ被遣、四拾六人伯耆守宅へ罷越候様に申渡すべくと被仰談、因之三人の御徒士目附泉岳寺へ罷越、内藏介へ此段被申渡。内藏介申上げるは私共昨夜の働に衣服に血付、又泥も付候へ共着替可申様無御座候。見苦敷候如何可仕哉と申上る。御徒士目附被申は其儘にて罷越候様被申付候。内藏介又申上るは弓、槍、長刀等御城下持通り候儀、恐多奉存候、此處に捨置可申哉。三人衆被申は是又不苦候、老人衆は杖の替りにも可成候間勝手次第に致候様被申、夫より内藏介指圖して堀部安兵衛一人真先に立、其次に速水藤左衛門、神崎與五郎弓を持て左右に立、其中程に主税を立六七人後に内藏介立、後は皆二行に立、老人は駕籠に乗、横川勘平、近松勘六は手疵の痛み有之故、駕籠に乗ける屋敷屋敷の辻番往來し。人を片よらせ芝より仙石家の屋敷迄鳴を靜めて見物す通り筋の大名衆は不意の事も有んかと人數を揃へて控へらる、仙石家の屋敷近付ければ菅谷半之丞一人先に立、是迄罷越候趣案内す。

四家より請取人仙石の宅へ來る夜討終末御尋事。

内藏介義士へ挨拶同人父子暇乞の事。

四家の預りの大名衆へ御老中より泉岳寺へ人數遣し四拾六人受取候様に被仰談候

處、夫に不^レ及、仙石伯耆守宅において請取可^レ。申段被^ニ仰遣^一候に付各各伯耆守宅へ罷向ふ。細川より受取の使者鎌田郡兵衛、三宅藤左衛門、松平隠岐守より受取人奥平次郎左衛門、佃九兵衛、毛利家より受取人田代要人、原田將監、水野家より山田代右衛門、山内九右衛門、總人數合て千貳百人乗物を爲^レ持、伯耆守宅に向ふ。戌刻五ツ時午後八時過に義士入來る。弓、槍、長刀は門外にて捨て門前に屯す。御小人目附立出姓名を相尋、くぐりより案内す。各頭巾を取、手に持て玄關の式台に臨む。御徒士目附出て名前に引合、双刀鼻紙袋を請取、書院へ誘引す。四拾六人に向て兄弟、伯父甥、父子分て拾七人、二列九人、一列と定め、座定て仙石伯耆守、鈴木源五右衛門、水野小左衛門、被^ニ立出^一、被^ニ申渡^一は其方共吉良上野介を主人の敵と申立討取候趣相届達。上聞^一候處、御吟味有^レ之間、細川越中守、松平隠岐守、毛利甲斐守水野監物へ御預け被^レ成候と被^ニ申渡^一。内藏介申上けるは内匠頭變以來御苦勞に預り候段厚く御禮申上る。源五右衛門被^ニ申は吉良へ仇を報じ候志の者、其方共の外にも有^レ之様に及^レ承候如何に候哉と被^ニ尋^一。内藏介申上けるは内匠頭家來共、私始末迄不^レ殘、此儀存入罷在候處、昨夜俄に討入候故江戸表に罷在候者計申合せ候、國國に分散仕候者承候て無殘念に可^レ存候へ共此後相手無^レ之候故、志相立可^レ申様も無^レ之候間御尋の儀は御用捨可^ニ被^ニ下^一と申上る。小左衛門被^ニ申は其方達は吉良の宅にて働の儀豫て申合候上は定て丈夫に可^レ有事勿論なり。吉良方働は如何と被^ニ相尋^一

内藏介申上るは吉良殿御家來丈夫に御働きに候へ共私共は相詞も有^レ之、人數も配り候故不思議に打勝候。吉良方死人貳拾人計も有^レ之様に奉^レ存候と申上る。小左衛門被^ニ申は上野介働は如何。内藏介申上るは是又御働被^ニ成候へ共、私共大勢にて候故手もなく討留申候と申上る。左兵衛佐働は如何。内藏介申上るは是又御働被^ニ成候處御手を被^ニ負候故、御引入其後は御出會無^レ之候故、私共引取候節御近所へ立寄何も引取候御出會無^レ之哉と申候へ共一向御答無^レ之候故其後の儀は存不^レ申候と申上る。忠左衛門、惣右衛門は内藏介に代りて御答申上る。小左衛門人人を被^ニ見廻^一て主税は何れぞやと被^ニ尋^一に是に罷在候と少し前に進み御受申上る。年は、いくつぞと御尋に付十五歳に相成候趣御答申上る。小左衛門被^ニ申は聲は若輩なれども大男にて器量も能候。此度は父子共大義成事を無^レ滞取計、安堵可^レ致候。内匠頭には文武の道にとほしからず義士を多く扶持せられしに家運つたなく凶亡せられしこそ殘念なり、いかなる御用にも可^ニ相立^一士共不慮に致、浪人可^レ爲^ニ難儀^一處に如^レ此一舉後代迄の武名なり。内匠頭於^ニ泉下^一悦び可^レ被^ニ申と有ければ難^レ有仰を蒙とて涙にむせぶ。其外の義士皆皆落涙に及ける。御目附被^ニ仰は先一通り先刻より相尋候趣にて相濟候間四家へ罷越候様にと被^ニ申渡^一。内藏介申上るは内匠頭變より段段預^ニ御苦勞^一難^レ有段厚く御禮申上る。夫より内藏介義士に向つて申すは去年赤穂開城より今日迄各方無二の忠志故、無^レ滞、本望達し士法のごとく四家へ御預けに相成無^ニ此上^一面

目其器に當らず某及指圖候處、各方無滞被相守別て忝、四家へ御預に相成候へば再會は難計候。忝主税は隠岐守様へ罷越候、若年者に候處各方御引廻しに預り無滞相勤候、隠岐守様に暫く可罷在候、尙又御心添頼入候。去年以來一統心苦勞ゆるゆる休足可有とへり下り及挨拶ければ義士何も平伏して御念入たる段申述る。忠左衛門、助右衛門は伯耆の家士に向ふて今朝より伯耆君の御懇情各方の御心入忝存候可然御禮頼上候段厚く及挨拶。内藏介、主税に向て申すは我は細川公へ罷越、汝は隠州公へ罷越上は今生にて相見る事は限り可成候。豫て教訓仕たる事必忘却仕間敷と申す。主税申すは御庭訓肝に銘し罷在候、とくとく御出候へと言葉冷しく申しける。見る人父子の禮儀の厚き事を感じける、四家の受取人を呼て義士を被相渡一手きりに受取玄關の前に駕籠をならべ式台より直に乗移る義士が両刀を御徒士目附より受取中小姓二人に爲持、駕籠の左右に添、屋敷屋敷へ引取ける。細川家は乗物の戸をひらく、外の三家は戸を閉にける伯州の宅を出る時は夜九時半午後十二時こ及ける。諸方より見物に來る人山のごとし何れも物靜にして引取ける。

義士四家へ引取木村岡右衛門、村松喜兵衛詩歌の事。

四家の君へ義士目見の事。義士双刀繕の事。

細川越中守屋敷二本榎え義士拾七人

大石 内藏介	吉田 忠左衛門
片岡源五右衛門	間 瀨 久太夫
原 惣右衛門	小野寺 十 内
間 喜兵衛	近 松 勘 六
速水 藤左衛門	磯貝十郎左衛門
富森 助右衛門	堀 部 彌兵衛
赤 垣 源 藏	矢田五郎右衛門
大石 瀨左衛門	潮 田 又之丞
奥 野 孫太夫	

松平隠岐守屋敷愛宕下へ引取義士拾人

大石 主 税	堀 部 安兵衛
中村 勘 介	菅 谷 半之丞
千馬 三郎兵衛	木村 岡右衛門
岡野 金右衛門	貝賀 彌左衛門
不破 數右衛門	大 高 源 吾

毛利甲斐守屋敷麻布日ヶ久保へ引取義士拾人

岡嶋八十右衛門

吉田 澤右衛門

武林 唯七

倉橋 傳介

村松 喜兵衛

杉野 十平次

勝田 新左衛門

前原 伊助

小野寺幸右衛門

間 新六

水野監物屋敷金地院前へ引取義士九人

間 十次郎

奥田 定右衛門

間 瀬 孫九郎

矢頭 右衛門七

神崎 與五郎

村松 三太夫

横川 勘平

三村次郎左衛門

萱野 和介

義士何れも四家に至る。衣服を改むるに香氣邊りを拂ふ。富森助右衛門下に白無垢を着たり。側の人に申しけるは陪臣の者、不相應の衣服に候へ共母よりあたへ申候ゆへ着仕候と申しけるに聞人忠孝の両義を感じける。久松家の木村岡右衛門は甲の内に詩

を賦す其詞に曰く。

淺野内匠頭長矩爲_ニ猾夫吉良上野介_一棄_レ世始於_ニ殿中有事之日_一不_レ遂_レ志猾夫全頭故に臣等遺恨暫も不_レ止從_ニ是同志之義士相議_一欲_レ刺_ニ猾夫_一然に時不_レ至而向_ニ今月今日_一嗚呼愚父木村吉兵衛奉_レ仕_ニ霜臺長政_一受_ニ息采女正重恩_一故愚父惣兵衛昵_ニ近故_一内匠頭長直_ニ而受_ニ恩愛_一蒙懸不_レ背雖_ニ不_レ得_ニ故長矩寵_一依_ニ祖父功勞_一奉_レ碌無_レ違養_ニ妻子_一育_ニ奴僕_一恩澤無_レ望_ニ於外_一年月今也蹈_ニ白刃_一決_ニ必死_一欲_レ無_レ辱君臣の義何幸加_レ之冀得_ニ吉良上野介_一左兵衛佐首_ニ献_ニ長矩之影前_一者也尙綴_ニ野詩一絶述_ニ其志_一

身寄_ニ浮雲_一滄海東

久愆_ニ恩義_一世塵中

看_レ華對_レ酒無_レ極恨

散作_ニ曉天草木風_一

又細川家の間喜兵衛光延の槍印の歌に

時鳥いざ事とわん武士の

恥ある世とはしるやしらすや

義士衣服を改れば四家の君出たまふ謹て目見へ仕る、細川君拾七人を一同に御覽有て此度は大義成事を無_レ滞取納め我等へ御預けの上は何事も無_ニ遠慮_一可_レ暮武士の鑑

に可^レ成、其方共也と被^レ申ける。内藏介難^レ有尊名萬端被^レ爲^ニ入^ニ御念^ニ御會釋冥加に餘り候と申上る。松平隱岐守は病中なれ共早速に出給ひて義士に面會し去年以來の、かんなん昨夜の働迄を稱せられ暫く物語被^レ致、就中主税十五歳にして、かかる事を司る事天晴の器量なりと被^レ仰、其方母兄弟も有^レ之哉と御尋。主税申上るは母は但馬の國豊岡に罷在、幼少の弟も一處に候と涙とともに申上る。隱岐守不便に思召、其座を退き給ひぬ。水野君は義士が休息の座敷迄一覽有て必疎略に不^レ可^レ致とて毎度物語有て若士共へ心得し事は咄し候へと被^レ申ける。毛利甲斐守は又心を盡して會釋有けり。内藏介は風呂を好みければ毎日朝夕に風呂を申付、衣服、手拭、下帶迄日日取替て出されける。人別に火鉢を出し炭をつぐといふ事なく火氣おとろへば引替て出しける。拾七人を別の間に置て銘銘の定紋付たる臥具小袖を被^レ出拾七人の双刀を細工人を呼で痛みを被^レ改に付、内藏介申すは私共志望相達候上は御公法に奉^レ任死を急ぐ身にて双刀の痛御改は御用捨可^レ被^レ下と申けれ共元の如く出來す細川家の役人申すは何れも如^レ斯の銘作の物感入所なり大義の企有^レ之故、揃被^レ申哉と相尋ねける。内藏介申すは内匠頭は平生武道に腰の物數百腰計求め置き萬一御用の節は志會者に與へ義を勧め一方の御用に可^レ立と存、貯置候故赤穂引拂の節に何れも内匠頭が志と存一腰づつ指料に仕吉良殿へ討入候節専らに相用ひ候とぞ申しける。義士一統に申すは私共は小身者、朝夕斯様の美味は是迄たべ不^レ申候、此後は一汁一菜の御

料理被^レ下候へとぞ申しける。然れ共四家の役人甚だ心を用ひ饗應致しけり、就中細川家にて堀傳右衛門晝夜心を付て眞實に會釋致しけると也。

吉良の知行所

三州幡豆郡の内七ヶ村吉良村岡山村横須賀村乙川村江場村鳥羽村小山田村^ノ三千石上野國綠野郡の内白石村貳百石、碓井郡の内人見村中谷村^ノ千石右都合四千貳百石。

瑞光院東武下向遙泉院、進藤、小山を被尋事。

瑞光院は内藏介都を出し時遺言の通り東武にて本望達し四拾六人四家へ御預けに相成と聞て東武へ下向して先淺野土佐守殿へ罷越、遙泉院を伺ければ夫人被^レ申は此度内藏介以下大義企る事は言語に不^レ及、爰に一つの不審の事有。進藤、小山此企に洩たるは難^ニ心得、譬ひ内藏介は不義の志ある共、進藤、小山は一味可^レ致處如何の事に候哉院主は此事知給はずと被^レ申。院主申すは内藏介都を出し時、兩人未だ時不^レ至と申し却て内藏介が下向を指留め申候。然れ共内藏介は兩人に引離れて下向被^レ致候也。遙泉院被^レ申は然らば貴僧歸京の上、兩人に出會あらば如何の存入哉被^レ相尋^ニ妻が方へ一封差越給はれ候へとぞ被^レ申ける。院主は内藏介に對面せん事を被^ニ相願^ニけれ共公邊の聞えを恐れて兎角に及^ニ延引^ニける。然れ共出家の事、殊に遠路下向の

事なれば内内對面有れとて公邊強き御咎めもあらじと情有者は是をゆるしければ院主則
内藏介に面會あり。双方無_レ詞及_二落涙_一暫く有て内藏介申すは御約束の通り我我が
鬢の髪を器に集め置たり。歸洛の後慕所を御築き被_レ下候へと是を渡す。大石瀬左衛
門申すは我老年の母と歩行不_レ叶姉五條河原町に罷在候、後後の事奉_レ頼と申しける
院主被_レ申は我乏院たりといへ共、義士一類見捨申事は不_レ致と念頃被_レ申しける。此
上は思ひ残す事無_レ之とぞ申しける。夫より院主内内ながら外三家へも罷越、義士に
及對面、爲_二暇乞_一又遙泉院へ罷越けるに夫人被_レ申は内藏介二人の忤一人は先達て
致_二出家_一、弟大三郎は貴僧の御弟子にして給はり候へとぞ被_レ申ける院。主被_レ申は
豐岡の石東源五兵衛方へ罷越、内藏介妻へも申聞せ源五兵衛が存入も承り仰の趣に取
計可_レ申とて別れを告て被_レ出ける。

赤穂義臣傳實記卷の拾參(終)

◎赤穂義臣傳實記◎ 「卷の拾四」

義士御仕置御評定阿部豊後守義士切腹に被_レ決事。

元祿十六未年正月二十二日稻葉丹後守より義士御預りの四家へ義士が親類書を差出様に被_二申談_一義士御仕置の沙汰に及びける。御老中若年寄、寺社奉行各御評定有_レ之、高野山へ被_レ遣て出家となし被_レ遣可_レ然共又四家の預り衆へ被_レ遣て彼家に永く被_二差置_一可_レ然共又八丈嶋に移されて可_レ然共、御評議まちまちにて一決せず。阿部豊後守曰く。主人の敵を討は昔よりの風俗にて珍しき事に非ず此者共助け被_レ置候ても存命の所存不_レ可_レ有、自殺可_レ仕。然る時は命を惜む者にはあらず。今吉良を討たる譽にて切腹被_二仰付_一は彼らが本望無_二此上_一忠義無双の名譽末代に残べし豊後守に、おいては切腹に増たる御仕置は有_レ之間敷奉_レ存と被_レ申ければ何れも尤の御指圖也とて水戸黄門君へも御内意御伺有_レ之處理に當る趣被_レ仰故義士切腹に極まる。

義士切腹に相決、四家へ御指紙の事。主税隠岐守殿へ申上る事。四家の君暇乞の事。

百一

元祿十六未年二月四日義士切腹被_二仰付_一四家の衆へ如_レ左被_二仰遣_一されける。

御預被_レ置候淺野内匠頭家來共切腹被_二仰付_一候追付御目附可_二指越_一候其節各方御出會に不_レ及、家來計可_レ被_二指出_一候 以上

二月 四日

稻葉丹後守	秋元但馬守	小笠原佐渡守	土屋相模守	阿部豊後守
-------	-------	--------	-------	-------

細川越中守殿	松平隠岐守殿	水野監物殿	毛利甲斐守殿
--------	--------	-------	--------

内藏介は豫て二月に入なば大方御仕置可_レ有と存入ける處に二月四日檢使御越し趣被_二仰聞_一故物靜に取納めける。越中守被_レ申は其方達に切腹被_二仰付_一我日頃の望を失へり。拾七人は我永く扶持して左右の手にも致度存する處、公法は不_レ及_二是非_一殘念の至り也と懇に暇乞有_レ之盃を出し越中守取あげて内藏介へ指給ふ。内藏介謹で頂

戴しけり。返盃せよと有之故、内藏介御免被下と申せ共是非との仰せ故返盃しける。越中守快く受給ひ夫より義士へ御指被成て順盃に致せよと被仰、暫く名残を惜み給ひ入らせ給ふ。内藏介は柏原要人に向ひて舊冬以來越中君の御懇情各方の御心入忝き段厚く及ニ禮謝けるとなり。隱岐守も義士を呼出し御暇乞有之、主税に被仰は今度父子所をかへて切腹する事残念可有候、故郷の母へ申置事あらば筆談は難成間口上に可申相届可遣と被仰ける。主税申上るは去年夏故郷を罷出候節此義心中に相定申候故母弟へも長別の暇乞仕候へば今更可申遣旨は無御座候且又父子處をかへて切腹の儀、是又心に懸り不申候。内藏介豫て申聞候は萬萬一命御助け被爲被下候共父子は自殺仕候覺悟に候、若此一儀忘却仕らば勘當可致と申に付豫て自殺と存じきわめ罷在候。去年仙石伯耆守様御宅にて別れ候節も此事申聞候士法のごとく切腹被仰付無此上難有仕合に奉存候とぞ申しける。水野監物は義士へ白無垢一重、無紋の上下一具づつ手づからとらせ被申けるは其方達今日切腹被仰付嘸大慶、我悦如何計命御助け被下候共存命可致覺悟は有べからず。併萬一御助被下候共何れも自殺可致に公儀の御法に被仰付は末代迄の譽なり。忠臣二君に不仕と云本文あれば今日の切腹甚悦び申なり、於泉下一内匠頭へも監物傳言申したり日本無双の義臣被召抱儀御浦山敷存ずると可申達と被申ける。毛利甲斐守にも懇に暇乞有之、各死別をかなしみ給ひけり。

義士切腹の式四家へ檢使被指向被仰渡事。 同切腹大高、武林勇剛義士葬送の事。

二月四日細川家へ御目附、荒木十左衛門、御使番久永内記、御徒士目附村上覺左衛門畔林彌一兵衛、江口文右衛門、三宅權七郎、伊藤奎左衛門、安田藤兵衛、大場源太夫御小人目附小泉半十郎、柳川五太夫、石原半左衛門、近田茂八郎、原佐五兵衛、磯山覺右衛門、安原助八郎、神田清介、西村作右衛門、三宅藤市、木村三四郎、淺井小四郎被指向御書付を以被仰渡趣は

淺野内匠頭儀勅使御馳走の御用被仰付處、時節場所不辨不屈の仕合、右御仕置に被仰付吉良上野介無御構被指置處主人の仇を報と申立、内匠頭家來共致徒黨上野介宅へ押入、飛道具持參、上野介討留候終末不恐公儀一段重重不屈に候因之其方共切腹申付る者也

右御書付の趣内藏介奉御請申上るは私共徒輩四拾六人申合、上野介殿を討留は全亡主の志を繼ぐと申す物にて候、致徒黨との御趣難心得奉存候、他家の者は一人も不相加内匠頭に祿を得候者計申合せ候人數多きと申計にて徒黨の儀は御請不仕候、併及此期兎角申上候へば命を惜むに似候間早速に切腹可仕候是れ公儀の預御苦勞恐入奉存候、扱私共死骸は如何被仰付被下候哉と申す。

檢使の曰く、内匠頭の菩提所へ取置候と被_レ申ければ内藏介別て難_レ有無_二殘所_一仕合、一統武運に相叶候と厚く御禮申上る。夫より座に直り及_二切腹_一此外の義士も此徒黨の事を御請不_レ仕とぞ聞へし。扱大書院の庭に仮小屋を立疊六疊敷其上に白布のふとんを敷き三方は幕引廻し内に武士股立にて四五人相詰る。義士は白小袖に無紋の麻上下、無刀にて右疊の上に直る。介錯人四方に切腹刀をのせて出す。

眞劔にあらず扇子を用ゆる也、又眞劔の時は九寸五分の柄をばづし奉書にて包み切先四分出す小よりにて十二所結ぶひとへ巻で、はしを切なり扇子を出すは用心過て其人はよろこばざる事なり、近代多くは扇子を用ゆる

義士取て、いただき介錯討_レ之、内藏介首は實檢の作法有、其外は首の落るを一覽せらるる迄なり、死骸を納る時一重張の屏風を隔つ疊ふとんも一人一人に仕替死骸を箱に入れ上に小さき札を立て各各姓名をあらはす

細川家

大石内藏介良雄	四十五歳	介錯	安場市平
吉田忠左衛門兼亮	六十三歳	同	富森清太夫
原惣右衛門元辰	五十二歳	同	増田奥右衛門
片岡源五右衛門高房	三十七歳	同	二宮新左衛門
間瀬久太夫正明	六十二歳	同	本庄喜助

小野寺十内秀和	六十一歳	同	横井義左衛門
間喜兵衛光延	六十九歳	同	栗谷平右衛門
磯貝十郎左衛門正久	二十五歳	同	吉田五郎右衛門
堀部彌兵衛金丸	七十八歳	同	米良市右衛門
近松勘六行重	三十八歳	同	横山作之丞
富森助右衛門正因	三十四歳	同	入江半七
潮田又之丞高敦	三十五歳	同	一宮源四郎
速水藤左衛門満高	四十歳	同	魚住藤右衛門
赤垣源藏重賢	二十五歳	同	中村角太夫
奥田孫太夫薫盛	五十七歳	同	藤崎長左衛門
矢田五郎右衛門助武	二十九歳	同	竹田平太夫
大石瀬左衛門信清	二十七歳	同	吉田孫四郎

八拾七人

松平隠岐守へは御目附杉田五左衛門、御使番駒木根長三郎、御徒士目附瀧野八郎右衛門、太田庄右衛門、上田五郎兵衛、都築又衛左門、才澤又右衛門、荒川六右衛門、御小人目附石野岡右衛門、中村忠七郎、杉山傳七郎、石野平兵衛、金橋又七郎、小山彌兵衛、野口甚右衛門、林孫左衛門、渡邊八平、須藤六郎被_二指向_一

大石	主稅	良金	十六歲	介錯	波賀	平太夫
堀部	安兵衛	武庸	三十四歲	同	荒川	十太夫
中村	勘介	正辰	四十八歲	同	大嶋	半平
菅谷	半之丞	政利	四十四歲	同	加藤	斧右衛門
不破	數右衛門	正種	三十四歲	同	荒川	十太夫
千馬	三郎兵衛	光忠	五十一歲	同	波賀	清太夫
木村	岡右衛門	貞行	四十六歲	同	三原	久太夫
岡野	金右衛門	友信	二十四歲	同	加藤	斧右衛門
貝賀	彌左衛門	友信	五十四歲	同	大嶋	半平
大高	源吾	忠雄	三十四歲	同	三原	久太夫

八拾人

毛利甲斐守へ御目附鈴木治郎左衛門、御使番齋藤治左衛門、御徒士目附神部十太夫、神谷傳右衛門、山上與右衛門、千嶋三右衛門、竹田與十郎、長坂彦八郎、御小人目附飯嶋甚三郎、高島平次郎、黒川利介、太田惣右衛門、淺岡奎右衛門、並木才兵衛、金子傳次郎、稻田權右衛門、加藤惣兵衛、小倉彌兵衛、直井藤八郎被

指向

岡嶋八十右衛門常樹 三十九歲 介錯 近藤 爲右衛門

吉田	澤右衛門	兼貞	三十九歲	同	鶴飼	惣右衛門
武林	唯七	澄重	三十七歲	同	柳	政右衛門
倉橋	傳介	武幸	三十四歲	同	田上	五左衛門
村松	喜兵衛	秀直	六十九歲	同	江波	清吉
杉野	十平次	次房	二十八歲	同	近藤	爲右衛門
勝田	新左衛門	武堯	二十五歲	同	鶴飼	惣右衛門
前原	伊介	宗房	四十歲	同	柳	政右衛門
小野寺	孝右衛門	秀富	二十八歲	同	江波	清吉
間	新	六光風	二十四歲	同	田上	五左衛門

八拾人

水野監物方へ御目附久富十左衛門、御使番赤井平右衛門、御徒士目附服部惣太夫、花井新右衛門、關口又左衛門、淺野庄右衛門、伊藤新左衛門、御小人目附浮田六太夫、鈴木傳十郎、山田清右衛門、鈴木彌五右衛門、落合權藏、梶間勘十郎、永井安兵衛、津賀田十介、笠合平右衛門、原藤十郎、岡田文右衛門、向井藤吉、間 十次郎光興 二十五歲 介錯 青山 武介、奥田 貞右衛門行高 二十五歲 同 横山 武助、矢頭 右衛門七教兼 十七歲 同 杉野 源介

村松	三太夫秀直	二十七歳	同	廣瀬	半平
萱野	和介常成	三十七歳	同	徳山	又藏
横川	勘平宗利	三十七歳	同	山中	源七郎
三村治郎	左衛門包常	三十八歳	同	田口	安右衛門
神崎	與五郎則休	三十八歳	同	稻垣	佐介
間瀬	孫九郎正辰	二十三歳	同	山池	權六

九人

義士何れも及^ニ切腹^一 四家被^ニ申合^一て芝泉岳寺へ葬送す、棺毎に高提燈を立て土共取廻して物靜に寺へ入り内匠頭の墓より左の方に四拾六人葬^レ之ける。武林唯七は介錯人首を討損じて落ざりければ唯七首をかかへて御心靜かに被^レ成べくと申しける政右衛門承り候とて二の太刀に討落しける、武林平生人に越たる者なるが斯る時に至ても不^レ動事を感じけると也。大高源吾側の人に申しけるは武士たる者は誰も腹きる事は心易きものの様に申候へ共、唯今其場に相成候へば餘り心よき物に無^レ之候間何れも輕輕敷思召され間敷と申す。大高臆したる言葉なりと申せしか心有る武人は大丈夫の一言なりと感じけると也。

義士各各辭世の事。

百五

あららくや思ひは晴る身は捨る浮世の月にかかる雲なし
 けふははや言の葉草もなかりけり何の爲とて露むすぶらん
 大石内藏介
 我つみは人の菩提にまさるとは何と流す誓ふ山かせ
 小野寺十内
 吉田忠左衛門
 しなもなく生過たりと思ひしに今待えたり老のたのしみ
 堀部彌兵衛
 まてしばし死出に遅速はなけれども先さきがけて道しるべせん
 横川勘平
 豫てより君と母とにしらせんと人より急ぐ死出の山道
 原惣右衛門
 思ひ來や我武士の道ならでかかるみのりの縁にあふとは
 木村岡右衛門
 あづさ弓實の道はふみもせずこてさし糸に雪ぞふりつつ
 神崎與五郎
 天地の外はあらしな千草だに元咲野邊にかると思へば

都鳥いざご問ん武士の恥ある世とはしるやしらすや 萱野和介

けふも春はづかしからぬねふしかな 間 喜兵衛

しあはせじや死出の山路は花さかり 富 森 助右衛門

うみて呑茶屋もあらしな死出の旅 武 林 唯七

その匂雪のあらしの野むめかな 大 高 源 吾

山をさくちからもおれて松の雪 同 喜兵衛

ながらへて花を待べき身ならねばなを惜まるる年の暮かな

ながらえて浮世の春は近ければみのりの花を待ど久しき 大 石 良 雄

思ひ來や今朝立春にながらへて末のあゆみを猶待たんとわ 小 野 寺 十 内

原 惣右衛門

赤穂義臣傳實記卷の拾四(終)

◎赤穂義臣傳實記◎ 「卷の拾五」

間新六忠死同人死骸中堂又助へ申請る事。

間新六が死骸は秋元但馬守家來中堂又助申受て葬ける。泉岳寺へは新六が指料の一腰を埋て靈魂とす。新六は間喜兵衛次男にて十次郎が弟なり、内匠頭大變あらん四年以前秋元但馬守家來中堂又助方へ養子に罷越親子睦間敷部屋住にて暮しけるが彼大變を聞くと新六思ふは我今中堂家にて如し此武夫に交る事。元は内匠頭の高恩なり。吉良は主人の敵なれば父喜兵衛兄十次郎も其儘には致置間敷、兎角一處に志を可し立と父に此事を語るに喜兵衛大きに悦び時節至らば此方より可し知間穩便に可し暮と父子申合けり。其年の十一月初より吉良を可し討決定すれば喜兵衛は新六を招く。夫より新六は又助方不縁を申立身を退んとす。又助申すは汝我方を退んと言事深く察せり。聊不し止離縁致すべし。此刀は我手覺の一腰なり。形身にとらする間大事の場に至らば是を可し用とて與へければ新六極意を悟られけれ共詞には不し出及し挨拶で又助宅を立出ける。切腹の前にも側の人に又助方へ厚情不し忘忝段傳へ給はれとて申置けり斯る由緒有し之故、死骸を申請て葬ける。又助新六事を毎度申出し斯る義士を暫くも父子の因みせしは面目なれとて人に語りて自慢せしとぞ義の高き事をかんすべし。

百七

義士男子遠嶋。吉田傳内、間瀬貞八事。

義士切腹の日、町奉行保田越前守へ稻葉丹後守秋元但馬守より義士男子遠嶋被し仰渡に付以し手寄し尋出し八丈嶋へ被し移べく由申談らる。

後出家
祖練

大石 吉千代 十三歳

内藏介次男

大石 大三郎 二歳

同人 三男

片岡 新六 十二歳

源五右衛門嫡男

同 六之助 九歳

同人 次男

瀬間 貞八 二十歳

久太夫次男

吉田 傳内 二十五歳

忠左衛門次男

此兩人は本多中務太輔方に相勤罷在故、本多より二人共被し指出し四月十七日江戸へ着、同十八日町奉行役所へ被し召呼し赤穂以來の義御尋有し之處、姫路に相勤罷在候上は赤穂の儀毛頭不し存候趣申。之に付暫く町奉行所に罷在、夫より本多家に御預けに相成ける。

惣右衛門忤

後出家
奉行

原 十次郎

五歳

五郎右衛門忤

矢田 佐十郎

九歳

助右衛門 忬	富森 長三郎	二 歳
數右衛門 忬	不破 大五郎	六 歳
勘 介 忬	中村 忠三郎	九 歳
同人 次男	同 勘治郎	八 歳
岡右衛門 忬	木村 宗十郎	九 歳
同人 次男	同 治郎四郎	八 歳
和 介 忬	萱野 伊之介	九 歳
定右衛門 忬	吉田 清十郎	二 歳
喜兵衛 忬	村松政右衛門	二十三 歳
八十右衛門 忬	岡 嶋 藤 松	十 歳
同人 次男	同 五之介	七 歳

〜拾 九 人

幼少の者は十歳迄は親類へ御預け十五歳に及べば八丈嶋へ可_レ被_レ流趣被_二仰渡_一ける

四家より泉岳寺へ香奠、間喜兵衛同十次郎妻歌の事。
吉良左兵衛佐御改易に付屋敷除地に被_二仰付_一事。義士
法號墓の分別。

義士遺骸泉岳寺へ納め卒都婆を被_レ立ける。三月六日に石塔成就す。八日は三十五日に當りければ三百人の僧を集めて佛事有_レ之爲香奠

細川家より 金五拾兩

松平家より 銀五拾枚

水野家より 銀貳拾枚

毛利家より 銀貳拾枚

間喜兵衛の墓に其妻手向の歌

夜とともに曇らて月の恨めしや

入る山の端にかけを殘して

同十次郎妻夫の墓へ手向の歌

爰よりは外へは行しなき魂の

露ときへにしこの苦の下

義士切腹の日猪子佐太夫荒川丹後守を評定所へ被_二召出_一仙石伯耆守、丹羽遠江守、長田喜左衛門列座にて被_二申渡_一趣は舊冬淺野内匠頭家來共吉良上野介を討取候節、左兵衛佐仕方甚不屈に思召候。因_レ之領知被召_二上_一候て諏訪安藝守へ御預け被_レ成候、此段左兵衛佐へ可_二申渡_一と被_二仰談_一則兩人左兵衛佐へ申達す。左兵衛佐被_レ申は舊冬の手疵今以快氣仕_レ不候。今暫く御當地に罷在、養生仕度候間此段御老中へ

相伺吳候様被_レ申に付三人より相伺ひ候處以の外不_ニ首尾_一に相成故、其日安藝守屋敷へ引取同十一日江戸發足にて信州高嶋へぞ被_レ趣ける。左兵衛佐の家來左右田孫兵衛山好新八郎願を立て供を致し高嶋へぞ下りける。

上野介屋敷松平日向守へ御預け被_レ成、其後潰し家に相成掃地に被_ニ仰付_一ける、南北五十六間半、東西五十二間二尺なり。

義士墓の分列

武林 唯七母
 淺野 内匠頭
 大石 内藏介
 吉田 忠左衛門
 原惣 右衛門
 片岡 源五右衛門

細川家

大石 瀨左衛門
 矢田 五郎右衛門
 奥田 孫太夫
 赤垣 源藏
 通水 藤左衛門
 潮田 又之丞

細川家

間 奥矢村
 十田 頭松
 十定 右三
 次衛 門太
 郎門 七夫

水野家

村松 喜兵衛
 杉野 十平次
 勝田 新左衛門
 前原 伊介
 小野寺 幸右衛門

毛利家

神三 横室間
 崎村 川野瀨
 奥次 左勘和
 五衛 門九
 郎門 平介郎

水野家

間瀨 久太夫
 磯貝 十郎左衛門
 堀部 彌兵衛
 近松 勘六
 富森 助右衛門
 間喜 兵衛
 小野寺 十内

細川家

畠山 源
 門左衛門
 村右衛門
 木村 國右衛門
 村海
 菅谷 三郎
 中村 勘之丞
 堀部 安兵衛
 大石 主税

畠山家

義士法號

中誠院又空淨劔

又仲光劔

又峰山劔

又勘要劔

又譽道劔

又以串劔

又胸空劔

又破了劔

又廣忠劔

又察周劔

又法參劔

又橫唯劔

又縱練劔

又性春劔

又當樹劔

大石內藏介

吉田忠左衛門

原惣右衛門

片岡源五右衛門

間瀬久太夫

小野寺十内

潮田又之丞

速水藤左衛門

赤垣源藏

奥田孫太夫

矢田五郎右衛門

間瀬新六

倉橋傳介

武林唯七

吉田澤右衛門

又袖拂劔

又有梅劔

又可仁劔

又量霞劔

又補天劔

又風颯劔

又上樹劔

又雲輝劔

又露白劔

又水流劔

又觀直劔

又道直劔

又通普劔

又回圓劔

又龜石劔

又無一劔

又寬德劔

岡嶋八十右衛門

村松喜兵衛入道

杉野十平次

勝田新左衛門

前原伊介

小野寺幸右衛門

大石主稅

堀部安兵衛

中村勘介

菅谷半之丞

不破數右衛門

千馬三郎兵衛

木村岡右衛門

岡野金右衛門

貝賀彌左衛門

大石高源吾

大石瀨左衛門

乃泉如劔
 乃周未劔
 乃毛知劔
 乃隨露劔
 乃勇相劔
 乃澤藏劔
 乃秋跳劔
 乃擲振劔
 乃清元劔
 乃大及劔
 乃響儀劔
 乃常水劔
 乃珊瑚劔
 乃利嚴劔

間 喜 兵 衛
 磯 貝 十 郎 左 衛 門
 堀 部 彌 兵 衛
 近 松 勘 六
 富 森 助 右 衛 門
 間 十 次 郎
 奥 田 定 右 衛 門
 矢 頭 右 衛 門 七
 村 松 三 太 夫
 間 瀬 孫 九 郎
 萱 野 和 介
 横 川 勘 平
 三 村 次 郎 左 衛 門
 神 崎 與 五 郎

上杉閉門御免岡嶋八十右衛門忤の事。

義士切腹の上杉父子遠慮御免の趣荒川丹後守、猪子佐太夫罷越申談す。然れ共御目見は無之處四月朔日始て御目見被_レ申上_一此度吉良の變に付上杉失面目被_レ申諸人大きに笑ひけり。心つよき大名衆は出るままに吉良の變を申出し被_レ笑ける故、上杉度度赤面に及ける。下馬にても供廻しの者赤穂の敵討と言て上下此沙汰計なり。

義士遺物泉岳寺へ納る。天野屋利兵衛白狀の事。

四家より義士が遺物如何可_レ致と伺有_レ之處、泉岳寺へ可_レ遣旨被_レ仰出_一則寺に納る。是を聞入我一に寺へ來て双刀帶手拭迄求_レ之家實とす。一兩日の中に多金、寺へ納りければ院主洲山和尚俄に徳の付たるを悦て未だ残り有_レ之遺物を不_レ賣、其後山門普請の節に取出し候て、しめ賣に被_レ致に又多分の金子に相成ける。世上此沙汰惡敷出家に不_レ似合_一儀と皆人笑ひけり。終には此事にて退院せられけり。又天野屋利兵衛は永永入牢仕る處義士江戸において切腹の由を聞て豫ての儀白狀可_レ仕と申故早速被_レ呼出_一處、利兵衛申上けるは先達て御吟味の槍梯子の儀大石内藏介相頼候故鍛冶市右衛門へ私より爲_レ打申候、其節白狀仕候へば大勢の浪人及_二難儀_一事故白狀不_レ仕候處於_二江戸_一達_二本望_一候て切腹の上は私隠し可_レ申様無_レ之如何様共被_レ仰付_一可_レ被_レ下と申上る。彼是評議有_レ之處、町人には稀なるものなりとて死罪を被_レ免

て大阪三郷御追放に相成ける。利兵衛は京都北野瑞光院の地に小家を求めて前に紙屋川と云ふ小川有、昔より橋無し之を利兵衛橋をかけ諸人を助け法体して名を松永土齊と改め、ひそかに暮しける。忤利右衛門は親に變り不埒ものにて終に身上潰しける。大阪道修町の濱側に天野屋九兵衛と云ふ者あり正しく利兵衛甥にて利兵衛に、おとらぬ正しき者也後には松平安藝守殿へ出入して懇を蒙り一生安樂に暮し其頃の人人感じあへり。

瑞光院東山より歸路豊岡石東方方へ赴く事。

内藏介次男吉千代事。

瑞光院は東武より京都に歸り内藏介より受取し一通開き見れば辭世と覺へて

思ひ入身は武藏野の夕露に

残る言葉があさの下草

院主内藏介が遺言の如く四拾六基の石塔を建立せはやと思はれけれ共、心に不任依之、先石塔一基を建て四拾六人の姓名を彫て一曲に納めし鬢のかみをつき籠て不日に成就せり。洛場の貴賤群集して參詣す。其後また細川家より四拾六人の繪像を寄附せらる今に残り寺寶とす。院主は但馬の國豊岡へ下り石東方へ至り内藏介都を出し時の有様、又江戸にて暇乞の事迄物語りせらる。内藏介妻は先達て尼と成、香林院と申し

けるが院主へ申すは吉千代は先達て出家いたして祖練と申す。弟大三郎儀も貴僧の弟子になし父兄が菩提を問せ度と申しければ院主の曰く、大三郎は再び大石の家を發すべき人なり出家せん事不_レ宜と申して止けり。其後大三郎は安藝守殿へ被_二呼出_一て三千石を給り大石外記とぞ申しける。夫より院主は進藤、小山に面會して遙泉院の口上を申述らるに兩人一向返答に不_レ及、其後は行方不_レ知にけり。

千馬三郎兵衛娘の事。一文字屋娘かる瀬川作之丞 柏木浮橋か事。

義士の内千馬三郎兵衛は不双の忠臣にて赤穂、伏見、京、大阪をかけ廻り内藏介に心を寄る事人に超へたり。三郎兵衛に一人の娘あり。三郎兵衛思ふは我大義成就して命を失ふ跡にて公儀より一類縁者をさがし求めて死罪に被_レ行時は娘が命も可_レ被_二召_一所詮傾城に賣捨れば後の難儀は有間敷と思ひて、あらあら娘に申談じ午の秋東武に入こみける時大阪しん町大和屋市兵衛と云ふ女郎屋へ四五年の勤めを約束して賣置ける然るに未の春三郎兵衛切腹し一類縁者といへども女子には御構ひ無_レ之趣に付彼娘父が事を思ひ不_レ忘、朝暮佛にいのりて菩提をとむらひけり四國邊より來る客此事を問に娘不_レ包申明して千馬が娘なりと云、客大きに驚き日本不双の忠臣たる其娘なれば我受出して妻となさんとて多金を積て受出し四國へ同道せしと言へり。時の人は是をか

んす。又二文字屋が娘かるは關東の様子を聞て即日尼と成、貞林と號し毎日毎日寺に詣て一心不亂に内藏介父子が菩提を弔ひけり。其年二十三歳に成けるとなり。瀬川竹之亟も四條の廬山寺に石塔を建て内藏介の法號を記し香花を捧げて弔ひけり。柏木浮橋も五十日の間勤を引て懇に弔ひける。伏見の揚屋笹屋小左衛門へ内藏介毎度來りて遊びければ其後は小左衛門宅別て繁昌せるとなり。

矢頭右衛門七大阪へ書狀を遣す。

野間屋久兵衛自慢の事。

未六月下旬大阪堂嶋野間屋久兵衛方へ江戸表矢頭右衛門七方より書狀指越たり。久兵衛披き見れば去年其表立去候節預け置候腹巻を借用いたし不埒の仕方に候處、此節金子出來候に付返濟仕るとて懇に相認め金子八兩封じ入て指越ける。十二月十四日吉良へ討入一兩日以前の日附にて到來せり。久兵衛手を打てかんじ入、斯る事を我知るなれば心に苦勞はさせ間敷事なるにと及落涙ける夫より質屋に此趣を語り金子を渡し兩人申合せて佛事を營み北の町淨光寺に石塔を建て父長介並に右衛門七が無二の忠臣たる事を記して諸人に是を語り今に誌石を残す。神崎與五郎は是も大阪安治川邊に有けるが其宿せし者大義成就して東武に死をとげし事を聞て遠山寺に石塔を建て毎度參詣せしと也。

淺野大學出世。義士男子歸路の事。

瑞光院に四拾六基建立の事。

淺野大學先年松平安藝守へ被_レ召預_二候處六年過て寶永五年子年被_二召出_一其方事兄内匠頭不調法に付安藝守に被_二預置_一候處、先祖代代舊功被_二思召出_一此度新知五百石被_二下置_一寄合に被_二仰付_一趣被_二仰出_一夫より青山にて屋敷拜領し安藝守より取締有_レ之て目出度武名を再興せり。享保四年亥年は義士十七回忌に相當り義士が男子流罪御免被_二仰出_一ける。瑞光院は當年まで内藏介に約束せし四拾六基の石塔不_レ成を歎き方を勸化せらるるに志有、武人各各金銀をなげうつゆゑに不_レ日に四拾六基成就しける。貴賤紫野に來り拜禮す。二月四日は就中群參し東武芝泉岳寺洛陽の瑞光院は在す如く誌石を建て末代迄の譽れを残す。忠義無双の義名日月天にあらん限りは不_レ可_レ消嗚呼。

赤穂義臣傳實記卷の拾五(終)

昭和拾六年拾貳月拾四日印刷
昭和拾六年拾貳月貳拾五日發行

以印刷代謄寫
願同好者

〔非賣品〕

禁 複 製

福井縣南條郡神山村高瀬第拾壹號拾壹番地
發行人 廣 部 正

福井縣南條郡武生町幸參拾八番地
印刷人 森 上 齋 五 郎

福井縣南條郡武生町幸參拾八番地
印刷所 丸 見 屋 印 刷 所

武生町蓬萊

井上氏藏